

政

刑

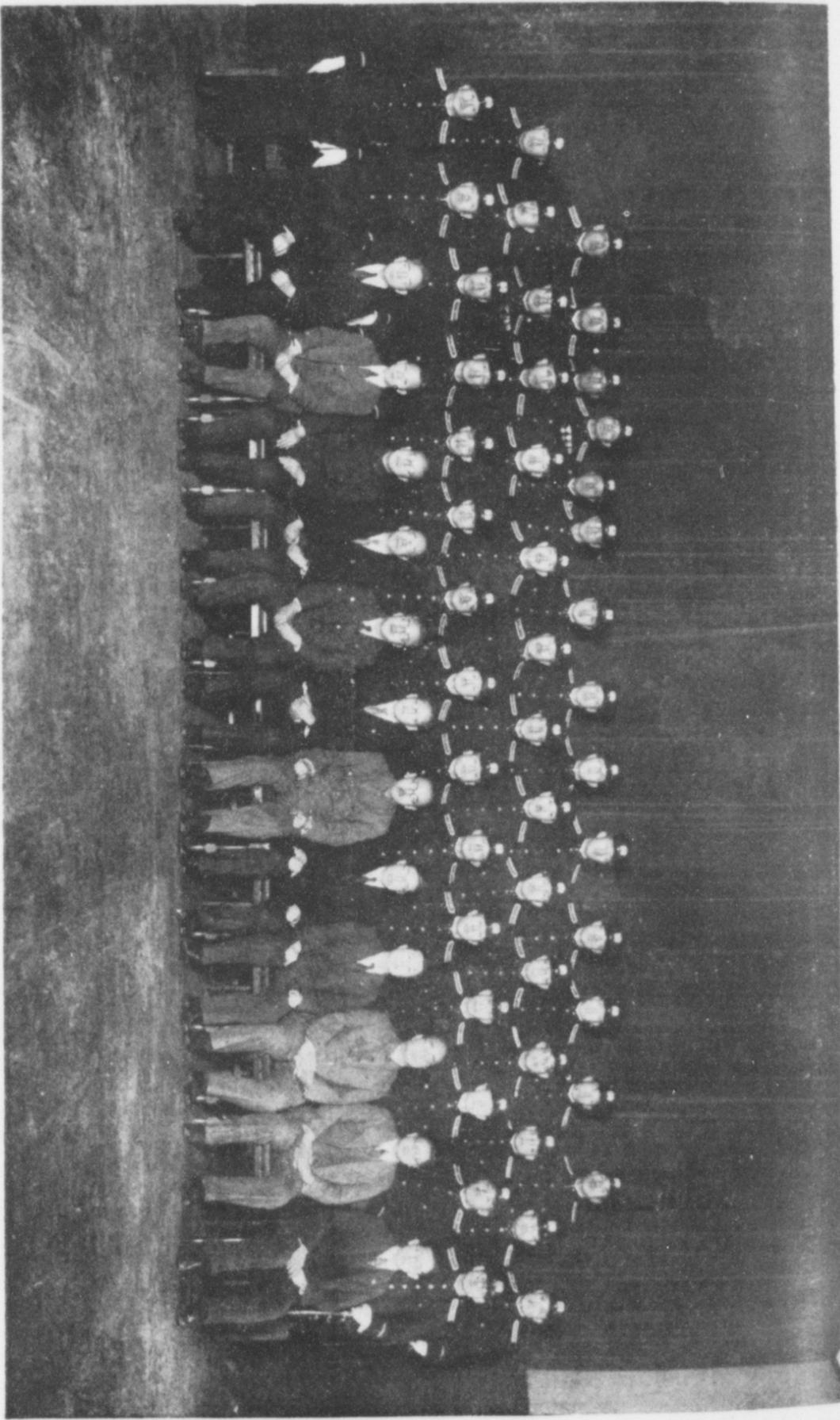
號 四 第

號 月 四

卷四十五第

課全 長國 名刑 一務 覽所	臨水亭春宵歡會	北米合衆國ニユ ヨーク州矯正法 (九)	統一せられたる スイス聯邦刑法 (二)	映畫「母代」座談會	佐渡鑛山水替 人足制度に就て (三完)	犯罪心理學の (一)	不定期刑における 放をめぐる諸問題 釋	豫防拘禁の誕生 (卷頭言)
	岩村一木 八		ウオルフガング ミツテルマイアー 五		岡田直寬 四	高橋正巳 四	寺光忠 五	中尾文策 二

行發會協務刑財
人圖



第一回副看守長特別練習卒業記念撮影

刑
政

四
月
號

第
五
十
四
卷
第
四
號

豫防拘禁の誕生

去る三月八日法律第五十四號を以て公布せられた改正治安維持法は遂に不轉向の思想犯人に對する豫防拘禁の適用を規定するに至つた。斯く我國の立法が愈々少年以外の領域に迄保安處分の實施を考慮するに至つたと言ふことは、刑事政策の一進歩として特にわれわれの關心をひくものである。そこで、之に關して二三の所見を述べて置き度いと思ふ。

先づ豫防拘禁其物に付て注意を要するものに二點がある。一は其の目的であり二は其の處遇方法である。

由來豫防拘禁の目的は隔離及び改善の二箇のものであるとされる。危険なる者は之を社會から隔離しなければならぬ。そして同時に改善しなければならぬ。之が豫防拘禁である。然し此處でわれわれが警戒を要するのは、此の隔離と言ふことに置く重要さに付てである。成程危険なる者は之を自由の状態に放置することは出来ない。少く共之を無害化せしむる必要がある。此の意味に於ては隔離と言ふことも一應は豫防拘禁の目的たることに疑ひはない。けれ共よく考へるならば、隔離は畢竟最終の目的たり得ないのであるまいか。危険なる者は隔離して置くと言ふ唯それ丈では今日の國家として餘りにも消極的であり沒理想的であつて、萬人を育成し其の處を得しめんとする國家の態度ではない。國家としては須く此の隔離の彼方に、より積極的且つ文化的なる理想と目的とを有す可きである。此の理想此の目的を私は改善であると考へる。即ち國家は取敢ず本人を無害の状態に置くけれ共、其處に豫防拘禁の終點を設けるのではない。眞の終點は其の彼岸即ち彼の改善と言ふことに在るのであり、従つて等しく豫防拘禁の目的と稱するも隔離と改善とはもともと價値の序列を異にするのである。勿論われわれは、さしあたり改善と言ふことに付き不幸にして力足らざるを歎かねばならぬ。之は現在のわれわれに取り希望峰である。然し其の希望峰の彼方にわれわれの永遠なる使命があるのである。されば私は言ひ度い。隔離は豫防拘禁に於ける最小限度の目的であり、改善は更に其の上に在るものであると。

豫防拘禁の處遇原則が行刑上の原則と趣を異にす可きことは言ふ迄も無い。最早それが刑罰の執行に非ざる以上、豫防拘禁なる特殊の性質より來る本質的制限を超えざる範圍内に於て、當然處遇は緩和されたものでなければならず、刑務所的な色彩と緊閉氣とは極力之を避けなければならぬ。故に例へば信書接見の度數は無制限を原則とす可きであり自己勞作は許可せらる可く外泊の許容も考慮せられてよいであらう。問題は作業強制の可否如何であるが、私は之を強制す可きものと考へる。豫防拘禁は刑罰と異り且つ刑罰の中にも作業を課せざるものがあるとの理由から消極的立場の議論も一應成立するのではあるが、私は必ずしも之に賛成することは出来ない。それは勞働を賤視し之が強制を應報と結び付けんとするものである。斯る考へ方が問題であるのみではなく、勤勞精神から游離した改善は少く共現下の日本人を作り上げる方法として決して健全ではない。故に若し禁錮刑等との關係上作業強制を規定し得ざる場合には、訓育又は訓練等の名に於て事實上作業を課することが考慮せらる可きである。

次に豫防拘禁を保安處分の問題として考へる。

我國に於ける豫防拘禁はさし當り思想犯人を對象として生れたものであるが、等しく危険の大を感じつつあるものは獨り此の思想犯人に限らない。常習犯人然り常習懶惰者然り精神低格者亦然り。之等は其數に於て遙かに思想犯人のそれを凌ぐのみならず、其の被害は遍くわれわれ民衆日常生活の中に浸透して居る點に於て、危険の程度は決して思想犯人のそれに劣るものではないのである。されば豫防拘禁の採用に

依り刑事政策に一步を進めた我當局は、今後尙他の犯罪者に對する豫防拘禁の擴張と、而して更に勞作所收容治療所收容等各種の保安處分の實施をも考慮し以て對策の完璧を期す可きである。斯る方向への出發點が與へられたものとして見るとき、今年是我刑政史上、一時期を劃するものである。

けれ共斯くして保安處分が進化した後如何なる時期が到來するかを考へるとき、私は之に大きな興味を覺えるものである。抑も保安處分が認められるのは刑罰の應報性の、是認せられるに由る。應報を急ぐ可き刑罰を以ては犯罪者を改善し得ないから、別に保安處分の方法を以て改善を完うすると言ふのであるが、其の終局の目的に對し如何に國家は迂曲せる非能率的方法を採ることであるか。此の方法は理論的には、一旦犯罪者を悪くし改善し難くしておき、然る後之を改善しやうとすることに成るのである。然し國家にして犯罪者の改善を最後の目的とするならば、如かず當初より此の目的に全努力の方向を一元化し以て速かなる目的の達成を圖る可く、却て之を困難ならしむるが如き處置を中途に介入せしむ可きではない。應報を完うするの見地よりも、改善せられた者の心に對してこそ眞に應報が應報たり得るのである。されば保安處分は刑罰に吸収せらる可く、刑罰は本來保安處分の性質を有するのであり、兩者は一であつて二箇のものである可きでない。唯其の過程に於て寛嚴の程度を異にするに過ぎないのである。之を政策的に組織化し具體化するとき其處に生れるものが不定期刑である。私は、保安處分の進化は益々其の前處置たる刑罰への合目的反省を深めしめ、そのことは遂に保安處分其物の否定より不定期刑へと刑事政策の進路を向はしめるものと考へるのである。

中尾文策

不定期刑における釋放をめぐる諸問題

寺光 忠

目次

- 一 まへがき
- 二 不定期刑の思想と制度
- 三 不定期刑における釋放をめぐる諸問題
 - (一) 不定期刑における假釋放
 - (二) 「不定期刑釋放」
 - (三) 長期滿了釋放
- 四 むすび

一 まへがき

昭和十五年十二月二十四日行甲第一五八六號依命通牒は、「不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ釋放ノ件」に關して少年法第八條ニ基キ不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニシテ其ノ短期ト長期トノ間ニ於テ釋放セシムヘキ場合ニ於テハ總テ假釋放ノ手續ニヨリ取扱ヒ來リタルトコロ多年ノ實績ニ鑑ミ爾今假釋放ノ外刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ釋放ヲ爲シ得ルコトニ決定相成候條此ノ趣旨ニ則リ不定期刑ノ運用ニ萬違算無キヲ期セラレ度候

と述べられ、以て、大正十二年少年法實施以來引續いて暫行的に不定期刑受刑者に對する釋放手續として規律せられて來たところの『少年法第八條ヲ適用シ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ短期ト長期トノ間ニ於テ釋放セシムヘキ場合ニ於テハ當分ノ間假出獄ノ手續ニ依リ御取扱相成度候』といふ大正十二年七月行甲第一一八一號依命通牒「不定期刑ノ者釋放手續ノ件」(一)に重大なる改正を加へたのであつた。年の暮に何げなしに發せられた此の改正通牒の意義をたづね、其の劃期性を省みつつ(二)、この際、不定期刑における釋放一般をめぐる諸問題を分析し解明するのが本稿の目的である。

今回の改正の劃期的な性質については後に述べるところに譲る。ただ、此の改正せられたる制度は、永年の渴望を充たしたものとて大方の喝采を受けてゐる他面に、根本的に、其の改正が、不定期刑における釋放制度としては實はむしろ異例に屬するものではないかとも謂はれ、また、其の運用の點につき危惧せらるべきものがあるのである。

- (一) 即ち、「當分ノ間」と述べて短期經過後の假釋放を暫行的制度となしてゐたのである。この假釋放の制度は果して不定期刑において暫行的なるにとどまるべきものであらうか、假釋放と無條件に刑終了としてなす釋放との二元的制度を以て是とすべきか、不定期刑における釋放はむしろ必然的に全部假釋放であるべきではあるまいか、等々の問題が再吟味せられねばならないのである。
- (二) 司法當局は事の重要性に鑑み、二月二十日全國少年刑務所長を招集して特にこれが爲の協議會を開催した(刑政第五十四卷第三號「少年刑務所長特別協議會」記事参照)。

二 不定期刑の思想と制度

専ら不定期刑における釋放の問題を論ずる本稿は、從つて、先づ、現實に不定期刑の制度を有し不定期刑受刑者を處遇し其の釋放の實際問題を知つてゐる國の經驗を回顧することから始めたい。それを回顧しつつ、そこに我が國の制を省みて行きたいのである。本來不定期刑は理論や學說が生んだのではなくて經驗が實際化せられたものであるからである。

不定期刑の制度は、理論的には、二つの相異なる目的に立脚して考へ得るであらう。一は、社會隔離をその目的とするものであり、他は教化改善をその目的とするものである。前者においては常習的犯罪者若くは生來的犯罪者が主としてその對象とせられ、後者においては少年犯罪者が主としてその對象とせられる(三)。此の兩者は結論において大體一致し制度の實際の中においては必ずしも確然と分別せられることはないけれども、しかし、制度の思想的背景を爲すものとして此の事が考量せられねばならないのである。前者に屬するものとしてヨーロッパの不定期刑論があり、後者に屬するものとして新大陸の不定期刑立法がある。わが少年法は云ふまでもなく専ら唯一にその教化改善を目的とするものである。

不定期刑制度の目的を改善不能者に對する社會的隔離といふ點に置く場合においては、釋放の問題が此の制度の重點とはならない。改善不能者 "incurables" 若くは生來的犯罪者 "born criminals" を對象とするところから出發し從つて必ずしも改善を本旨とはしないヨーロッパの不定期刑論は、釋放の問題を豫想し論議するの餘地が尠く、それがまた、自らに、その制度としての發現と發達とを阻んだのである(四)。

少年感化監に誕生したアメリカの不定期刑制度は、其の發生において將又其の後の進展において、常に、唯一に改善目的を離れてゐないとせられる。改善刑 reformation sentence の語と同義語において不定期刑 indeterminate sentence の語が用ひられてゐるのである。

ブロックウェイ Z. R. Brockway がデトロイト矯正院 Detroit House of Correction から招かれて新築成つた

エルマイラ感化監 *Elmira Reformatory* の長となり、「エルマイラ感化監に關するニュー・ヨーク州法」を起草して其の中に絶対不定期刑の制を盛り、それが相對不定期刑の形に改められて制定公布せられたのが一八七七年であり、これがこの國における不定期刑制度の濫觴とせられるのであるが、遡つて其の思想的母胎を爲したるものとして明らかなるものに一八七〇年のシンシナチ監獄會議の原則宣言（五）*Declaration of Principles promulgated at Cincinnati* がある。其の採擇した宣言第八には、『定期刑 *peremptory sentences* ハ代ヘラレテ不定期ノ刑トナルベキナリ。改善 *reformation* ノ満足ナル證明ノミヲ以テ其ノ終期トスル刑ガ時日ノ單ナル經過ニ依リテ計算セラルル刑ニ替ヘラルベキモノトス』といひ、また其の宣言第二十には、『犯罪者ノ利益ト社會ノ防衛トヲ顧慮スル仁愛ノ精神ハ改善作用ノ奏功ニ十分ナルベキ刑ノ長サヲ要請スルモノトス』ともいひ、かたがた、それは、改善思想と不定期刑の制度との不可分なる所以を明らかにしたのであつた。かくて不定期刑の制度は、改善思想に基く諸制度と相伴ひつつ、ニュー・ヨーク州から漸次各州に普及し、一九〇〇年にはすでに五州が不定期刑を採用し、一九一五年には三十一州となり、一九二五年にはそれが三十八州の多數に及んだのであつた（六）。

目的を改善といふことに置く不定期刑においてはその目的即ち改善を達したりと認められたる場合における釋放の問題が必然的に豫想せられ、しかも、それが極めて重要な課題となるのである（七）。

（三） 一九〇〇年のブラッセル 國際刑務會議において、この社會防衛を重要視する立場と犯人の改善といふことに中心を置く立場との二箇の方面から、不定期刑の必要が叫ばれた事情については、木村龜二氏「刑事政策の諸問題」第一四〇七頁以下参照。

（四） *Edward Lindsey, Indeterminate Sentence and Parole System (Journal of Criminal Law & Criminology, Vol. XI—No. 1), 1925, P. 58 et seq.* 例へば、曰く、『ヨーロッパにおいては、不定期刑は、此の國におけるが如く

パロールによる釋放や犯罪者の改善を目的とする教化方法とリンクすることがなかつた。それは、夫自身の爲に主張せられたのであり、改善方策の一部として主張せられたのではない。それは、實踐的經驗の機會を得ることがなく、單に純粹に理論の範圍内にとどまつたのであつた。』

常習犯人に對する不定期刑の要求が、かくて、ヨーロッパにおいては排害的作用としての豫防拘禁 *preventive detention* の制度に轉じたことを理解し得るであらう。常習犯人と不定期處分との關係については、なほ、牧野英一氏「刑法研究第五卷」第一八三頁以下参照。

わが國における少年受刑者の現状は、その質において、其の大多數は之を常習的な犯罪者と謂ひ得るであらう。（嘗つて幾度か保護處分乃至刑事處分を受けたものが約三分の二を占めてゐる）これらの者に付いては、ただ、常習的ではあるけれども年齢が若いと云ひ得るだけであらう。此の實際が制度の運用上省みられねばならず、従前の假釋放運用状況の批判に當つて参照せられねばならないのである。（少年法施行以來不定期刑少年受刑者に對する假釋放の運用成績は從來ややもすれば非難せられ、また事實假釋放者の數も少く其の殘刑期間は何れも極めて短かいものであつた）。

（五） *Declaration of Principles promulgated at Cincinnati, Ohio, 1870 (in "Prison Reform and Criminal Law" edited by C.R. Henderson, 1910, P. 39 et seq.)*

シンシナチ原則宣言第十一にはまた曰く、『收容者ヲ改善セムニハ、刑務官吏ノ心中、其ノ目的ニ對スル眞摯ナル意欲ノ存スベキノミナラズ彼等ハ改善シ得ルモノナリトノ嚴肅ナル確信ヲ有セザルベカラズ』と。

（六） *Sutherland, Principles of Criminology, 1939, P. 517.*

（七） 慣習犯人の拘禁は不定期でなければ無用であると主張してゐるフェイイも、しかし、其の刑法改正豫備草案（一九二一年）の中に極めて嚴重なる制限を附して慣習犯人の不定期刑に假出獄出願權を認めてはゐる（第八三條）。

三 不定期刑に於ける釋放をめぐる諸問題

不定期刑における釋放形態は之を大別して三とすることが出来るであらう。第一は、假釋放である。短期内又は短

期經過後その改善を認められて(長期満了前に)出所を許される。しかし、その出所後になほ何らかの監督を受けその假釋放を取消される餘地を残して居り、それは、完全なる釋放ではない。第二は、短期經過後長期満了前に刑終了者として完全且つ無條件に釋放せられるもの absolute discharge (以下本稿においては不定期刑における無條件釋放の意味において之を「不定期刑釋放」と稱したい)。この場合には假釋放の如く特別の監督を受けることがなく、また取消といふことがないのである。第三は、長期満了による釋放である。全く長期の存しない文字通りに絶對的なる絶對不定期刑 a strictly indeterminate sentence は制度としては存在しないから、従つて今日ある總べての不定期刑においては遅くとも長期満了によつては釋放せらるべきことになるのである。

この三者につき以下に各別に所論を綴つてゆきたい。
一 不定期刑に於ける假釋放

假釋放 Parole の制度を採るには、理論上、刑の定期なると不定期なるとを問はない。歴史的にも假釋放の制度は定期刑の下に發生してそれが不定期刑にまで採擇せられるに至つたのである。十九世紀初頭のオーストラリア行刑に發明せられた假釋放 a conditional liberation on ticket of leave の制度がマロノキー Captain Alexander Macnochie やクロフトン Sir Walter Crofton の實踐の中に洗練せられて一つの制度として確立するに至り、それが、ワインス E. C. Wines やドワイト T. W. Dwight やブロックウエイの改善思想の中に育まれて不定期刑と結合するに至つたのがエルマイラの制度であるのである。

定期刑と不定期刑と假釋放との關係につき今日においては次のやうに謂へるのである。定期刑制度は概ね假釋放の制度を伴つてはゐるが、定期刑と假釋放とは必ずしも結合するものではない。また、不定期刑制度は原則的に假釋放の度制を伴つてはゐるが、不定期刑と假釋放も亦必要的に結合するものではない(八)。

しかし、不定期刑と假釋放とは兩制度それぞれの作用を最も有效ならしむるものとして結合せらるべきものである。一九二五年のロンドン國際刑務會議においては、不定期刑につき、『すべての場合に關し條件付釋放についての保障と規定との必要あるべく、各國の事情に従ひ、その實行を可能ならしめるやう仕組まるべきである』といふ決議が爲されたことであつた(九)。

不定期刑の型は立法例において大別して十三の多様さにのぼる(一〇)。従つて以下にはそのそれぞれの型に就き所論を盡くすことは困難であり、従つて、主としてわが少年法に規定する如き相對不定期刑を中心として論をすすめてゆきたい。

(八) 不定期刑と假釋放とが結合しない場合に二ある。一は全く假釋放の制度の無い場合であり、他は假釋放によらざる釋放即ち「不定期刑釋放」にのみよる場合である。

(九) この點につき、木村氏前掲書第四四二頁以下参照。
不定期刑はその運用上假釋放と不離なるべきものであると強く主張せられるものに、なほ、岡原昌男氏「假釋放制度の運用に就て」(司法研究第二四輯五)第三六頁。
これらの點につき、また、Sutherland, op. cit. P. 516.

(一〇) E. Lindsey, op. cit. P. 39, 58, 69. Haynes, Criminology, 1930, P. 333.

(i) 短期内における假釋放
相對不定期刑における假釋放は、原則としては、判決若くは刑法の規定による短期を經過したる後においてはじめて許さるべきである。しかし、わが少年法は短期の三分の一を經過すれば假釋放し得るものとして居るし(第十條)

(一一)、或る立法例は短期の二分の一経過を条件とし、その他にまた何時にても at any time 假釋放し得るものとしてあるものもある(一二)。

相對不定期刑において短期内に假釋放を許すことは、相對不定期刑の性質上必ずしも穩當なるものではあるまい。何故か。短期を定める意義を全く滅却するものと謂ひ得るからである。しかるにも拘らず、もし短期内に假釋放認められてゐるならば、それは、ただ、短期経過後の釋放を無條件釋放(「不定期刑釋放」)の一本建にするに於いてのみ之を是認せられるのであらう(一三)。しかし、われわれは、前段の見解に従ひつつ、例へば、わが國については、その不定期刑制度を、判決による短期の三分の一に該當の日を以て短期とする相對不定期刑であると解したい。短期内における假釋放の問題の第一がここにある。

短期内に假釋放を許されたる者の假釋放期間満了の時期はいつか。短期経過後においては其の一切の釋放を「不定期刑釋放」たるべきものとして假釋放なるものを認めない見解によれば短期満了の日といふ答が出るであらうし、短期経過後にも假釋放の制度を認めるべしとする見地からは、第一に長期満了の日、第二に短期経過後の適當なる日といふ答が出るであらう。わが少年法については、しかし、假釋放者が刑の執行と同一期間を無事経過したるとき刑の執行を終りたるものと看做す旨の規定(第十一條第二項)の存する一面と短期経過後に假釋放を認めてゐる一面とを綜合して、少年法第十一條第二項を短期内と長期内とを通じて適用せらるべきものと解し(一四)、第十一條第二項に該當しない場合には長期満了の日とする。しかるに、之に對し、今般の改正依命通牒は一箇の新たな疑點を生んだのである。即ち、早く短期内にすでに假釋放を許されたる程の者が短期経過後の「不定期刑釋放」者よりも監督を受けること長きに及ぶ場合のあることをいかに解決すべきか。かかる場合を考量すれば、短期満了の日を以て短期内假

釋放者の假釋放期間満了の日なりと解すべきではないか。この點わが制度としては未解決である。短期内における假釋放の問題の第二がこれらの點に存する。

短期内に假釋放し得るものとはいかなる者であらうか。わが實際においても少年法施行以來十八年間の實績に其の例が乏しい(一五)。短期の性質上しかあるべきではあるまいか。これに對し、刑政運用の缺陷のみが責めらるべきであらうか。短期内における假釋放の問題の第三がここにある。

(一一) わが改正刑法假案は常習犯人に對する不定期刑につき同じく短期の三分の一経過を以て假釋放の條件としてゐる(第百八條)。

(一二) E. Lindsey, op. cit. P. 83. 『何時にても』といふ場合においても、執行猶豫 probation とは異なるのであるから、假釋放適否審査の爲に必要なだけの相當時日の経過を要することは論を俟たない。

(一三) 正木亮氏「新監獄學」第八九頁參照 『不定期刑の短期と長期との間を總て假釋放期間とするが如きは妥當なる不定期刑の態形を爲すものではない』とせられ、また、同書第二二〇頁には、『わが少年法の不定期刑の假釋放は短期経過前の存在であつてその以後に於ては之を滿期釋放と考へねばならぬ』とせられるのであるが、つづいて、しかし短期経過後のそれにつき一定の觀察期間を必要とすると述べられてゐる。

少年法の趣旨を本文の如く解すれば、大正十二年七月行甲第一一八一號依命通牒の立言は生き、従つて今次の改正の正當性が承認せられることになるのであるが、しかし、振り返つて、そこに、問題が依然として残るといふことになるのである。

(一四) 例へば懲役二年以上四年以下に處せられたる者が執行十月にして假釋放を許されればその終期はその後の十月目即ち始期から一年八月目に當るし、執行一年六月にして假釋放を許されればその終期はその後の一年六月目即ち始期から三年目に當ることになる。

しかるに、この點につき、なほ、次のやうな誤解を生んでゐる。さきの事例において執行三年にして假釋放を許されたるときその終期はその後の三年目即ち始期から六年目と解すべきか、といふのである。しかし此の誤解は明瞭に

否定せられた（大正十四年七月行丙第一一九七號通牒）。

（一五） 短期内假釋放者の数は昭和十四年末迄の十七年間に九件を數へるのみであつた。後註（二八）参照。

(2) 短期経過後の假釋放

相對不定期刑における假釋放はその短期を経過したる後にはじめて許されるのを普通とする（一六）。

短期経過後の假釋放は、しからば、『行狀善良・改悛ノ狀顯著』の事實をのみ要件とするのであらうか。わが國に付いて之を謂へば、短期経過といふことに加へて長期の三分の一をもまた経過することを要するのではないかの疑義があり得る（一七）。

不定期刑運用の實際問題としてまた次の諸點が擧げられてゐる。第一に、假釋放の運用が慎重であれば不定期刑による拘禁期間は平均して定期刑の場合よりも長くなる。重罪犯人に對してはかかる結果があらはれたと謂はれる（一八）。第二に、アメリカにおいては、然し、假釋放の運用が機械的・類型的になり、短期を経過すれば直ちに殆んど例外無く假釋放が許されるといふ現象が顯著になつたとせられる。不定期刑の目的が假釋放審査機關の政策の犠牲となつたのであるが、之に對しては鋭く反省が加へられ、假釋放技術の改革がその救済策として叫ばれてゐる（一九）。第三に、假釋放期間中の監督に付きその方法と機關との不完全さが指摘せられてゐる。そして、假釋放者を監督する人 *parole officials* の數の不足を就中その最大の缺陷とするとせられてゐる（二〇）。第四に、假釋放期間の満了の時はいつか。即ち、決定的釋放の問題がある。第五に、其の決定的釋放後の保護監督の問題がある。

短期経過後の假釋放につき其の假釋放期間満了の時をいつと定めるかといふ問題、即ち、決定的釋放 *final discharge* によつて假釋放が消滅するのはいつかといふ問題に付いて、三つの型がある（二一）。一は、決定的釋放といふ制

度を認めない型であり、即ち長期満了の日のみを以て假釋放期間満了の日とするのである。二は、法律又は假釋放委員會規則 *regulations of parole board* が決定的釋放の時を特に定めてゐる型。三は、假釋放委員會又は州知事が個別的に決定的釋放を決定する權能を有する型である。四として、特にわが少年法第十一條第二項の型を擧げて置かう。

長期の満了日を以て假釋放期間満了の日と爲し、特別に決定的釋放といふことを爲すことのない第一の型はわが少年法の運用において原則として採用せられてゐるところである。そして同法第十一條第二項がその特例を爲してゐるのである。

決定的釋放の時を法定する第二の型の立法例は、それを假釋放後の六月又は一年とするものであり、短期経過後に假釋放の制を採る制度における決定的釋放の最も普通の行き方である。此の制度は歴史的に古く、かのクロフトンか早くアイルランドにおいて定期刑の假釋放につきその決定的釋放の時を六月と定めたことであつた（二二）。しからば、此の場合の六月又は一年といふ期間はいかなる性質を有するものであらうか。それは、決定的釋放への短期 *minimum term* といふ意味である。六月又は一年を経過しなければ決定的釋放を許さないが、六月又は一年を経過して時期尙早なれば決定的釋放を其後に延ばすことも出来るのである。此の制度に關してリンゼー *E. Lindsey* は説を爲して言ふ（二三）、『監獄内の教化訓練に少くとも或る最少限の期間（短期）が要望せられるならば、監獄外の監督にも少くともそれと同じ期間はほしいものである』と。其の期間が六月であれ、一年であれ、將又不定期刑の短期と同一の期間であれ、ともかく、われわれは、此の制度を以て不定期刑の運用上最も妥當なるものと解する。わが國に未だ此の制度が採用せられてゐないのを甚だ遺憾なこととしなければならぬ（二四）。

適當な機關が個別的に決定的釋放を爲す第三の型は其の事例が少い（二五）。制限乃至尺度の全く存しない個別的決

定といふことは至難事であり、其の個別的決定の任に任じ得る程十分に假釋放審査機構が發達してもゐないのである。

終りに、決定的釋放後の保護監督の問題がある。決定的釋放の時期の遅速も重要であるが、その決定的釋放後の保護監督も亦極めて重要である(二六)。しかしこれはすでに司法保護の分野に屬する。

(一六) アメリカにおいては十二州が此の制度によつてゐる。他に オレゴン州が長期の二分の一経過を假釋放條件としてゐるがこの州ではその時が即ち短期となるわけである、E. Lindsey, op. cit. p. 83.

(一七) 少年法の規定の上では疑義はないわけであるが、長期を基準として刑法第二十八條の規定に即した解釋をすれば一年以上四年以下・三年以上五年以下といふが如く、常に定型的であり、その何れもが長期の三分の一以上のところに短期をおいて言渡を爲してゐるので、疑義の挟まるべき餘地がなかつたのであらう。

但し少年法實施の年に一月以上三年以下といふ異例の判決を受けた者があり、それが執行済三月餘にして假釋放を許された事例がある。かかる事例について此の吟味がなされねばならぬのである。

(一八) E. Lindsey, op. cit. p. 76 et seq.

(一九) 『監獄當局も假釋放審査機關も短期と長期を有する不定期刑を目して實際にはその短期の定期刑と同じものであると看做す傾きがあるとき、囚人がまたそれを同じやうに考へることも當然である。社會も概ね亦同じ見方をす』 E. Lindsey, op. cit. p. 77.

尤も、或る研究によれば、在監期間の短いものの方がその長いものよりも假釋放違反が少なかつたことを示してゐるとも謂はれてゐるが (Sutherland, op. cit. p. 521.)、これは假釋放其物とは別の問題である。

わが少年法による不定期刑の運用においては、之に反し、その相對不定期刑を目してその長期を刑期とする定期刑と同じものと看做す傾きがあり (行刑累進處遇令も此の見解に據つてゐると謂へよう。第二十二條第二項。不定期刑においてはその長期を以て責任點數計算の基礎とするのである。累進處遇及び假釋放の運用上の問題の一つがこれにある) 實績もまたそれを示してゐる。この點については更に後述したい。

たは、第一と第二の點につき、別の見解を示すものとして、Sutherland, op. cit. p. 526.

(二〇) E. Lindsey, op. cit. p. 81.
ニュー・ヨーク州の假釋放者數一〇二九人に對して假釋放委員は僅かに三人であり、『囚人が刑務所内に在つて惡事を爲し得ない間の費用は囚人一人當り一ケ年恐らく百七十五弗乃至二百弗にのぼるとき、再び惡に走るまいとして生活戦線に關つてゐる假釋放者に對しては高々一人當り僅かに二弗が費されてゐるのみである』云々と報告せられてゐる(一九一六年)。

(二一) Sutherland, op. cit. p. 544.
假釋放期間が長期満了の日を超えて其の後にまで及ぶことは、云ふまでもなく、一應否定せらるべきである。なほ、前註(一七)参照。

決定的釋放はまた「確定釋放」とも云はれてゐる、泉二新熊氏「刑事學研究」第四〇〇頁。

(二二) Lindsey, op. cit. p. 13.
エルマイラのそれにつき、正木氏前掲書第八九頁参照。
またフェリーのイタリヤ刑法改正豫備草案第八十七條には試験期間に關する規定が設けられてゐる。曰く、「假出獄を許された者が、試験期間の間に、悪性を示すべき罪を犯したときは、制裁の殘分の執行を受ける。試験期間を正しき行狀で経過するときは、假出獄は確定的のものとなる」(法學志林第二三卷第一一號に據る)。

(二三) E. Lindsey, op. cit. p. 87.
(二四) 現に採用せられて居らず又近き將來において採用せられる見込の無いのは、わが國の假釋放者監督機構が不完全であること及び假釋放者監督機關と假釋放審査機關との行政的無聯絡の實狀に基くのであらう。

(二五) メーン及びミシガンの二州あるのみ、E. Lindsey, op. cit. p. 87.
(二六) E. Lindsey, op. cit. p. 78.

わが少年法の不定期刑においては、若干件數の短期內假釋放を除いては(二七)、従前専ら短期經過後に假釋放が行用せられたのであるが、其の十七年間の成績如何と見れば、殘刑僅少のものが極めて多く、長期四分の三經過後の者

が全假釋放者數の九〇%餘にのぼつてゐるのである(二八)。そしてこの実績が屢々、不定期刑と定期刑との刑罰均衡といふ見地から、或ひは所謂不定期刑本質論の立場から、現實の刑政運用に對する非難としてとりあげられるのである。現實の刑政運用に對する批判としてはよし、之を、謂はば通俗的なる不定期刑本質論の上から難じ、或ひはまた、わが少年受刑者の實際に關する吟味を忘れて單に執行の長きを非として刑罰の均衡を云々するなどは採らない。假釋放に關する規定及び之に附隨的なる法令の中に改正せらるべきものの種々存することも併せて省みられねばならぬのである。

考慮すべき根本的な問題は、假釋放者の數の如何に存するのではなく、殘刑の多少に存するでもない。むしろ、その假釋放者の成績の如何が行刑の問題として重大なのである。少年假釋放者の再犯率が相當に香ばしからざる實狀にあることをわれわれはまことに遺憾としなければならぬ。

(二七) 前註(一五)参照。

(二八) 不定期刑少年受刑者に關する數字は次の通りである(行刑統計年報其他に依る)。

調査期間	大正十二年一月一日ヨリ昭和十四年末ニ至ル滿十七年間
新受刑者總數	一〇、六五二
出所者總數	八、五〇〇(推算)
内假釋放者數	三、六三三
内短期以内	九
長期1/3以上	三一
長期1/2以上	一三〇
長期2/3以上	一八七
長期3/4以上	三、二七六
長期滿了釋放者數	四、八六七(推算)

二 「不定期刑釋放」 Absolute discharge

短期經過後において何らの監督を事後に受けることのない無條件釋放を許されることは夫自體が不定期刑の本質に反しないのみならず、むしろ不定期刑の本質に幾いとさへ謂はれるでもあらう。しかしながら、とりわけて微溫的な相對不定期刑の下において、假釋放と「不定期刑釋放」との何れを制度の運用上可とすべきであらうか。その可否については豫後の萬善を期する實際に即して前段にすでに屢々述べて來たところである。

この「不定期刑釋放」が認められたのはエルマイラの初期の頃だけである(二九)。そして、わが國において昨年末、『刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ釋放ヲ爲シ得ルコトニ決定』せられるに至つたのであるが、他に立法例に乏しい異例のものであることが特に注意せられねばならぬのである。

何が故にわが國において特に此の制度が永く待望せられ、また遂に此の劃期的なる制度が實現するに至つたのであらうか。理由の明らかにせられたところのものはないが、惟ふに、(一)改悛の狀顯著にして假釋放審査規程の要件を充足し且つ疾病其他特段の事由のある場合においては無條件釋放をも爲し得るものとしたい。かかる場合にそなへて絶對的なる無條件釋放を爲し得る規定を假釋放の他に存することは望ましいわけである。(二)各種の資格の喪失乃至停止に關する規定と不定期刑との關係が考へられねばならない。少年犯罪者本人の改悛の實を擧げしむる大目的を以て特別の法律(少年法)によつて不定期の刑が科せられるは固よりよし、その長期を以て刑期とせられ、爲に、本來の大目的を阻害し本來の大目的と相離れること最も甚だしいところの資格停止若くは資格喪失の結果を齎すのを否とする

のである。それは、其の刑が不定期刑であること及び対象が少年であることの両面よりして、何とか救済せられねばならない。例へば(三〇)、適齢に際して假釋放を許されても徴兵検査は長期滿了迄延期せられるし(兵役法第三十九条)、長期六年以上の判決ある場合には兵役の義務が喪はれて(兵役法第四條)、之を救ふことが出来ない。不定期刑判決の故にかかる格別の効果が少年の上にも及ぶ結果となることは是正せられねばならぬ。同じ少年法の第十四條(『執行ヲ終へ……タルモノハ人ノ資格ニ關スル法令ノ適用ニ付テハ將來ニ向テ刑ノ言渡ヲ受ケサリシモノト看做ス』)の精神が殺されてはならぬのである。此の救済は「不定期刑釋放」によるの他はない。右の二點について「不定期刑釋放」の存在理由は極めて政策的なものであることをわれわれは理解するのである。

假釋放の制度と「不定期刑釋放」の制度とが選擇的に認められてゐる事は、かくて、最も合理的であり少くとも最も便宜的である。しかしながら、表見的に、その選擇的兩制度の選擇をいかにして公平に行ふかは技術的に極めて困難である。「不定期刑釋放」の條件と假釋放の條件とは審議上之を程度の差に歸するの他はないことになるのである(三一)。その判定の基準として挙げ得るものは、不良經歷の有無と其の程度・犯罪の種類(累犯性)・責任點數の消却狀況(三二)・保護關係・年齢關係・刑期關係等である。判定は慎重であり知性的でなければならぬ(三三)。

「不定期刑釋放」の制度が認められるならば、これと同時に、一方には、既述の如く、短期內假釋放者の期間滿了の日を短期滿了の日と爲すことが公平上要望せられると共に、他方には、短期經過後の假釋放者につき其の假釋放の後において特に必要と認められる場合には假釋放期間滿了前に決定的釋放を爲し得る制度を設けることがまたその公平上要望せられることになるのである。

(一九) E. Lindsey, op. cit. p. 17, 21.

(三〇) 資格に關する規定の可否はここでは問題としない。長期が必然的に永きに亘るべき性質を有する不定期刑において、既に不定期刑の目的を達したる者に對してもなほ特にその長期に基き資格の制限を付するの結果となることは抑々不定期刑の目的に背馳するものがあるのである。

(三一) むしろ政策的なものに背馳するものの方が大きいと爲すべきである。

(三二) 累進處遇の性質上總責任點數を全部消却した場合には原則として「不定期刑釋放」せらるべきであらう。但し總責任點數の定め方につき遡つて現行法の可否が先づ掘り下げられねばならぬ。

(三三) 制度の濫用が嚴に警戒せられねばならぬのである。

三 長期滿了釋放

長期滿了釋放は不定期刑において最も望ましからざるものである。本人の改善の効果が竟にあらはれなかつたことを示すものであり、行刑當局者としては自己の非力を自ら判定するものであるからである。

しかしながら、相對不定期刑の下、特にわが國の不定期刑判決の實狀においては、長期滿了釋放の數(三四)の多きを徒らに責めらるべきではなく、此の點について行刑の無力をのみ責めらるべきではない。

加之、短期經過後の假釋放の成績が不良であり、従つて其の判定が此後一段と慎重となり嚴重となるならば、長期滿了釋放はさらにその數を加へて行くといふことになるわけであらう。

(三四) 前註(二八)に示される如く、過去十七年間に付き、長期滿了釋放者數と假釋放者數との比は前者の一〇〇に對し後者七五の割である。

四 びすび

少年法による不定期刑の釋放方法としてわれわれは假釋放と長期滿了釋放との他にいま「不定期刑釋放」をも持つ

に至つた。監督期間を六月乃至は一年とする「特別假釋放」と之に伴ふ決定的釋放の制度が右の三者に加へて採用せられることをわれわれは望ましいとしたい。各般の制度を持ちつつ、その制定に選擇的・具體的なるの餘地を存することが行刑教育の成果の萬善を期するに適切なるものであることは敢へて多言を要すまい。

翻つて、少年犯罪者の改善は刻下の急務の一であり、その緊要性は根本的に種々の點について制度の改善の必要を示唆するものが多いのであるが、不定期刑における釋放をめぐる諸問題をその一つとして論じたのである(三五)。

乍併、此の不定期刑における釋放をめぐる諸問題においても、その基底に、最も重要な一課題の存することを忘れてはならない。それは、行刑における改善の組織と技術とについてである。それは最も複雑にして至難なる道であり(三六)、而して特に不定期刑とそれとの關係についてはすでに古くかのワインスが次のやうに説いてゐる、『不定期刑は、(此の故に、)熱心にして有能なる監獄管理者の手の中に其の求める正確な挺を與へるものである。それ(挺・不定期刑)は、單なる一道具でしかない。用ひられねば何らの價値がなく、また、用法を知らぬ者の手にあつては何の價値もない。それはそれ自身には些の改善力もないのである。生命のない物である。改善の眞の力は、改善行爲——即ち作業と教育と宗教との中に存するのである。もしこれらの改善作用が十分に働けば定期刑の下においても不定期刑の場合と同じい効果を生むことであらう。差は、不定期刑の場合には囚人が改善作用への反抗をやめさらに進んで改善作用に應じて來るであらうといふ點に存する』(三七)と。わが國において、新らしく、また、教化作用一般に關連して、然りと爲すべきである。

(三五) なほ、不定期刑における釋放については刑務委員會の問題が重要であるが、ここには、觸れるところがない。
(三六) この點につき、E. Lindsey, op. cit. P. 72.

(三七) F. H. Wines, Punishment and Reformation, Rev. ed., 1919, P. 216.

正木氏前掲書第六一頁にはまた曰く、『われわれは、不定期刑を主張する前提として、監獄の改良にいそしむ。……不定期刑と教育的行刑とは常に不可分の關係に立つのであつて、教育的行刑を排斥して不定期刑を是認すればその不定期刑はむしろ害悪であり、不定期刑なくして教育的行刑を行へば、或る種の囚人に對してはその行刑はむしろ有害無益となる場合が起るのである』と。また、木村氏前掲書第三三七頁にも曰く、『不定期刑の立法はそれのみで價値ありとせらるべきではなくして、それに因て更に行刑上及び社會上重要な任務が國家に依り負擔せられねばならぬことが自覺せられることを要するのは勿論である』と。

ヒューリーの犯罪心理學 (一)

高橋正己

- 一 はしがき
- 二 研究対象
- 三 研究方法の特色
- 四 犯罪の原因的類型 (後半以下次號)
- 五 結論

一 はしがき

獨逸のグルーレと相前後して同じく犯罪の個別的研究に着目した者は米國のヒューリーであつた。其の著『個々の犯罪人』 William Healy, *The individual delinquent*, 1927 によれば、彼はグルーレと殆ど同じ目的及び見解の下に、研究対象として少年犯を擇び、グルーレと多くの點に於て異つた研究方法の下に之を觀察して、茲に從來の觀念的な刑事學理論の杜撰なるを明かにし、新たに其の個別的研究の基礎の上に多數の犯罪類型を提示して、依つて以て犯罪の豫防と鎮壓とに最も有效なる手段と其の學的根據とを與へ、斯學に幾多の啓發を齎した

のである。

先づ研究法に於て特異なるは、グルーレが原因的要素を専ら分解的に觀察せしに反し、ヒューリーは常に之を綜合的・發生學的・動態的に觀察したことであつて、是れ彼の研究法を貫く根本的特色であり、其の所謂追及觀察 follow-up observation は彼の研究法の第一の特徵であるといへる。次に注意すべきは彼が犯罪原因の研究に心理學的方法を重用したことであつて、人の行爲の直接の原動力は其の心理生活を他にしては之を求むるに由なしとし、心理分析を以て最適の犯罪原因研究法なりとした。これ彼の研究法の第二の特徵である。次に之と並んで犯罪の間接原因たる個性の領解に便せん爲に、多くの彼獨特の心理検査法を案出したのであつて、これ彼の研究法の第三の特徵である。而して凡ての遺傳的・環境的因素も各個人の心理状態に影響して始めて犯罪原因たり得べく、凡ての生活體驗は心理體驗として觀察されての

み原因的價値を有するとする點に於て、ヒューリーの研究法は結局に於て犯罪心理學なりと謂ふことが出来る。尙原因的要素の研究結果を整理するに、カード式記録法を用ひた事は、技術的に巧妙な方法として注目に値するものである。

斯の如き特徴を有する研究法の結果として、ヒューリーは大別二十數種、細別百數十種の犯罪人類型を得たのであつて、グルーレが環境と素質との二原因的要素の強弱配合の如何により、犯罪を五群に分ちしに比すれば、更に一段の進歩を示せるものといふべきである。勿論彼の研究は爰に盡くるものではなく、個々の研究の結果として得た所を綜合し結論して、一般的な原因論及び對策論を試みては居るが、これ等は決して彼の勞作の中心を爲すものではなく、類型論こそヒューリーの研究の最大收穫なりと謂はねばならぬ。

左に彼の研究法、其の成果たる犯罪類型及び其の結論に付いて簡略に述べて見やう。

二 研究対象

(イ) 個別的研究の必要 犯罪の實證的研究の氣運が先づイタリーに勃發し、次いで歐米諸國に其の必要が認めらるるに至つて以來、既に半世紀を経過して居り、其の間

幾多の研究が發表され、各種の方面より犯罪鎮壓策が講ぜられ來つたにも拘らず、犯罪の増加は日に月に其の停止する所を知らぬ如くである。これ何に因るか。ヒューリーは之を以て從來の研究が單純な觀念的續論に偏して、具體的事實よりの歸納即ち犯人の直接研究を全く無視せし故なりとした。乃ち一如何なる體系的理論も一の詳密なる具體的事實の提示に優つて力強いものではないのであつて (SIT)、從來の犯罪論は縦合之が統計又は個々の事實を論據とする場合に於てさへ、既に設計された建物に石材を求むるものに過ぎず (SIT)、犯罪の真相は遂に究明されることがなかつたのである。

ヒューリーは犯罪問題に關する興味を精神病學より得たる關係上、刑事人類學派に對しては犯罪研究の先驅者としての充分の敬意と讚辭とを惜まぬものではあるが (SIT:32)、併しロンブローゾの所謂變質徵候は犯罪者に於けると同様之を常人にも見得るものであり、所謂生來性犯人を仔細に檢するときは、生來的缺陷者なるよりも寧ろ環境的事情に因するものなるを保せぬのである (SIT)。又經濟状態・宗教・酒癖等に關する社會學的・統計的研究も、犯人が心理的缺陷を有するや否やの根本的事實を顧慮せずして爲されたものであつて、其の間には一面の眞理はあるであらうが、其は常に一面觀たるに

止まり、實際的對策の目的に添ふものではない。かの英國の Inebriate Act の失敗は其の適例である。

此等の従來の研究法に共通の缺陷は、其が一種の觀念論に捉はれて事實を曲解し、又は具體的事實の特殊性を無視して普遍妥當的な原因理論を確立せんとした點にあるのであつて、従來の刑事政策及び刑事立法が大なる効果を齎らざりし最大原因は、其の一般的な原因論が具體的事實の複雑性に面しては常に崩壊し去つた爲である (§25)。げに原因を求むれば多種無窮であり、知り得る事實の凡てが同程度に重大な意味を有する如く思はれるのであつて (§122)、具體的生命を害するに非ざれば到底一般化は不可能である (§17)。されば眞の認識は具體的事實即ち個々の犯罪者の論理的科學的觀察によつてのみ達成せられるので (§3)、是れ刑事學研究者の必然の任務である。されど總ての犯罪者を觀察することは事實上不能なる故、ここに研究對象を選択する必要が生ずる。ヒリーが如何なる意圖の下に如何なる對象を選択したかは次に述べんとする所である。

(ロ) 對象の選擇 ヒリーが研究の對象としたものは、主としてシカゴ少年審判所から調査を依頼された千人の少年累犯者 (男六九四人、女三〇六人、平均年齢十六歳) であつた (§11, 12, 39, 85)。この中八二三人を原因

環境・發育・心理狀態等の調査が容易なりとし、(7)に於て少年犯の研究は直ちに之を成年犯に及ぼして考へ得るとしたのである。

次に累犯者を選んだ理由に付いては左の如く述べてゐる。因にここに累犯者といふのは刑法學の意味に於てではなく、社會的意味に於てであつて、要するに従前譴責・戒告・保護處分・處罰等の刑事的處分を受けしことあるにも拘はらず、尙重ねて罪を犯すに至つた者を謂ふのである。

- (1) 數及び害惡の程度より見て最も社會的に重大なる意味を有するは累犯者である (§11)。
- (2) 一回的犯罪者と累犯者との間には本質的な差異があり、前者に於ては將來の善行の保障を其の犯行自體の中に見出し得るが、後者は容易に其の犯罪の原因及び豫後を推測せしめず、この意味に於て眞に研究の必要あるは累犯者である (§23, 41)。

(ハ) 調査事項と調査方法 右述の如く研究の對象は先づ個々の犯罪者であり、而して少年累犯者が最適の人的單位として選擇されたのである。されど個人の凡ての生活内容が研究對象となるものではない。そこには事實上も自ら一定の限界があり、又方法論上も犯罪學に關する限り犯罪發生的條件のみが觀察されねばならぬ。ヒリー

的要素の比較研究に供し、六六八人のみを遺傳研究の對象とした (§14, 89, 116)。蓋し後述の如き精細なる調査研究の手を盡せしにも拘らず、其の得たる結果は常に限られた範圍に止つたのであつて、千人の調査人員中遺傳關係の有無を信じ得べき程度まで明かにし得たものは六八八人、犯罪原因を明かにし得たものは八二三人に止つたからである。

何故に少年犯を擇んだかに付いては次の如く述べてゐる (§21, 12, 39, 85)。

- (1) 決定的犯罪者は其の犯罪的人生行路 (Career) を幼少時より始める。
- (2) 犯罪行路の決定素は主として少年時の心理的環境的狀態にある。(この意味に於ける犯罪發生の心理的基礎を知る爲には平均年齢十六歳は尙高きに失した。)
- (3) 少年時代に於ては他の時代よりも遙かに明かに原因的要素が看取される。
- (4) 少年時は身心の發育狀態及び犯罪性の生長を知るに便である。
- (5) 原因的要素たる家庭狀態・遺傳關係等は遠き昔とならぬ中に觀察せねばならぬ。
- (6) 成人後は犯人が不正直となり調査が容易でない。
- (7) 成年犯の類型は少年犯に於ても看取される。
- 即ち(1)(2)に於ては犯罪の發端、(3)(4)(5)(6)に於ては遺傳

が犯罪研究に關し調査せんとせし事項は次の八項目に分かれる (§13)。

- (1) 家族史 (特に遺傳關係) (2) 生育史 (胎生狀態を含む)
 - (3) 環境史 (4) 智能的及び道德的發育 (5) 犯罪歴 (6) 身體測定 (寫眞を含む) (7) 醫學的検査 (特に神經病學・精神病學的見地より) (8) 心理學的考査 (a 心理検査、b 心理分析)
- 右各項は更に幾多の細目に分かれ、例へば家族史に付いても父母の人種は固より夫婦の血縁關係、内縁關係、年齢、職業、收入、同胞數、出生前に於ける父母の飲酒、妊娠中の母の飲酒若は藥物使用及び其の他胎兒の發育を害する疾病の有無、父系又は母系に於ける遺傳的疾病的の有無等を分ち、又醫學的検査も大別二十三目、細別七十二目に互つてゐるのであつて、其の詳細はここに述べ得る所ではない。

右八項目の中最初の五項目は間接調査事項であつて、其の研究法は大體グルーレに於けると同様で、或は父母親戚等との面談又は其の報告により (この場合は前以て其の報告又は面談の内容が決して刑事事件を惹起せざることを、絶対に秘密が守られることを了解せしめた窓)、或は教師、牧師、友人、裁判所、巡査、Provision officer 等よりの調査報告により (§11)、或は必要に應じ専任の外務員 (field worker) を使用して (§15) 調

査したものである。終の三項目は直接検査であつて、或は犯人の身體を測定し診察し、或は之と談話を交へて心の動きを観察し、必要に応じては面談直後特異なる言語を逐語的に録取し(これは心理分析の材料となる)、或はメンタル・テストを課して智能缺陷・特殊才能等の有無を検した (§246)。而して此等の面談及び検査は凡て簡單明朗な室内に於て行はれ、検査者は常に家庭顧問醫 family physician の親切な態度を持つることに努め、苟くも刑事裁判手續の一部であるといふ如き感じは全く抱かしめざるやう周到なる注意を施し、最も疑をそる身體測定の様子は成るべく之を避け、主に醫學的身體検査の範圍に止めたのである (§247)。尙報告の信頼價值、面談のタクト、醫學的検査の限界等に付いても慎重なる學的態度を以て臨んでゐるのである。

要するに右の如き調査範圍及び調査方法は大概に於てグルーレの夫れと大差なく、別に取り立てて言ふべき程のこともないが、ヒーリーに於て獨特なるは、第一に各調査事項を通じて動態的觀察及び心理中心主義を實行してゐることであり、第二に直接調査事項の研究に於てメンタル・テスト及び心理分析を重用したことであり、而して第三に斯くして得た凡ての研究結果の整理に當つて、獨創的なカード・システムを利用したことである。

として得られるものは主として遺傳型・發育異常型・環境型・心理内容型等の諸々の犯罪人類型である。

右は過去に關する動態觀察であり、之に依つて最も正確なる診斷と療法とが講ぜられるのであるが、動態的觀察は爰に止まらず更に將來に向つても行はれなければならぬ。蓋し右の如くして講ぜられた對策の效果如何を、長き將來に亘つて觀察してのみ、既に下された診斷の正誤を判斷することを得、之に依つて斯學の進歩を期待し得ると共に、他面又犯人の改善及び再犯の豫防は、かくして甫めて有終の美を濟し得るのである (§200)。これ即ち follow-up method 又は prolonged observation と呼ばれるものであつて (§§20, 35, 48)。この立脚地より見るとき、實に犯罪傾向の生長を阻止する絶好の機會は思春期にあり、少年のこの易變性 instability の時期を通じて、完全に保護の實を擧ぐることに、最も容易に一個の人生を救ひ得るのである。從來の社會的・道徳的處置の失敗は主として追及的研究 follow-up work の缺除にあつたのである (§§17)。「單なる touch-and-go method を以てしては何等の得る所がないのである (§§17)。

斯の如きがヒーリーに於ける動態觀察の大要であつて、過去に關する genetic の歴史的研究と將來に關する豫防改善效果の追及的觀察とは、犯人の現在に關する心

故に以下此等の諸點に付き稍詳細に述べて見やう。

三 研究方法の特色

(一) 動態觀察

特定の犯罪を充分に理解し、之が有效なる對策を講ずる爲には、犯罪行爲の dynamic center である個人の人格を其の靜的狀態に於て、社會的・醫學的・心理學的見地より横斷的に研究することの必要なるは勿論であり (§§24, 35)。身體的異常若は疾病による犯罪型、癲癇的犯罪型及び其の他多數の心理能力關係の犯罪類型は、主としてこの方面の研究の結果より得らるるものである。併し又翻つて惟ふに、人格の現状の凡ては過去に於ける生成發展の結果に他ならぬを以て、過去を無視しては到底現在を完全に理解することは出来ぬ。爰に於て過去より現在に至る縱斷的な動態觀察即ち genetic の研究が必要となるのであつて、ヒーリーが少年犯を研究對象として選擇した理由の一も、其が生成發展の中途にあり、最もこの genetic 及び dynamic の研究に便なる爲であつた (§§11)。遺傳・環境・教育・犯罪歴等の調査も常に歴史の見地より (§§5, 48)、即ち其が現在の精神狀態に如何なる影響を及ぼせしか、又及ぼしつつあるかの見地よりなされたのである (§§1)。斯の如き研究方法の結果

(二) 心理觀察法

ヒーリーが個別心理的研究法を犯罪者の研究に重用したのは (§§20)、彼が人の行爲は皆其の心理生活の表現であり、心理に裏付けらざる行爲なく (§§30, 53)、環境・遺傳・教育等も其が心理に效果せし限度に於てのみ、犯罪と關係し得ると考へる必然の結果であつて (§§1)、決して犯罪人の大部分が心理的缺陷者なるべきを豫期した爲ではない (§§5)。されば如何なる意味に於ても犯罪者と異常者は同義に非ずとし (§§3)、又吾人の研究は斷じて病的犯人の發見にあるのではないと明言してゐるのである (§§40)。即ち心理検査の主たる目的は犯人の性格及び智能の特殊性を明かにするにあり、而して心理分析の最大の收穫は行爲直前の心理内容を明かにし、内に埋れた心的葛藤 mental conflict を察知し、之によつて犯罪の心理的原因を明かにし得た點にあつたのである (§§24)。ヒーリーの獲た犯罪人類型の大多數はこの心理内容の研究に負ふものに他ならぬのである。

(イ) 心理検査法 かくてヒーリーは先づビネー式メンタル・テスト (Binet) 及び學業習得試験 (SAT) に依つて、一般の智能程度を明かにせんとした。殊にビネーのテストは精神薄弱者 feeble-minded の發見には便利なものであつたが、併し實際に於て精神薄弱者に屬すると考へられる犯人は甚だ少數に止まつたので、ビネー等の主に心理年齢十二歳未満者の檢出を目的とした從來の心理検査法は、大多數の犯罪者に付いては殆ど意味を成さなかつた (S&S)。ここに於てヒーリーは從來のテストにては平常者の部に入るべきであるが、尙且つ社會的には低級に位すると思はれる者の心理能力を明かにし得る如き方法、而して又社會生活に於て有意義なる高等度の心理能力の有無及び程度を檢するに便利なる如き心理検査法を創案する必要に迫られたのである (S&S)。

ヒーリーはこの目的の爲に二十四種の心理検査法を考案し (S&S)、之によつて左の如き心理特性を明かならしめんとしたのである (S&S-17)。其の判定法の詳細はここに述べる餘地はないが、ヒーリーはテストの正答數又は所要時間のみによつて、左の如き多數の能力の有無及び程度を檢せんとしたのではなく、既往症 (S&S)、應答の態度、健康状態、一時的障病の有無等、及び其の他一切の事情を考慮に入れたこと勿論である。

- K 級 魯鈍者 moron
 - L 級 痴愚者 imbecile
 - M 級 精神病及び白痴 idiot
- } 精神薄弱者

右は一般的分類なる必然の結果として特殊才能の有無に關するものではないが、犯罪發生的に見て特に重要な特殊才能の缺陷者と右に所謂中間者であつて、ヒーリーは此等に關して左の如き犯罪人類型を認めたとのである。

- (1) 心理缺陷型 (一般低級型) — 特殊才能を有する低級型 — 特殊能力缺陷型
- (2) 心理不活潑型 (これは醫學的検査をも参考して得られたものである)
- (3) 心理特異型 (被暗示型 — 思春期型 — 虚言型 — 冒險欲・刺戟欲型 — 其他 — 以上は心理分析の結果にも依るものである)
- (4) 精神病型 (重精神病 — 中精神病 — 輕精神病 — 中毒性精神病)

(ロ) 心理分析 心理分析 psychoanalysis と云ふ語は心理學上特殊な意味を有する術語であるが、ここでは犯罪原因の心理的基礎を、既に無自覺となつた心的經驗の源まで溯つて觀察し、ここに犯罪的 career をとるに至つた眞の動因を發見せんとする方法を意味するに止まる

- (1) 記憶力 (2) 證言能力 (3) 注意力 (4) 適應動作能力 (5) 聯想能力 (6) 形と色との關係の把持力 (7) 習得能力 (8) 經驗利用能力 (9) 會話能力 (10) 數理的な能力 (11) 表象及心理分析の能力 (12) 豫見及企畫の能力 (13) 視覺による分析能力 (14) 判斷及識別の能力 (15) 被暗示性 (16) 意志力 (17) 統覺力 (18) 道德的判斷力 (19) 指圖に従ふ能力 (20) 特殊能力 (21) 心理内容及び趣味

右は主として社會生活殊に職業習得に必要な心理能力であると考へられるが、又同時に一般智能程度の判斷に資する所あるは勿論である。斯の如き心理能力をテストした結果、ヒーリーは各個人の心理程度を次の十三級に分つた (S&S)。

- A 級 才能智識共に平常者以上の者
- B 級 才能智識共に平常なる者
- C 級 生來的才能及び學校教育は共に可良であり乍ら智識甚だ低度の者
- D 級 生來的才能可良にして教育可良又は優良なる者
- E 級 生來的才能優良、教育不足なる者
- F 級 生來的才能可良 同右
- G 級 生來的才能貧弱 同右
- H 級 同右 教育充分なる者
- I 級 肉體的障病に因る鈍重者 (癲癇病者を含む)
- J 級 心理能力の程度は常人以下なるも未だ精神薄弱者に屬すとすべからざる者

} 中間者

のである。人の行爲には三段の parentage がある。第一は遺傳的生來的素質であり、第二は之に加へられた經驗によつて生じた反應傾向であり、第三は行爲への直接の誘因となる新たな刺戟である。而して心理分析によつて明かならしめんとするのは、この第二の段階であつて、特定の反應傾向が如何にして生じたかを心理發生的 psychogenetic に理會せんとするものである。

然らば如何なる方法によつて心理分析的觀察を爲したかといふに、ヒーリーは先づ被檢者を絕對靜寂なる室内に坐せしめ、記憶の糸を次から次へと辿らしめ、心的原因の鎖を一つ一つ繰つて漸次過去に溯らしめ、遂に被檢者自身をして之が自分の犯行の抑々の原因であつたと悟らせる程度に迄至らしめんとしたのである。勿論之が爲には被檢者の善意が絶対必要の條件であり、又或る程度迄智的な純眞な少年であることが最も成功に近かつたのである。勿論檢者も亦充分の同情と、巧妙な然し何等の暗示をも與へない如き質問によつて、思索の糸を繋いでやる必要があつた。斯の如くして、犯罪的轉機を執るに至つて未だ日の浅い者に就いては、豫想外によく其の本原的な動因を明かにし得たのである (S&S)。如何なる犯罪原因がこの方法によつて明かにされたかは、具體的な場合に付いて述ぶる他はないが、ヒーリーは之によつて

大體次の如き犯罪類型を得たのである (§§34, 233—241, 354—356)。

- (1) 心理的不満足に因る犯罪型
- (2) 心理的幻影又は妄想に因る犯罪型
- (3) 心理的習癖に因る犯罪型
- (4) 心理葛藤及抑鬱に因る犯罪型

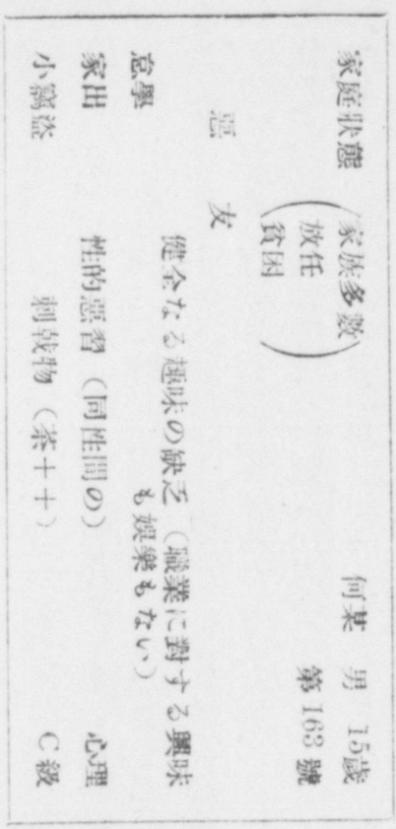
右の中最も重視されるのは心理葛藤による犯罪であつて、多くの慢性的犯罪者の犯罪行路の眞の動機は、早期の心理體驗と之によつて生じた奇異なる心理葛藤にあることを知るのである。中でも體性に關する經驗が最大多數を占めて居り、世間に對する反抗的態度、自暴自棄、性慾異常等に因る犯罪型の多くは、之より派生するものと見るべきものであつた。

右の如く心理分析的方法是犯罪原因の發見に多大の成果を齎せしに止まらず、又犯人の改善をも甚だ好望ならしめるもので、犯人をして "That's so, now I know why I did this thing" と悟らしめることは改善の第一歩であつて、之に環境の改善と健康の注意とを伴はしむれば、事已に成功するに庶いであらう。但し長年月に亙る心理的習性を一朝にして變じ得べきではない故に、之が再教育には尙幾多の忍耐と工夫とを要すること勿論である (§35)。

右に於て私はヒーリーの研究法の主なる特徴を述べた

は遺傳關係、醫學的特徴、環境的原因等の研究) に適合すべき從屬カードを作成したのである (§37)。從屬カード中最も特長あるものは原因的要素のカード (causal factor card) と診斷要約カード (diagnostic summary card) とである故、左に其の様式の一例を示さう。

(ロ) 原因的要素のカード このカードには右肩に姓名年齢及び番號を、左下隅に犯行名を、右下隅に心理能力の程度を記し、而して各種の原因的要素は其の原因力の強度に應じ、左上部より右下部に向つて順次排列されるのである。其の書式は次の如くである (§48)。



このカードにより吾人は原因關係を一目瞭然たらしめ得ると同時に、原因的要素が如何に複雑であり、一二の原因のみに依る原因統計が如何に信頼し難きかを領會するのである。

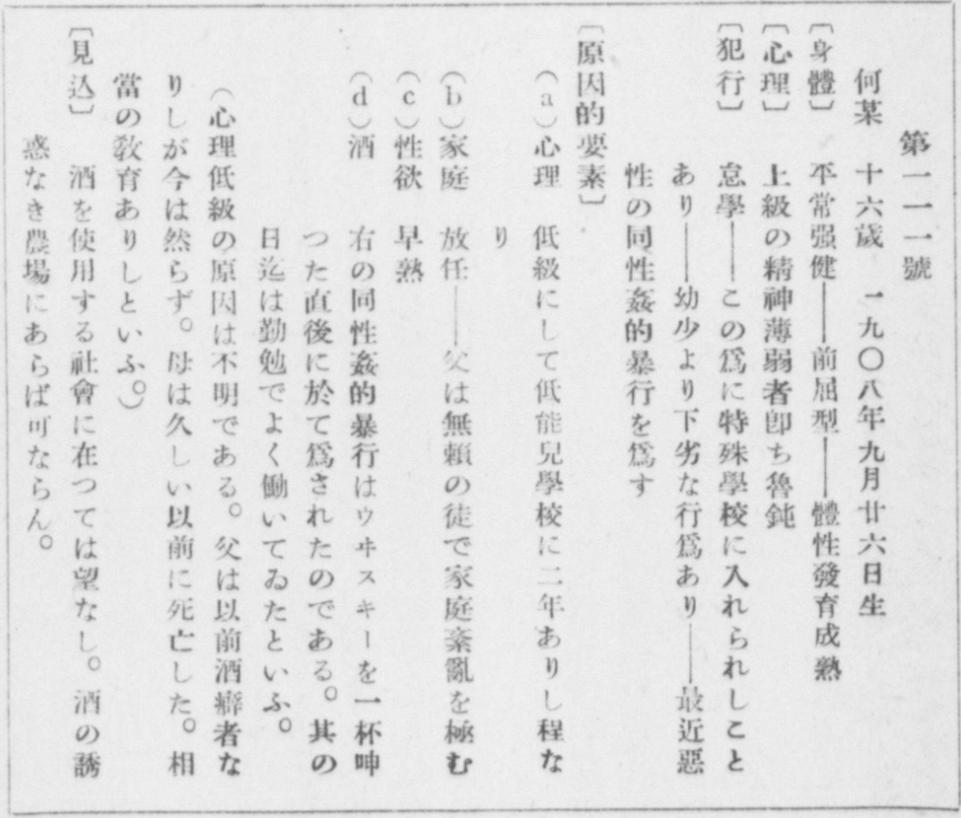
のであるが、次には之に附隨して、ヒーリーが斯くして得た研究結果を整理するに、如何なる獨創的方法を用ゐたかの研究法の技術的方面を瞥見して、然る後問題の中心たる具體的犯罪類型の説述に移りたいと思ふ。

(三) 記録整理法

多數の人員に付き、嚮に述べし如き多様多方面の調査研究を遂ぐるときは、其の記録は驚くべき數量に達すべく、之を雜然として集積し漫然として閲讀せんか、殆ど何等の結果をも得難かるべし。さればこの種の研究の成否は之を分類し要約し整理する方法の如何にかかると謂ふも敢て過言ではない。故に記録の整理法如何も吾人の注意を惹く所であるが、ヒーリーはこの點に關し次の如き彼獨特の方法を用ゐたのである。

(イ) 基本記録 先づ彼はカード式整理法を用ゐ、全記録を 3×11^{1/2} 大のカードに記入し、之を記録の出所に從つて色分けにし (例へば母より聞き得た所は赤色カードに記し「母の話」と頭書し、「父の話」は緑、「本人の陳述」は白、「心理検査の記録」は青、「醫學的検査記録」は黄、「裁判記録」は紫等)、各カードに眞實性の評價を記入し、之を犯人一人毎に一括して函に納め、之に犯人の姓名及び番號を表記して、之を番號順に排列し、之を基本記録とし、之を基礎として種々の研究目的 (例へ

ハ) 診斷要約カード 之は基本記録の全部を要約して、犯行の種類、原因關係、豫後 (將來の見込) 等を簡明に記載したカードであつて、其の書式は次の如くである (§§48, 87)。



(ニ) 其他の從屬記録 右の他從屬的記録中注意すべきものに遺傳圖表 hereditary chart 及び追及觀察記録 follow-up record がある。前者は多數の記號を用ゐて (例へば□は男、○は女、Eは癲癇、Fは精神薄弱、Aは酒癲者、Nは平常者、Sは微毒、Tは結核、Wは浮浪者、Iは狂人、Cは犯罪者、Tinf は幼死、●は墮胎又は死産、等)之を系圖式に排列記入して、遺傳關係を一目瞭然たらしめんとしたものである (Sigo)。追及觀察記録といふのは、第一回の調査結果を整理し終つた後、更に其の後の經過殊に改善的處分の效果如何を記録して行く方法であつて、若し其の者が再び犯罪に陥り、又は改善の見込が全く豫想を裏切つた場合の如きは、もう一應最初から調査をやり直して、倦く迄犯人の理解と有效なる對策とを徹底せしめんとするものである (Sigo, 20)。

以上にて方法論の考察を終り、次に具體的な犯罪類型の觀察に移る。

四 犯罪の原因的類型

ヒーリーが犯罪の直接原因は犯人の心理以外に求め難しと主張する當然の結果として、彼の認めた犯罪原因類型の大部分は直接に心理的類型に屬してゐる。而して他の一部分に付いて、遺傳的若は環境的原因が強調される

場合にも、其の原因的効果は常に犯人の心理を通して觀察されるのであつて、彼の犯罪類型は盡く之を犯罪原因の心理的類型なりと謂ふも敢て不當ではないのである。

(一) 遺傳型 (Sigo 1-146)

遺傳的原因是常に間接であつて、其が果して原因力を有するや、又は如何なる程度に於て原因となりしかを判斷することは、多くの場合に於て殆ど不可能である。従つてヒーリーは他に注意するに足る原因がなく、遺傳的負因の影響のみが顯著なる場合を遺傳型として擧ぐるに止まるのである。其の主なる場合は次の如し。

- (1) 遺傳的なエネルギー過剩型
- (2) 易激性の遺傳
- (3) 遺傳的な性欲過剩型
- (4) 身體的特徴の遺傳
- (5) 家系的缺陷の遺傳

具體的事實は最も類型の理解を助くるを以て左にエネルギー過剩の遺傳の一例を引かう。

「遺傳的性格に因る犯罪の例」これは十六歳の朗らかな健康さうな少女で、犯罪行爲としては外泊・無斷就職・脅迫・性的犯罪等の反覆がある。之が原因關係を調ぶるに、父系母系共に惡質遺傳は認め難く、身體の發育も良好であつて(體重一五二ポンド、身長五呎一時)、略成人並であり、容貌も美で唯近視で其の爲の眼神經疲勞から時々頭痛を訴へることがある他、何等の肉體的缺陷を有せぬ。又心理的にも學業成績は良好であり、智能も少くとも通常であると考へられる。唯

態として、妊娠中の母に於ける

- (1) 疾病 (微毒・狂氣・癲癇・癌・結核・子癩・チフテリイ等)
- (2) 過勞
- (3) 心的苦惱
- (4) 所謂胎教
- (5) 飲酒
- (7) モルヒネ中毒
- (8) 老齡
- (9) 墮胎未遂
- (10) 早産・難産
- (11) 双生兒

等を考慮したが、この類に屬する原因類型は直接的には必ずや、身體的又は心理的缺陷による犯罪類型の何れにか屬すべきものであり、従つて其の具體的事例も此等の類型に付いて見るべきである。

(三) 身體的異常若は疾病に因る犯罪 (Sigo 1-181)

ヒーリーは犯罪人が常人と異なる特殊な變質徵候を有する者であるといふ説を決定的に否定し (Sigo, 295)、全體として見れば犯罪者も之と同一の年齡・環境・階級にある常人と何等異なることなき心理的・身體的狀態に在る者なるを確信してゐるのであるが、具體的事實に於て身體的異常又は疾病が犯罪の原因となることあるは勿論であつて、之を認むることは決して變質徵候の存在を説く所以ではない。

(二) 胎生時の發育障碍に因る犯罪 (Sigo 1-161)

之が原因的關係も亦常に間接であつて、ここには唯だ出生後も心身に何等かの障碍を残す如き事態のみが觀察されるのである。ヒーリーはこの意味に於ける原因的

一の特異な點は勝氣で強情であることであつて(例へばメンタル・テストを拒み、無理にやらせれば故意に間違へてやるといふ)、之が犯罪の原因ではないかと考へられるのであるが、この心理的特徴が何うして生じたものであるかは全く不明であつた。所が一日彼女の母なる人と面談するに及んで疑問は一時に氷解した。この母と娘は顔貌から氣質まで全く同一型である。母は實に精力絶倫な勝氣な女で、年齡已に四十歳を越え、十五人の子を産み、貧困の中に八人を育て上げ、夫の死後は其の養育に一方ならぬ勞苦を嘗めたにも拘らず、甚だ頑健で衰へを見せず、火性で氣が荒く、娘を打ち据えることも稀ではないといふ。この氣質は其のまま娘に現はれてゐるので、娘自身も之を自覺して居り、「私は母に叱られる譯が分らぬ。母だつて私と同じぢやないか。母と同様に私もやりたい事をやる迄である」とさへ言つてゐる。因に性關係の智識は皆母から得たものである。

斯の如き遺傳的體質に根ざす犯罪傾向は容易に改善されない。感化院に送り嚴重なる訓練の下に、第二位の原因と思はれる思春期の不安定時を過さしめ、其の結果を見て然る後更に對策を講ずべきであらう。

於ても、醫療と並行して外的誘因の除去と内的習性の改善とを講ずるに非ざれば、犯人の救治は望み得ないのである。

犯罪の原因となる身體的疾患又は異常としてヒーリーは左の十數種を擧げて居る。

- (1)眼疾(近視・斜視等を含む)
- (2)聽覺障礙(耳遠いこと・聾啞・耳鳴り等)
- (3)鼻及咽喉の障礙
- (4)齒の異常(蝕齒・齒槽膿瘍・齒列緊迫等)
- (5)吃音
- (6)神經性疾患(リウマチス・癱瘓等)
- (7)包莖
- (8)遺尿
- (9)梅毒
- (10)營養不良
- (11)體力過大
- (12)月經及妊娠
- (13)頭痛持
- (14)頭部傷害
- (15)其の他の疾病(輪癱・肺結核・心臟病・淋病等)

此等のものの多くは心理的障礙(例へば不快・強情・反抗・偏屈・憂鬱・無氣力・神經衰弱・精神薄弱等)を通過してのみ犯罪原因となり得るものであり、従つて亦心理的異常を原因とする犯罪類型に屬せしむるを、より適當とするものが少くない。此處には特に著しい心理的缺陷を伴はずして、主として身體的疾患のみが其の環境状態と相俟つて犯罪行爲の原因となつた例を一つだけ引用するに止める。多少逸話的な嫌がある點は已むを得ないと思ふ。

〔慢性眼疾に因る犯罪の例〕(十四歳の男子)この子は慢性眼疾(結膜炎?)の結果涙眼に故障を生じ、目を歪めさへすれば

		熟		早	
I	H	G	F	E	
貧弱	並	發育過度	發育過度	發育過度	
早熟	早熟	早熟	早熟		
	並		早熟		
四ク	四ク	九ク	〇	六ク	〇
〇	一四ク	一九ク	一四ク		

男子に於ては體性的發育の遅延も早熟も共に犯罪原因となること多きに反し、女子に於ては殆ど早熟のみが犯罪發生的危険を有することは注意に値する現象である。左に發育異常に因る犯罪の實例二三を引用しやう。

〔A即ち全身發育甚だ不良なる者の例〕(男子十五年二月)この少年は甚だ快活な性質で美術家的才能を有してゐるが、身體倭小で職を得ることが出来ず家出・盜等の不良行爲に陥ち、數回感化院に送られたが、其の都度脱走して今は行方不明である。發育不良の原因としては受胎時父が重き慢性病に罹つてゐた事(彼の出生前に死亡す)が思ひ當るのみである。彼より年長の同胞は皆平常者である。彼の犯行の原因としては身體倭小の他、家庭不良、悪友、茶・珈琲・煙草の濫用による神經異常等が考へられる。

〔C即ち破瓜期のみ遅延せし者の例〕(男子十七歳)この少年は體格から見れば體重一二一ポンド、身長五呎六吋で殆ど成人並であるが、體性發育は甚だ遅れ現に破瓜期に入つた許り

何時でも涙が流れ出るやうになつた。彼の両親は之が治療法を講ずる所か、いい金蔓を得たと許り之を利用して、彼を下町の劇場などの前に立たせてチューインガムを賣らせた。彼の涙は容易に人々の同情を咬り、白銅の代りに銀貨を與へられることが少くなかつた。かくて勞せずして容易に金を得るに慣れたこの少年は如何なる仕事をも嫌ひ、最近遂に犯罪に陥るに至つたのである。

(四) 身體發育の異常に因る犯罪 (Sutton—1922)

ここに發育異常といふのは年齢に相應しない發育状態を指すので、之が犯罪の原因たり得ることを明かにしたのは、ヒーリーの研究の一特徴である。特に注意されてゐるのは身體發育と體性機能の發育との不一致關係である。ヒーリーは男六九四人中六〇人、女三〇六人中五一人に於て發育異常が多少とも犯罪の原因となるのを見たと。其の發育異常關係を細別すれば左記の如くである。

		遅		延		身體發育	破瓜期	第二次的性々格	男	女
D	C	B	A							
	並	不足	貧弱						二六人	〇
	遅延	遅延							七ク	〇
									二ク	〇
									二ク	〇
									一人	

で、著く不安定で根氣がなく、情緒甚だ幼稚であつて容易に泣く有様である。今度彼は同年輩の者と一緒に農場で働く中、望郷の念やみ難く金を盗んで逃走するに至つたのである。智能を検するに甚だ優秀であり學業も十二歳の時既に八學年に進んだ位である。犯行の原因としては體格が成人の域に達せるに反し、性的發育が未だ少年期を脱して居らないこと以外に考へることは出来ぬ。従つて之が對策としては思春期を安全に脱し終る迄十歳位の少年と一緒にしておく方が良いと考へられる。

〔E即ち身體發育過大なる者の例〕(男十四年九月)Frontierを祖父とするこの少年は心理的には何等の異常を有せぬが、身體の發育は過大であつて僅か十四歳にして體重已に一四五ポンド、身長實に五呎十吋に及び、現に小學校六年生であり乍ら戶外労働を好んで學校に居たたまらず、數々家出して各地に職を求めて放浪し、職なきときは盜によつて糊口する事一再に止まらなかつた。斯の如き者は速に大人並の生活を爲さしめる必要があらう。實際農場にやつて大人と共に働かせやうになつて以來、全く不良行爲に出なくなつた。

〔G即ち身體及び體性的發育過度なる例〕(女十五歳)この少女は體重一五一ポンド、身長五呎一時に及び、已に十歳より自ら進んで性的犯罪を爲し十一歳に初經を見、十二歳には賣淫によつて早くも情夫を養ふ有様であつた。之が原因としては體性發育の過度なること他、甚だ案れた家庭に人となつた事、氣持が甚だ不安定で被暗示性に富む事、母が直接淫行

を勧誘した事等が著しいものである。之が豫後を察するに甚だ優良なる智能を有することより見て、之が改善は甚だ有望であり、又實際其の後高尚な婦人の指導を受けた結果、十九歳に至つた現在では全く不可なきに至つた。尙身長體重等は十五歳の時と大差がない。

(五) 酒精性犯罪 (§§193—197, 320—325)

酒が遺傳的・環境的及び生理的に犯罪と密接な關係に立つことは、醫學的及び統計的見地よりは殆ど研究し盡されたかの觀があるが、併し之を方法論上より嚴密に検討すれば、酒と犯罪との關係を一般論的に明確ならしめることは、恐らく不可能事に屬するであらう。蓋し酒の影響は之を遺傳・胎生・環境・發育障害・心理異常化(急性及慢性中毒)、父母の飲酒、自己の飲酒、社會の飲酒等の諸方面に分つて觀察すべきであつて、其が何れの方面に於て如何様に影響せしやは、各個人に付いてさへ容易に判斷し難いからである。況んや其の一般論をや。故に吾人はここには酒精性犯罪の一般的抽象論をなすことを避けて、唯だヒーリーが認めた具體的類型の主なるものを一瞥するに止めやう。

一、酒精的遺傳若は環境に因る犯罪の例(男十四歳) この少年は無學で無筆な父(但し精神薄弱者に非ず)と漸く讀み書きし得る程度の子との間に生れた。父母共に移民であり又共に

大の酒癖者であつて、父は泥酔・暴行・夜盜等に因り屢々處罰され、母も少量の酒で直に狂的となり(恐らく嗜酒狂 alcoholic Paranoia ならん)、輕き罪で處罰されること實に五十回以上に及び、近隣の人々に對しても喧嘩を賣り亂暴をすること擧げて算ふべからず、爲に諸人の指導する所となり轉居すること頻々たるものがあつた。斯の如き父母を頂く家庭が良からう筈がない。喧嘩口論の絶え間がなく、家計は常に貧困を極めて居り、子供の教育など問題の他であつた。されば十二人産んだ子供の中七人は幼死し(恐らく酒の先天的害毒に因る虚弱兒であつたであらう)、残り五人の子供中四人迄甚しい犯罪性を有し(竊盜・夜盜・拘摸・姦淫等で罰されてゐる)、長兄二人は既に長期の刑に服してゐる有様である。唯學校成績は何れも良好で智能の點では缺陷なき如く思はれる。

この少年も亦幼少より不良傾向を有し、屢々慈善感化院に收容されたが、出ると直ぐ元通りになり拘摸・竊盜を事とし、今度は夜盜によつて捕へられたのである。身體を檢するに營養發育共に不良であり、口蓋及び齒列に所謂變質徴候と稱される異常があり、且つアデノイドに罹つてゐる爲に常に口で呼吸し始終俯向で全體として如何にも不健康な感を與へる。然し心理能力は良好であり、氣質も案外朗かで、この點に於て改善の見込も多いと言へる。

二、幼少よりの酒癖による犯罪の例(男十六歳) この少年は身體は小型で體性々格も未發育であるが、其の他には異常がなく智能も概れ正直で活潑であり、美術家的才能を有してゐる

る。遺傳關係を見るに父が愛煙家で神經的である他、不良なる點は認められないが、兄は喧嘩好であり、姉妹の一人も犯罪者であり、この少年も家出・竊盜・夜盜等を犯すに至つたのである。其の原因を考ふるに彼が幼時より多くの刺戟物を使用せしこと(八歳より喫煙し、ビール、時としてはブランドーを飲み覚え、珈琲と茶は日に三回を缺きぬといふ)以外には求め得ない。この異常なる嗜好の背後には之を欲求する神經的異常ありと推測されるが、其が遺傳の結果なりや、少時からの習癖の結果なりや不明である。彼の才能を愛し、彼を救はんとせし人々も少くなかつたが、如何なる仕事にも、又學業にも七ヶ月以上止まつたことがなく、最近浮浪者的傾向が著しくなつた。

三、飲酒の心神耗弱者に及ぼす犯罪發生的影響の例(男十五歳) 身體發育は良好であつて、體性機能が早熟なる點以外には身體的異常はない。心理的には魯鈍者 Moron に屬するも工業的才能がある。遺傳關係は父が酒癖者であつた他、詳細は不明であるが家庭環境は全く不良であつた。低能兒學校を出た後牛乳搾取場で働いてゐたが、或日一瓶のウキスキーを與へられ、其の一二時間後性的犯罪を爲すに至つた。

四、精神異常的素質を有する少年に及ぼす酒の犯罪發生的影響の例(男十五歳) この少年は身體甚だ倭小な精神異常者である。遺傳關係に付いては、父が以前偏頭痛持ちであり大酒家であつた事(現在は禁酒してゐる)と、母方叔母が癲癇病者

で後發狂したことが注意される。同胞は多數あるが彼以外には異常者は居ない。彼も幼時は尋常に生育したが八歳の頃チフスに罹り、其の結果か、その頃より奇行と之に隨伴する頭痛と嘔吐があり、夜は物におびへること多く、且つ多少夢遊病の傾向があつた。この状態は其の後數年間繼續し、之が爲學業成績も甚だ不良となり、怠學を事とするに至つた爲特殊學校に入れられたが、十四歳に至つても未だ四學年に止まる有様であつた。其の頃彼は牛乳配達の職を得て、約一箇年の間早朝から起きて神妙に働いてゐたが、田園生活に憧れて田舎の農場に働きに行き、其處から歸つて以後は品性著しく下落し、無賴の徒と交り飲酒をおぼへ、毎日ビールを飲み俗惡な歌を唱ひ、父の叱責を怖れて窓から逃げ出したり、テーブルの下に隠れたりしてゐたが、遂に家出する様になり數日歸らぬことも多くなつた。父母の言に據れば、其の頃の彼の目付は粗野で底光りがして、尋常と見えなかつたといふ。彼の犯行(夜盜・追刺・暴行)はこの間に爲されたものであつて、彼の言ふ如くんば、此等の犯行は皆無賴の徒と一緒にウキスキーを飲んだ後に行はれたもので、彼は其の數日間確かな記憶を有せぬといつてゐる。裁判所でも延丁や證人を襲はんとする等の暴狀を呈し、精神に異常ありとして鑑定に廻はされたのであつたが、當時は甚だ昂奮して居り、少しの事で泣き出したり、シャクリ上げたりし、話すことといへば酒と煙草のことのみで、到底検査し難い状態にあつた。其の後一箇月間安靜ならしめた結果態度全く一變し容易に検査を

爲し得たのである。之によれば身體的には淋巴腺及び扁桃腺の肥大以外に異常なく、心理的には明かに平常な才能を有し、學校成績の不良なりしは彼の言の如く「故と習はうとしなかつた爲」と考ふる他はない。犯行の原因としては飲酒の他考ふべきものがない。唯この少年に於て特異なるは飲酒が通常の銘酩状態を生ぜしめず、彼に伏在する心理異常傾向を増大せしめ、一時的精神病者の症状を來たさしめたことである。之が對策としては酒を遠ざくるを第一とする。實際酒を斷たしめて一箇月後は性狀大いに改まり、數年にして性行益々良好に赴いたのである。

以上にて酒精性犯罪の類型的觀察を終るが、尙茲に注意すべきは、ヒーリーがこの種の犯罪の一般的鎮壓策として嚴刑主義を主張してゐることである。曰く「酒の上の暴行等を單に二三日の拘留に處するは、策の最も拙劣なるものであり、之に對しては少くとも三箇月以上の嚴重なる懲役刑を課すべく、依つて以て將來に向つて驕然酒を斷たしむるに十分な精神的及び身體的條件を作らしむる必要がある」と。

(十六) 環境的犯罪 (8202-226)

環境特に家庭状態と犯罪殊に少年犯とが如何に密接な關係にあるかは、ここに改めて贅言するを要せぬ程周知の事實である。家庭は實に犯罪の搖籃であると謂へる。

あつて、通常用ゐられる物的環境・人的環境・心的環境の如き分類法はヒーリーの採らざる所である。

- (1) 兩親の酒癖 (2) 家庭若は近隣の惡徳 (殊に惡徳的職業)
- (3) 家庭内の葛藤 (不和、繼父若は繼母、狂人が家族中にあること等)
- (4) 犯罪的家庭 (5) 父母の苛酷 (6) 子供を教育する能力なき父母 (例へば無智、無教育、貧にして終日家を外にして勞働すること等)
- (7) 父母の趣味性向の不一致 (8) 兩親の不同居 (9) 隘屋雜居 (10) 家庭の貧困 (11) 家庭なき生活 (12) 父母の放任 (13) 惡友 (特に町の不良仲間、年長の犯罪者、異性の友、低能兒の友等)
- (14) 劇場 (殊に三文歌劇は有害である)
- (15) 社會的誘惑 (サロン・ダンスホール、他の女の美衣等)
- (16) 學校生活 (17) 職業の不滿 (18) 健全なる趣味の缺乏せる環境
- (19) 新聞の影響 (20) 俗惡な讀物の影響 (21) 繪畫殊に活動寫眞の影響 (22) 拘禁中の經驗

此等の諸條件は何れも心理的意義を有するものであつて、或は惡暗示となり、或は苦惱の種となり、或は放任により或は惡指導により、或は心理内容を惡想を以て満たし、或は之を空虚荒蕪ならしめる等々の結果、人の道徳生活を低下させるのである。これ等の惡條件の重疊する所必ずや何等かの罪惡生すべきことは殆ど自明の理であつて、其の一々に付いて茲に具體例を示す迄もないこ

然し乍ら何が家庭をしてしかく不良ならしむるかを考察するときは、其の同じ原因が家庭環境のみならず、亦同時に直接人の肉體的・精神的素質をも害するものなることを知るのである。されば家庭の紊亂と云ひ犯罪と云ひ等しく是れより高位なる社會惡 (例へば酒癖・精神薄弱・癲癇等) の同位的結果であつて、原因論的に見れば兩者は寧ろ相互的、循環的關係に立つものと謂ふべく、環境としての家庭のみの原因力は左程重視することが出來ぬのである。環境一般に付いても同様に謂へるのであつて同一環境も異なる個性には全く相反する効果を與へることも可能である。即ち環境は人の心理と關係してのみ原因的意義を有するので、人の人となりこそ決定的要素であると謂はねばならぬ。されど多くの場合に於て直接變更し得るは環境のみであるから、犯罪鎮壓策の見地よりすれば、環境こそ最も考慮に値するものとなる。而して心理的要素を重視する立場に於ても亦、他人の心理生活の如何は環境と關連してのみ理解されるのであるから、環境を無視しては心理的原因すらも明かにし得ないのである。

かくてヒーリーの環境觀察は常に心理生活推測の手段たる意義を有し、犯人の心理内容に影響を及ぼせし條件の如何に従つて、環境は左の如く數多に分類されるのである。左に注意すべき一例を記すに止める。

「趣味の不足に因る犯罪の例」(男十五歳) 之は身體強健にして發育優良、智能も通常で活動的な心理を有する少年である。遺傳關係を見るに父母ともに缺陷なく、九人の同胞中この少年以外は皆性行良好で、犯罪者は一人もない。唯環境の點では九人の子供を抱へた父母は困窮の極にあり、この少年の欲しがらる物も何一つ買ひ與へ得ない状態にあつた。之が爲に甚だ活動的な心理を有するこの少年は物欲しさを抑へ得ず、學校は怠け人の物を盗むやうになつた。仍つて父母は彼を感化院に送つたが、其處で一層惡化して歸つて來て、今度は數百弗を盗んで旅に出掛けやうとしたのである。かかる犯行の原因としては貧困なる環境に因る趣味の不足を第一に挙げねばならぬが、尙少年時に特有な性格的不安定をも考へ併せられる。

(以下次號)

佐渡鑛山水替人足制度に就て (二)

岡田直寛

目次

- 一 序説
- 二 佐渡鑛山經營の當事者及場所の變遷
- 三 徳川幕府の佐渡鑛山經營の當局者
- 四 徳川幕府時代の採鑛製鍊の狀況
- 五 排水の方法用具並從業者の變遷
- 六 江戸水替の起源 (以上前號)
- 七 江戸水替の法制上の性質
- 八 江戸水替收容の場所規律並作業
- 九 追込水替
- 十 江戸水替等の破禁の例
- 十一 江戸水替及其他の水替の收容狀況
- 十二 結語 (以上本號)

七 江戸水替の法制上の性質

右に述べた江戸水替の制度は、元來有罪者の刑罰として遠島乃至徒刑の處分に付したのでもなく、又附加刑で

もなく、無罪の無宿者即犯罪者ではないが住居不定の浮浪者を強制的に佐渡鑛山に收容して、水替人足の勞役に従事させたのである。

そして、安永七年當時は、入墨、敵の刑を受けた無宿者は町奉行所の門前拂になつた丈で、必しも直には佐渡へ水替人足に遣られたのではなくて、門前拂後無宿で徘徊したなら召捕へて佐渡へ遣られる方針であつたが、天明八年十一月老中松平越中守定信から三奉行(寺社、町、勘定)への達しに「手元に有之品并途中之小盜等致し其外盜之科ニ而敵又ハ入墨ニ申付候もの引渡可遣方無之無宿ハ門前拂ニ成候處御仕置相濟候上へ則無罪之無宿ニ候間門前拂ニ不致直ニ溜預ニ申付置佐州江水替人足ニ差遣し可申候

右之通盜之科ニ而御仕置濟門前拂ニ可致無宿向後佐州江遣旨申聞せ溜預ニ致し置追々佐州江差越候様可被致候

なつた。(三浦周行著法制史ノ研究九 九九頁以下追放刑論參照)

是も當時は、重、中、輕の三追放共、町人百姓は江戸十里四方追放、居住國、犯罪地國の追放に止り、其の構場所以外に追放せられる事によつて、刑の執行が終了するのであるから、恰も入墨又は敵の刑を受けて門前拂になるのと同様の理由で無罪のものといふのである。

其の意味に於て、江戸の人足寄場に於て文政三年から江戸拂以上の追放刑に處せられた百姓町人をも收容して一定の年限を経過してから引受人に引渡す事としたのと趣旨が異なる事になる。後者は追放刑に處せられた者が、御構場所即居住禁止の地域内の一定の場所に收容せられて、一種の勞役に服するもので、謂はゞ追放刑の執行に代へて自由刑執行をなすもので、前者の様に本來の刑は執行せられて居ないのである。

以上の如く、純然たる無罪の無宿ばかりでなく、有罪のもの即犯罪者で刑の執行を終へた刑餘者を、江戸では無罪のものとして送致したのである。

要するに、佐渡の水替人足制度は、心底直りし者即改悛者、再犯の虞のない者は之を免する方針で、不良者は嚴罰を加へ且勞働の習慣を作らしめ將來の生活に途を與へしめんとする一種の保安處分的強制司法保護制度と

尤重而相違儀も可有之候間夫迄ハ先右之通可被取計候」

(徳川禁令考後聚司法資料 第一六六號二八三頁以下) とあるにより、其の後は入墨又は敵の刑に處せられた者で無宿者即輕い刑罰を執行せられた刑餘者で引取人のない者も矢張り無罪の無宿であるからとて、佐渡へ水替人足に送致したのである。

處が更に、寛政二年江戸に人足寄場が創設せられてからは、比較的素行の良い者を寄場に遣り、然らざる者を佐渡へ送致した事は、江戸の寄場人足への申渡條目に「其方共儀無宿之ものニ付佐州表江可差遣處此度厚き御仁惠を以寄場人足に致し銘々仕覺候手業を申付け候云々」(徳川禁令考後聚司法資料 第一四三號一五頁以下) とあるにより判る。

更に有宿無宿に拘らず押借り、亂暴等の無頼の徒も文化二年より佐渡の水替人足に送られた事は「關東在々取締之ため廻村爲仕候御代官手附手代共召捕候惡黨もの之内別而手放難置類者無宿又者宿有之ものニ而も御仕置濟候上佐州江水替人足ニ差遣候儀文化二丑年閏八月牧野備前守殿御勤役中伺之上當分伺之通可取計旨被仰渡押借ねたり又ハあはれ歩行候若輩之もの者右之通取計候得共云々」(徳川禁令考後聚司法資料 第一四二號六八頁) とあるにより明である。即文化二年より追放刑に處せられた者で、拘束しなければ居村に歸つて良民の害となる者をも佐渡に送る事と

謂ふ事が出来る。(司法研究第十七輯 四三八頁以下参照)

江戸からは無罪の無宿を水替人足に送るといふ初の話であつたのが、有罪のものも送つて来て迷惑するといふ趣旨の抗議を佐渡から出して居るのも興味ある一事と思ふ。即佐渡年代記によれば、文政六年評定所一座へ佐渡奉行が掛合つた中に、「一體金銀山水替前々より自國之者雇入來候處安永六四年江戸表に近來無宿者多く候に付無罪の無宿は佐州金銀山人足に可被遣趣追々御沙汰も有之候へ共元來惡黨もの共に付取扱方もおよび兼國風をも損候儀に付頻而差支の譯申立候處先つ追而之儀は格別爲試可被遣趣にて心底直候者は相返候様依仰渡是迄因循致來候處近來犯罪のもの多く其上病身もの引渡有之小屋内扶助の御入用も相増候に付云々」とあり、又文政十三年佐渡奉行より老中への希望書に「金銀山水替人足無宿とも去冬已來流行病等にて多人數死いたし候に付人數多く引渡の儀町奉行へ及掛合然處初發安永の度被仰渡の御趣意にては無罪の無宿被遣候積りの處近來有罪のもの多く自然と嚴制を犯し死刑にいたり候もの不少候間已來可成丈無罪無宿水替業可致ほととの健成ものとも多く引渡に相成る様三奉行并火附盜賊改加役えも被仰渡候様仕度」として「安永中被仰渡の御書付寫相添へて上申した。其の様に佐渡では江戸から無罪のものとして送致せら

れて來る中に純然たる惡事をなさない無罪の無宿でないものは困ると抗議をして居るが、一面佐渡に於て刑に處した有罪者を、刑執行方法として後述の所謂追込水替として使役して居たのである。此の點に於て、恰も江戸の人足寄場が矢張り司法保護制度であつたのが文政三年後は、追放刑に代へて、自山刑の執行をするに至つた爲め本來の趣旨に變更が生じたのと同様な事情になるのである。

八 江戸水替收容の場所、規律並作業

江戸水替を收容する爲めに、安永七年春より起工して、相川町五郎右衛門町の東に當る間ノ山口番所の奥の谷間に、水替小屋場と稱する建物を作り、是處に江戸より來る水替人足を全部強制的に收容する事になつた。そして其の傍に、水替役所と稱する廳舎を建て、水替人足を直接監督する役人として、水替掛なるものを初は並役一名配して是處に勤務させたが、安永八年水替人足の收容數増加し其の監督に手不足となつたので、定員を二名に増した。

此の水替小屋場は二回火災に罹つた事が記録に残つて居る。即「天明二年二月十九日夜銀山内江戸水替小屋場出火して不殘燒失す」とあり、又「文政九年二月二十九

日曉江戸水替小屋場出火坪數六十坪程燒失」とあるにより明である。是によつて見ても、少くとも建坪六十坪以上あつた事が考へられるが、其の建坪數とか其の敷地跡の限界は現在に於ては分明して居らぬ。

又文化八年には「水替小屋ならひに掛り役人詰所の西北岩山にて度々落石有之に付伺の上不危方へ片寄せ建替御普通有之」とあるによつても、時々火災や其の他の災厄に遭つて建物は數回建直された事が窺はれる。

江戸水替は既に述べた如く、保安處分的強制司法保護として佐渡鑛山内に收容せられ、排水作業に従事せしめられたのであるが、其の期限は無期限であつた。

所謂「其内ニ而心底も直り候ものも出來候ハ、掛り之者共相糺候上奉行交代之時分其外御用序江戸表え相返候様可致」とある様に、改悛の情顯著で公安を害する虞ないと認められるに至れば、江戸へ送還する事になつて居たのである。然し大部分は送還されずに、改悛の情ありと認められれば、所謂平人となして佐渡に住居せしめ、又は所謂出國を許可して歸郷せしめたのである。

寛政七年「江戸水替共敷内の働出精し先非をも悔候者共先年より親類好身の者糺の上引受申立候得共同の上引渡遣候處引受人の糺にて彼是相延死亡等有之候ては無慈悲に付於佐州平人申付追て親類好身の者方へ罷越度旨相

願候は、他國出爲致候積伺之上極る」

文政元年「江戸水替とも平人申付他國出いたし再無宿となり被召捕候もの多く此末人數多く平人申付候儀は勿論他國出爲致候儀は難相成様成行候ては望を失ひ歎ケ敷事に付改正いたし心得違無之様山方役水替掛りより申論候様申渡」

文政四年「江戸水替の内伺之上平人申付候もの共去ル寅年より他國出差留置候處折角平人に成親族の對面も不相成儀に而は全ク改心の者迄も出精無之に付伺之上他國出さし免す」

文政六年「江戸水替共十ヶ年未滿に而他國出申渡候節元掛りえ一應掛合之上取計候様去々巳年評定所一座より達有之候處(中略)十ヶ年未滿にても無怠慢出精の者は平人申付候積り評定所一座え掛合の上差支も無之旨挨拶に付十ヶ年未滿の者は十人平人伺候處伺之通被仰渡」

右は何れも佐渡年代記より摘示したのであるが、是によつても、江戸水替が收容せられてから十ヶ年内には餘程の事情がないと、平人にはしなかつたと考へられる。

又文政五年「江戸水替とも小屋内取締方規定書付渡す」とあるが、如何なる内容であつたかを知るに足る文献が見付からない。然し安永六年及七年の江戸との交渉

の際に於ける往復文書（前出）の内容により、江戸水替に對する規律が考へ得られる。

・即水替小屋場外へ無斷で出た者は勿論水替不精致した者や虚病等を申立てた者等は、假令他に悪事をなさなくても、拷問同様の取扱をして苦痛を與へて差支ない掟であり、而も場合によつては、死罪に處しても差支なく、其の様な場合に奉行所限りの専決で取計ひ、幕府に伺出る事も不要であつた。極めて嚴重な制裁を以て監督せられ、勞働に驅使せられたのである。勿論小屋場から作業現場に往復する丈で、其の他の出入の自由は與へられなかつたのである。

而も小屋場を逃走して船にて乗逃げた場合に、他所で捕へられて死罪等の重刑に處せられた場合には、其の事を他の水替等に知らしめて、他戒の目的とした。是は文政九年「佐州より乗逃の無宿とも江戸京大坂長崎等におゐて被召捕候分死罪以上御仕置に相成先々より捨札案來る節水替小屋場前通りえ建置一いた事により判る。

江戸水替には衣食を支給したが、賃銀は支給しなかつたのである。従て彼等は江戸の人足寄場の如き諸種の仕事を宛がはれ各自の努方に應じて賃銀が支給せられたの配人として、彼等の世話役をさせ水替掛との連絡を計つて居た。

江戸水替の仕事は、勿論坑内の排水作業であつて、一々坑内の下の方から順繰りに各自が桶を以て汲取ては上の方に水を替へて行く方法や、坑内に釣瓶桶を設け、釣瓶を手で引いて同様に水替へをして行く方法であつた。桶で水替をするのを手繰といひ、釣瓶で水替をするのを車引といつた。（參照別圖省略）

安永七年から江戸水替が來て水替に従事した頃には、主として右の様な方法であつた事は、江戸との往復文書中「水替ハ敷内穿下りし所え少し之足掛りを段々ニ張渡し其上ニ立ながら車引又ハ手繰に而水波上暫時も手放おゐては水増上ニ付一晝夜宛詰切らせ食事之内は代るく休む而已ニて骨折之働といへとも」とあるによつても考へられる。

江戸水替も一時水替以外の仕事に従事させられた事も見受けられる。即天明元年に「近年江戸表より追々御差下となる無罪無宿共中尾間歩敷内え遣し一晝夜宛水替業爲致手弱之ものハ鍛治小屋韃差などニ用ひし處云々」と佐渡年代記にあり、身體頑健でないものは便宜他の韃差

と異り、無期限で無賃銀で勞役に驅使せられ、其の希望とするところは、平人になる事であつて、其の點から云ふと司法保護といふ點に於ては極めて趣旨が薄かつたと云へる。唯將來の勞働に堪へ得る精神の涵養並其の勞働の素地を與へる事に司法保護の趣旨があつたと認められるのである。

水替人足は苛酷な勞役に驅使せられるのであるから、身體健全、年齢も若い者が向けられた。そして男子に限られた。此の點も亦男女共に收容した江戸の人足寄場と異るところである。

天保四年に江戸の寄場奉行より佐渡奉行に對し「佐州水替人足健成ものに候は、四十才位迄のものに而も差支無之哉之旨」問合せがあつた時、「右年齢に而は年數敷内之働難出來候に付四十才位にても差支無之とは差極難申旨」挨拶に及んだ事によつても判る。従つて健康上から見て、又年齢上から見て、佐渡に水替人足として送るには不適當と認められる事情の者は、人足寄場に收容した様である。

水替役所には水替掛が定員二名配せられて居た事は前述したが、水替人足中の重だつた者で品行の良い者を差などの仕事に向けられた事が判る。又江戸水替で手職を持つて居て便利なものは、之を活用した事も判る。即寛政四年「江戸水替の内紙漉の者有之反古買入漉返始る」とあり、平人になつて佐渡に居住して居る元江戸水替を利用した事は勿論で、文化四年「江戸水替之内伺之上當國平人ニ成候もの之内二人紙漉心得候者有之に付惣徳町紙漉小屋取建爲漉立候積り紙屑反古之類他國え賣出拂底の趣に付以來他國出不相成趣相觸ル」とあるにより明である。

九 追込水替

佐渡に於ける良民の害になる様な悪黨は有宿無宿に拘らず、佐渡奉行手限（専決）にて重追放以下の追放刑に處したが、是等を他國に追放する代りに江戸水替と一緒に小屋場へ收容して水替の勞役に従事せしめた。之を追込水替と稱した。是は恰も前述の江戸の人足寄場に於て文政三年以來追放刑に處せられたものを、追放刑に代へて收容して一定の職業を授けて従事せしめたのと同様に、追放刑に代へて自由刑の執行を爲したものである。即司法保護制度が自由刑執行の制度をも加へるに至つた

のである。

寛政九年「銀山水替人數不足にて差支に付七月十一日より町々日雇取一晝夜三十人宛雇入水替人足に遣」つたが、其の中で「不心得の者一人有之に付追込水替申付る」とあり、又天保十四年「佐州之義良民の害に可相成悪黨共は召捕追込水替ト唱銀山圍内小屋場え入置敷内水替業爲致常々教諭右之内心底相改候者は追々歸農爲致來此後國中立廻候無宿有之敷又は當國出生之者無宿になり御府内徘徊被召捕其筋より引渡候は、右小屋へ入置水替其外銀山向働方爲致心底直候者は歸農申付候様右類多人數に相成差支候は、別段寄場取立方相伺候様申上書面正月九日水野越前守殿え進達御勘定奉行えも達置」とあるによつても、追込水替の一端を知る事が出来る。

即天保十四年以後は、佐渡の無罪の無宿者も江戸水替小屋場へ收容して、水替人足に使役したのである。然し佐渡の無罪有罪の何れの者を收容したのも、全體から謂へば少數に過ぎなかつた様である。此の制度は幕末迄續いたと認められる。

十 江戸水替等の破禁の例

に相成」つた。

又文化七年「二月十二日江戸水替三十五人御役所え駈込願ひいたす」様な事件もあつた。水替が小屋内で二派に分れて争闘し、一派の三十五人が他派の四十餘人の非を急訴したのである。其處で掛役人が「利解申聞歸小屋申付」けたが「翌十三日右三十五人の者敷内え相越候途中におゐて前日小屋内に残り候もの共竹鑓又は庖丁等の刃物を以三十五人の者を追掛ケ四五人に深手爲負薄手負候者も七八人有之夫よりして双方立分れ石打等いたし大に混亂におよひ候に付水替掛り役人の内帶刀を抜放し追散らし候處三十五人は上寺町覺性寺へ逃去り小屋内より出候ものは又候小屋場へ引籠り翌十四日迄双方敷詰も不致候に付山方役目付役は勿論壯年健成役人町同心水主山師以下御雇町人共上下三百人程差向け不埒の水替四十四人召捕へ十四日夜入牢申付覺性寺へ逃去候ものは小屋場へ相返す」ことになつた。此の事件の處分に付ては記載がなく不明であるが、恐らく首謀者は死罪以上となつた事であらう。

又安政元年七月十七日青盤間歩内に作業中の江戸水替二十七人悉く窒息死し、其の他の坑夫等數十人瀕死の状

江戸水替等は嚴重な監督の下に勞役に驅使せられて居たのであるが、之を免れやうとして逃走を企てた者や、反抗を爲す者等が相當あつた。其の主なるものを佐渡年代記より摘示すれば次の通りである。

天明二年には「八月十八日夜江戸水替五人申合小屋場を逃走大間濱に繋きし漁船に取乘澤崎村え上陸し宿根木の岩穴に隠れしを追手の者捕へ出しニ付乘逃の頭を取し無宿三吉龜之助と云もの二人ハ九月五日間山内河原ニおゐて死罪す」といふ事件があつた。

同年「江戸水替多十と云もの差配人長五郎と云ものえ遺恨ありて夜中長五郎の宿所え忍入庖丁を以切殺し立退し處長五郎鼻口之間を切られ死せずして靜ニ起出同輩へ告て多十を捕へ訴しニ付十一月十九日間山内川原ニて多十を死罪ニに處した。

享和二年「八月晦日夜下川茂村勝泉寺え盜賊二人押入住持留主跡下男權兵衛を手籠めになし古脇差を以數ヶ所手疵爲負品々盜取逃走候旨訴出に付檢使出役遣し候内赤泊湊において右の盜賊召捕相川え差出に付遠吟味候處江戸水替忠藏定吉と云者にて小屋場逃走惡事有之に付御仕置江戸表へ伺」つた處、翌三年「忠藏は獄門、定吉は死罪

態にて脱出した事故が起きた。是は隣接の甚五間歩内で江戸水替二人が相争ひ、一人が相手を坑内留木を以て打殺した上、其の犯跡を蔽はんが爲め所携の燈火を用ひて、現場に放火して逃走した結果、其の焔烟が延いて青盤間歩内に充滿し、遂に右の慘事を惹起したのである。右犯人は其の後事露見して獄門の刑に處せられた。以上は水替小屋場に於ける水替の破禁の例であるが、江戸より水替が送致せられる途中での逃走其他のの事故も再々あつた。

十一 江戸水替及其の他の水替等の收容狀況

安永七年に第一回の江戸水替六十人が送致せられたのを初として、其の後幕末迄此の制度は存続した。然し鑛山の盛衰や、江戸の浮浪者の多少等の關係で、毎回の送致人數に影響があり、多い時は大體六十人位であるが、少い時には二人又は一人で、全然送致のない年も續いた事があつた。

そして初は江戸水替送致に關しては、勘定奉行が管掌して最寄の代官即越後の代官が佐渡へ宰領して、佐渡奉行所の役人が之を受取る事になつて實行せられて居たの

である。

處が、寛政二年（第一回送致より十三年後）から、水替人數が減ぜられたのを機會として、寛政四年からは江戸町奉行より江戸詰の佐渡奉行に引渡し、そして佐渡より年々江戸詰となる地役人が後任者と交替して歸國する際、又は佐渡より江戸に御用の爲め出張した者の歸國する際に之に引渡し宰領せしめて佐渡に送致する事に變更せられた。

此の事は老中松平越中守定信より寛政四年に「金銀山水替人足是迄御勘定奉行掛りにて被差遣候得共去る戌年より人數減被仰渡候に付以來町奉行より在府佐渡奉行え受取年々七月交代の地役人兩人え相當の御手當被下宰領爲致候様」との指示があつたからである。

徳川時代に江戸より佐渡に到る順路として大體三あつた。第一は江戸より信州に出て越後の出雲崎から海路佐渡の西南の小木湊に至るもの、第二は江戸より三國路を経て越後の寺泊より海路佐渡の南の赤泊湊に至るもの、第三は江戸より奥州街道により會津を経て越後の新潟より海路佐渡の東南の夷湊に至るものであつて、右の順路の内其の時の都合により何れか一が選ばれた。

即寛政四年に水野若狹守（長崎奉行水野忠通天明六年より寛政四年迄在職）より「長崎表無宿共佐州金銀山水汲人足に遣候積長崎奉行伺濟」の旨の通知があつて、寛政五年六月長崎より海路十八人の無宿者が、佐渡の西の眞野灣内澤根湊に送致せられ、奉行所より山方役が之を受取りに行き小屋場へ收容した。

寛政九年になつて、江戸から六十人も一時に佐渡へ送致するといふ江戸よりの達があつて、佐渡では一時に送致する場合は途中の監督に難儀であつたので二度に分ける意見を出したが、結局同年は江戸詰地役人二名歸國の折一名が三十人宛宰領して、一時に送致せられ之を收容した。

寛政十年佐渡奉行より老中松平伊豆守信明（天明八年より享和三年迄在職）に伺を立て「無宿とも多人數被遣候儀道中難儀に付七八人拾人程宛被差遣候積り被仰渡處少人數にては水替不足にて差支三四度にも被遣候ては宰領役人差支候に付越後國御領私領の内無罪無宿可有之候間同國出雲崎寺泊え差出置支配の者差遣受取候様仕度」旨申出でたが、老中より「越後無宿の儀は不被及御沙汰江戸表より一度に拾人程を限り被遣積り」との達があつた。

江戸水替の送致人數を佐渡年代記より拾つて見ると、安永七年同八年同九年の三年間は六十人宛送致せられてゐる。

翌天明元年には初佐渡奉行の方で餘り氣が進まなかつた江戸水替に就て「定式の水替在相川より雇入賃錢高直ニ而以前之見合に成兼せるに付無宿百人程も引渡有之様奉町行え掛合」つた。然し是は實現に至らなかつた。

天明二年には四十三人、同五年には四十人送致せられた。天明七年には送致記載はなくて水替が一時に澤山減つた事情が記載せられてゐて、需要と供給とが合致しなかつた。尤も以前に送致せられた水替は殆んど其の儘に従業して居たものと見られるから、人數は漸次増加して居た譯である。次に天明八年には六十人、翌寛政元年には三十人送致せられた。右の頃迄は、越後代官が宰領して來たが、其の後は地役人が江戸より歸國の折等に宰領して來る様になつた。

然るに、江戸水替の制に倣て、長崎からも同趣旨の水替人足が送致せられる事が始つて長崎水替といふものが出來た。そして是等と同じく水替小屋場へ一緒に收容せられた。

て、此方の希望は通らなかつた。

文化七年には二十八人の送致があつた。

文化十四年には「金銀山水替安永七戌年以來無宿もの被遣寛政の頃小屋内人數百六七十人より二百二十人位まで有之」とあるによつても、大體二百人前後の水替が常時收容せられて居たと見られる。

文政三年には長崎奉行（間宮筑前守信興文化十五年より文政五年迄在職）より佐渡奉行へ「長崎表え立入候無宿共寛政年中の振合を以佐州金銀山水汲人夫として差越度」旨掛合つて來たので、差支ない旨返事した處「無宿二十餘差越候積り」との知らせがあつた。

其の結果、翌々文政五年長崎より役人二名差添長崎無宿者二十七人を海路送致して來たので、前例により澤根湊に於て受領收容した。

文政四年には此頃江戸水替が少數しか送致せられなくて困るから、大坂の無宿を廻して貰へぬかといふ事を、大坂町奉行に交渉する様な事情であつた。

其の結果、文政七年初ての大坂無宿者十九人が海路澤根湊に送致せられ、佐渡奉行所役人が之を受取收容した。

斯様に、江戸と長崎との無宿者は幕府より宛がはれたが、大坂の無宿者は佐渡から頼んで送致して貰つた譯である。

然るに、長崎無宿者の取締に手を焼いた結果として、長崎も大坂も今後無宿者の送致を見合せて貰ひ度いと、佐渡奉行から掛合ふに至つたが、是は不結果に終つた。そして文政九年大坂より十人無宿者が送致せられた。然し途中二人死亡し八人が収容せられた。

文政十二年には大坂より二十八人の送致があつた外、江戸より十二人あり、翌天保元年より天保五年迄は、江戸より十七人乃至三十七人あつた。處が天保六年から更に天保七年に四十三人、六十八人といふ多人数の無宿者が送致せられて來たので、交渉の結果減員することゝなり、天保八年には江戸より十四人外に大坂より十人の送致となり、天保九年には江戸より十人の送致があつた。

更に、天保十年より嘉永四年迄十三年間には江戸より、少い時は一人、多い時は二十三人の送致あり、その外大坂より、天保十二年に十人、天保十三年に二十八人の送致があつた。

以上の人数は、佐渡年代記に明記してある分を摘記し

たのであるが、其の後、幕末迄引續き江戸より送致せられたのであつて、明治の初、解放令が出て氷替人足を悉く釋放したが、中には引續き銀山に稼働を希望するものがあつて、相川に居住して水替の作業に従事したとの事である。

十二 結 語

以上を以て大略本稿の目的を遂げた事にして擱筆せんとするものであるが、相川町は慶長前は一寒村に過ぎなかつたのに、慶長元和の銀山の隆盛時代には、相川町の人口十萬を超えた事が傳へられて居る。然し當時の相川町の中心は現在人家極めて稀で、町名丈が残つて居るに過ぎぬ所もあり、現在の相川町の中心は當時の海岸であつた。

現在佐渡鑛山は、近代科學を應用して大規模に事業が遂行せられて居るが、往時は主として勞力を總動員しての事業であり、其の勞力の重要な役割を擔當したものに、所謂水替人足があり、是を法制上より觀察すれば、保安處分的強制司法保護制度であつたのである。

(完)



映畫「母代」に關する座談會

新興東京撮影所の作品「母代」は、畫面全體を通していかにも行刑精神が漲つてゐて行刑映畫として最も適當のものとも思はれるし、且つ同映畫の製作については、行刑局で多少の援助を與へたといふ關係もあるの

内容梗概

綾部つうは十七歳の時、誤つて主家の一人息子明夫を死に至らしめた。主家を追はれたつうは、危く悪

周旋屋の手にかゝつて身を賣られようとしたが、折よく駐在巡查に助けられ、その上刑務所の女給仕に世話された。爾來十五年、給仕から女看守を経て、今では女看守長にまで進んだつうではあつたが、しかしかの女の念頭から一日として離れ得なかつたのは、死んだ明夫の面影であつた。明夫のことを思ふと、自責の念で、かの女の胸は痛かつた。

看守長になつたつうは、自分で宿直もやれば、所長の代理で訓話もするし、それに看守たちの衣服のことなど、女囚たちの身の廻りのことなど、何くれとなく親切に世話して、出来る限り所内に明朗な空氣を導入しようと努力した。そんなわけで、

つうは女囚たちからは勿論、看守たちからもこよなく尊敬を受けるようになり、わけても、所長都築氏にとつては、なくてはならぬ補助者であつた。

たま／＼、放火犯の女囚の一人、百二十三番が、所内で子供を生んだ。つうは、その子菊四郎を我子のやうによく面倒を見るのだつた。さうしたかの女の感情には、贖罪の氣持が強く働いてゐるのを否めなかつた。日と共に成長して行く子供に、一種の母性愛を感じたかの女は、子供の行末のことも慮つて、遂にその子供を自分の子として慈しみ育てようと決心し、百二十三番からこれを貰ひ受けることにした。

自分の家に子供を引取つたつうは、忙しい公務をひかへてゐることとて、婆さんを一人雇つて、自分の留守中何かと子供の世話をさせることにしたが、それにも拘らず、子供の發育がとかく捗々しくなく、とうとうの手厚い看護の甲斐もなく、子供は幼くして死んでしまつた。若しこれを百二十三番に打ち明けたら、かの女はどんなに嘆き悲しむことだらう、と、それを思ふとつうはゐても立つてもゐられなかつた。苦惱の幾日か、つゞいた。しかし百二十三番は、生母の敏感さからそれを知つたものか、日に／＼面やつれがして行き、作業成績もぐつと低下した。それが又、一層つうを苦しめた。だが、祕密はつひに打ち明けられねばならなかつた。つうは思ひ切つて、一切を百二十三番に打ち明け、そして心から詫びた。結果は案外に良かった。その日から百二十三番の顔は、見る見る明るくなり、希

望に似たものをさへ浮びはじめるやうになつた。つうもほつとして、久し振りで明るさを取り戻すことが出来た。その矢先き、かの女は、所長の都築氏から、所長の遠縁に當る某傷痍軍人との結婚を勧められた。「一日考へさせていたゞきたいと思ひます」といつて、庭先きに出たつうの眼には、眼に映る一切の風物が生々と輝いて見えた。もうすつかり諦めて、自分からは遙かなものであつた筈のあの結婚生活！ それへの夢を追ふやうに、何かしらほの／＼としたものを幻に描きながら、佇立したまゝ、ちつと眼をつむつてゐるかの女を、午後五時の作業終了のベルが、はつとわれにかへらせたのであつた。ふと見ると、一日の作業を終つた大ぜいの女囚が、庭一ぱいに射す温い陽ざしを浴びながら、四肢も伸々と、打ち揃つて健康さうな體操をしてゐる。百二十三番の、明るい希望に充ちた

顔も交つて見えた。それを見たつうの心には瞬間、新しい、別の希望と決心とが閃いた。かの女は、いつか結婚生活のことなどは忘れて、どこまでもこの人たちの友として、この人たちを導いて行くことが自分の天職であり、又その天職に忠實であることが自分にとつて最も幸福なことであるといふことに、氣づいたのであつた。庭にはコスモスの花が美しく咲きみだれてゐた。

- 出 席 者
- 原 作 者 舟橋聖一
- 片野曉詩
- 府中刑務所長 吉田 律
- 豊多摩刑務所長 河邊 湛然
- 司法書記官 中尾文策
- 司法事務官 小川 太郎
- 寺 光 忠

- 中央公論社 青 木 滋
- 司 法 屬 小 穴 鐘 藏
- 同 赤 塚 孝
- 東京拘置所教諭師 高 尾 晴
- 刑 務 協 會 大 原 虎 夫
- 同 大 石 武
- 同 笑 浦 義 文

小川 映畫「母代」が出来て、大層評判が良いと承つてゐますが、これは行刑映畫としても稍々本格的に近いものかとも思はれますので、私共行刑關係者としても、この機會において、この映畫に對する各方面の御意見なり、御批評なりを拜聴いたし、同時に行刑映畫といふものは、今後、どういふ方法によつてどういふ方向へ向つて進んで行つたらいいか、進んで行くべきであるかといふやうなことにつきましても、併せてみな様の忌憚なき御意見を伺ひたいと存じまして、御

迷惑をも顧みず、今夕みな様の御足勞を煩はした次第であります。話の順序として、先づ原作者の舟橋さんに、原作を書かれた當時の御氣持、承れば舟橋さんは、栃木支所を御覽になつて、それが原作を書かれる動機になつたとのことですが、その邊の御氣持について、一つ御話を承りたいと存じます。

舟橋 私は成程栃木支所を見せていただきましたが、しかしそれは何も、小説の種を探さうなどいふつもりからではなかつたのです。偶々私が講義に出てゐる或女學校の生徒たちが、心理學の小熊先生に率ゐられて、栃木支所の見学に行くといふことだつたので、私もそれに便乗して一緒に連れて行つて貰つただけのことです。夏の暑い日でしたが、私共は、雷門から電車で栃木へ行き、所長さんにも御目にかゝつて、一巡所内を見學さしていただきました。一緒に行つた學生は十五六人程もゐたのでせうか、何れも若い身空のものばかりなので、不謹慎なことでもあつてはならぬと、私共も苟かに

注意を拂つてゐましたのですが、幸ひ無事見學を済ました。所長さんからいろいろ御話を承りましたが、大層いゝ方で、行刑もかういふ方がやつてゐられるのでは頼もしいことであるといふ印象を受けました。私はその時、所長さんにいゝ／＼無嫉な質問をしたのですが、「刑務所内で子供が生れるといふやうなことはありませんか」と伺ひますと、所長さんは「それはある」といはれました。「その場合は、どうなさるのですか」と御訊ねすると、「妊婦は病監に入れる」といふ御話だつたのです。こんな問答が私の頭に在つたので、それで「母代」の中でも、所内で子供を生む女囚が出て來るといつたわけなのです。病監も見せていただきましたが、疊も敷いてあるし、相當行届いたものだと感じました。風呂場も拜見いたしました。所長さんが、一風呂は少しはひがしないか、自分たちは慣れてしまつて何も感じないが、外來者にはどう感ずるか」といはれるので、少し注意して見ると、成程多少ヘン

なには、ひがするやうでした。又畫面の中には、研ぎすました鋭利な鎌で、草を刈つてゐる女囚が出て來ますが、私も當時、所長さんからその鎌を見せて貰つて、思はず、「大丈夫なんですか、危険なことはないんですか」と唐突な質問をしたやうな次第でしたが、そんなわけでも、私が想像してゐた刑務所といふものと、私が實際に見た刑務所といふものとの間には、相當のへだたりがあるといふことを、私は當時、思はずにはゐられなかつたのです。一口でいふと、刑務所といふものは、意外に明るいものだといふことが、私の當時の第一印象だつたのです。默阿彌の芝居などにも、稀れに牢屋の場面はありますが、成程そこに或る面白さは多少見出されるとしても、やはり普通人の居た、まれる場所とも思へませんし、又外國の映畫の「どん底」などを見ても、登場人物の一人がいつてゐる文句通りに「牢屋は暗い」といふ感じを免れません。さうした芝居や映畫で描いてゐた私の牢屋に對する概念は、實際に栃木刑務所を見て、すつかり覆へされてしまつたといふ形なんです。女囚の刑務所だからかもしれないが、廊下なども、チリ一つ葉とめずに實に奇麗に拭き掃除が出來てゐるし、特に上級の女囚の部屋など見ると、書物もあればボヤードまでが備へつけられてゐるといつたやうに、女囚の教養や身だしたみの點までも考へてやつて下さるといふ行き届き方には、私も全く意外でもあり、又深く感心もさせられたやうな次第でした。しかし私としましては、前にも申すやうに、小説の種にするために刑務所を見せて貰つたわけでもなければ、又刑務所の實際を見たからとてすぐそれを小説に書くといふつもりもなかつたので、忘れるともなくそれから一年程過したのですが、一年程経つて見て、ふと、あの時の印象を小説に仕組んで見やうかな、といふ考へが私の頭に浮んだのでした。といふのは、一年も経つと、當時の印象も客観化されて來るし、それに、一寸御名前を忘れましたが、當時の栃木の女看守長さんは、明大女子部出身と聞いてゐましたので、明大と多少關係のある私の頭に、そのイメ

まつたといふ形なんです。女囚の刑務所だからかもしれないが、廊下なども、チリ一つ葉とめずに實に奇麗に拭き掃除が出來てゐるし、特に上級の女囚の部屋など見ると、書物もあればボヤードまでが備へつけられてゐるといつたやうに、女囚の教養や身だしたみの點までも考へてやつて下さるといふ行き届き方には、私も全く意外でもあり、又深く感心もさせられたやうな次第でした。しかし私としましては、前にも申すやうに、小説の種にするために刑務所を見せて貰つたわけでもなければ、又刑務所の實際を見たからとてすぐそれを小説に書くといふつもりもなかつたので、忘れるともなくそれから一年程過したのですが、一年程経つて見て、ふと、あの時の印象を小説に仕組んで見やうかな、といふ考へが私の頭に浮んだのでした。といふのは、一年も経つと、當時の印象も客観化されて來るし、それに、一寸御名前を忘れましたが、當時の栃木の女看守長さんは、明大女子部出身と聞いてゐましたので、明大と多少關係のある私の頭に、そのイメ

ージが多少残つてゐたからなのです。そしてそのイメージが映畫の綾部つうを生み出すことに多少作用してゐることは否めないのですが、しかし私は、私の流儀として、傳記以外の小説には一切モデルといふものを持つて來ないので、綾部つうのモデルが、その女看守長さんだといへないのです。又最初子供が溺死するといふのは、原作では、屋根から落つてつて死ぬといふことになつてゐますが、これは刑務所とは關係なく、別の方から持つて來て、結びつけたままでのことです。さて、原作の執筆に取りかゝつてからも、私は素人のことでもあり、必ずしも行刑精神をこの作の中に活かさうなどいふ大それた考へは毛頭なかつたのですが、しかし、所長さんからいろ／＼御話をうかゞつたことも多少は頭に残つてゐたので、少くも原作に書かれてゐる限りにおいては、出来るだけ行刑精神の立場も吸収して書いたつもりではゐるので、綾部といふ女の素生は、原作で見ると判るが畫面にはそれが出てないやうです。綾部は、若し助けられなかつたら、

賣女か何かになるより外に致し方がなつたのでせう。それが女看守長になるわけなんです、その邊、原作で見ると唐突でないが、映畫だけでは一寸ヘンです。小川 新興の片野さんから、映畫製作の経緯等について御話をうかゞひたいと存じます。

片野 新興の從來の方針からすれば、舟橋さんのあの原作を映畫に取り入れることは、相當危険に思はれたのです。それは勿論興行的効果といふ方面からいつての話ですが、これに對し、多少藝術的野心もあり、何か仲間をアツといはせるやうなものを考へてゐた撮影所の方でも、そんな關係で、とかく営業部の牽制を受けざるを得なかつたのですが、所長の英斷で、斷行と決つたのです。だんだん作つて行く中に、いつもの新興調からは離れて、原作の持つ精神に、眞劍に入つて行けるやうに感じました。黒田にしても美鳩にしても、いつもとはちがつて非常に眞劍なものでした。美鳩などは、自分は從來、これ程に眞劍になれる映畫に出たことがないなど、いつて、自

分の出番でもないのに、せつせとセツトへ顔を出すといつた有様でした。又黒田にしても、この映畫に出てから、自分の氣持に少しづつ變化が來たやうに思ふなどとその感激を語つてゐましたが、俳優が、自分のかゝる若くは受持つてゐる映畫から、尠からぬ精神的影響を受けるといふことは事實あることで、私はその好個の例を、黒田の場合において發見したやうに思つたものです。つまり、俳優、わけても女優は何れも感受性の強い人だちばかりですから、つまらない役をする

と、やはり、本人もその氣持に溺れて、反省を缺くことになりませう。一方高度の役を續けてゐると、自分の氣持もだん／＼それに打ち込んで行つて、さうした一種の精的神向上が、毎日の言動にも自ら多少は現れて來るといふことになるのでありませう。「母代」で、所長に扮した大井正夫の如きは、映畫といふ映畫、いつも決つて「いゝお父さん」役なので、どうもがいて見てもその臭味が抜けず、果ては家庭に歸つてまでも「いゝお父さん」扱ひをされるので、本人も

「これには參つた」などいつて笑つてゐる位です。かやうに、いゝ映畫は、ひとり觀衆ばかりでなく、内部のものにもい影響を興へるといふことになるんですから、その意味からいつても、撮影所としては、ドシ／＼さういふいゝ映畫を作るべきである、といふことを私は、「母代」を作つて見て、痛感したやうな次第でした。それにこの映畫の製作については、行刑局からいろ／＼の便宜や御後援を興へていただき、御蔭様で、寫眞に「サビ」も出て——とにかく、新興が損得を別にして、かやうな立派な映畫を作るに至つたその精神は大に買ふべしであるといふやうな賞め言葉をさへ、新聞紙上に見受けることが出來ましたといふのも、専へて行刑局の御力添へによること、その點深く感謝してゐる次第です。昨年暮の有料試寫會にも好評を博しましたが、先月十七日に、日比谷公會堂に婦人だち千五六百人を招待して「母代」の試寫會を催しました際など、映寫後、涙に泣き濡れて、一寸席を立ち上れないといふやうな婦人を多數見受けました。そんな譯

で、最初はおつかなびつくりであつた營業部でも、興業價值十分、といふ自信を得たので、相當興行上にも力を打ち込みましたのでその結果、興業的にも先づ水準以上といふ成果を収めることが出来、プリントも十四本から作つたやうな次第でした。興業中に氣付いたことの一つは、あの映畫は、花柳界の婦人だちに案外好評だといふことでした。といふのは、あの映畫には、女囚が子供を生んで、その子供が何處へ行つたのか母親には判らないといふ場面がありますが、藝者といふやうな階級の人たちには、やはり同じやうな經驗を嘗めてゐるものが比較的多いので、いはゆる身につまされるといつた關係からだらうとも思ひます。右の次第で「母代」は大體において成功してゐますが、しかし、高級な外國映畫の鑑賞者に對しても、もつと訴へれば訴へ得るものがあつたにも拘らず、遂にそこまで力を出し切れずじまつたといふ感みがないではありません。尤もその點になると、監督の立場も考へて見なければならぬのです。監督としては、見

た目を美しくするために、場面を成るべく賑やかにしたがるといふ傾向がありますので、その結果、人物の性格を無視しがちになるといふことは往々あることなんです。「母代」の監督も、どの程度まで興行的に行くべきか、どの程度まで藝術的に行くべきか、良心的に行くべきかといふことで、相當悩んだらしいので、それで部分的には多少中途半端なこともないではありませんが、しかし、あの映畫には、豫想以上に、人物の性格が出てゐると思ひます。批評家は、最後の場面で、つうが果して結婚生活に入るのか、それとも一身を犠牲にして、囚人のために奉仕するといふのか、その邊がどうもハッキリしないといひますが、あれは撮影の際に、原作者の氣持を忖度して、何れとも解釋出来るやうにしたのです。

こととせう。——何れにしても「母代」は、文部省からも推薦を受けてをり、損得以外に、名譽を感じてゐる次第です。寺光 新興で、文部省推薦になつたのは、外に何ですか。片野 「病院船」があります。舟橋 實をいふと、最初新興から交渉を受けたとき、私は會社の人に注意したのです。といふのは、原作者にはとかく、原作者を受け取つてしまつてから、檢閲その他の關係で、映畫化が中止となると、原作者をそのまま、猫ばへしてしまふといふ悪習慣があります。私はそれがイヤなので、原作者のことは後の話として、先づ内務省に當つて見てくれ、内務省でいふとせば、その時は原作を御貸しませうといふことにしたのです。それといふのが、あの原作には、その前に松竹でも一寸氣があつたらしかつたのですが「ダメだらう」といふので結局打ち切つたといふ話を聞いてゐましたので、念のため新興にそんな注文を出したのでした。ところが、新興では非常に粘り強く、内務省方面は勿論のこと、各方面に

諒解を得て廻るといつた工合に、そこそ大童であつた上に、行刑局の後援まで受けることが出来たので、それで文部省の推薦を受けるやうな立派な映畫が出来たわけですが、そこで私も考へて見たのですが、最初危険と思つたものでも、イザやつて見ると、案外に結果のいい場合が、ひとりこの「母代」の場合に限らず、外にも澤山あるやうに思ふのです。餘りに萎縮して、控へ目／＼と考へるのは、どうかと思ふのです。片野 それは大にあります。しかし又、制作意圖も健全であるし、大丈夫と思つていろ／＼準備をすましてから、内務省をパスしないといふ場合も多いですね。「母代」などは、制作意圖も制作意圖でしたが、行刑局から殆んど望外の御援助をいたしたので、非常に好結果を得たわけなんです。

御蔭で場面がリアリスタックになつて、非常に効果的だと思ひます。今後も、どし／＼アドヴァイズして下さるやうに御願ひしたいんです。寺光 ですが、それにも拘らず、畫面には實際とは違ふ部分が可なりにありますね。片野 興行的見地からいふと、畫面にも少し彩りが欲しかつたですね。普通の寫真に比べて、少くも部分的には彩りが乏しいといふのが、缺點といへば缺點でせう。例へばあの看守さんたちの集つてゐる場所などにしても、もう少しかう賑かに彩りをつけるとよかつたかと思ふんです。全體を通じて場面が何となく白けてるといつた感じですね。吉田 最初新興の田代君からシナリオを見せてもらつたとき、行刑的に見て何か缺點があらば注意してくれ、といふ田代君の御話だつたのですが、私は一見してこれはなか／＼よく出来てゐると思つたのです。といふのは、その前に私は、長谷川検事のシナリオ「鐵窓の應召者」といふのを見て、これは行刑的に見て少

し無理だと思つたので、多少訂正を加へたことがあるのですが、その頭でこの「母代」を見ると、行刑的にいつて、「これはいけない」といつたやうな箇所は殆んどないのです。それに行刑精神もなか／＼よく出てゐるので、この映畫の關係者には、誰れか専門家がゐるナ、と當時窃に思つた位でした。だが、強いて一、二の難點をいへば、看守長が收容者から子供を貰ふなどいふやうなことは、これは刑務所内では絶対に許されないことなんです。尤も作者の立場からいふと、さういふことにしないと工合が悪いといつた關係もあるかもしれませんが、行刑的にいふと、それは事實あり得ないことです。それから、これは普通人には氣附かれないこととせうが、例の一二番でしたか、あの女囚の入つてゐる部屋が、自分の監房なのか、それとも病監なのかハッキリしません。何やら病監のやうにも解れるのですが、産後一旦工場に出た女が、再び病監に歸るといふことは絶対にないことです。小川 作業が忙しいので、病監から連

れて来たのじゃないですか。

吉田 いや、それにしても……

河邊 最初「母代」の舞臺として、豊多摩刑務所を撮影したいといふ新興からの申出があつた際に、御承知のやうに行刑は秘密主義を取つてみますので、どの程度まで刑務所を開放していいものか、行刑の秘密主義をどの程度まで打破していいものか、私も一寸迷つたのでした。で、取り敢えずシナリオを拜見したのですが、シナリオで見ると、どうして豫想外によく出来てゐるのです。實をいふと、觸込みは行刑映畫などいつても、商賣のことであるから、どうせ興行價值百パーセントの、いゝ加減のものであらうと考へてゐたのですが、案外に眞面目な作品で、行刑教化的にいつても、悪い部分よりも善い部分の方が多いので、私もすつかり豫想を裏切られた形で、一體これで商賣になるのかしら、と却つてその方が心配になつた位でした。とはいへ、かりに内容は完全なものとしても、それが畫面にどう現れるかといふことは又自ら別問題だとも思ひましたので、そ

の點、私も相當頭を悩ましたのでしたが、まア出来るだけは餘り八ヶ間しくはないことにして、とにかく撮影さして見て、いけないと思つたらストツプを命じよう、といふことに吐を決めたのでした。丁度天長節の日で、旗が立つたり、ラヂオ體操が始つたりして、旁々賑やかな撮影でしたが、ヘンな場所を映されて刑務所といふ所は、昔の牢屋同様、收容者に痛苦を與へる所であるといふやうな印象を、社會一般に與へるやうなところがあつては面白くない、とその點を特に注意してゐたのですが——あそこに鐵の棒があつたので、あれが逆効果を示すやうなことがありやしないかと、そんなことまで心配したものでしたが、いよいよ映畫になつて見ると、一切は取越し苦勞で、なか／＼立派な、きれいなものになつてゐます。

吉田 「鐵窓の應召者」の時は、許されたかつたものが、今日では許されるやうになつたのですね。時代が違ふのです。

寺光 看守長が監房に玩具を持つて行つてやるのはおかしいと、當局では話してましたね。

青木 「母代」を見た友人から、あの映畫は非常に面白い、と聞かされて、私も一度見たのですが、先刻來みなさんの御話にもあるやうに、世間で一般に考へてゐる刑務所の概念と、實際の刑務所生活乃至行刑精神といふものとの間には、何としても或るギャツプのあることを免れないのですが、その點では、「母代」など、或る程度そのギャツプを埋めるのに役立つてゐると思ひます。大概の觀衆はあの映畫を見て、大なり小なり、刑務所といふものに對する認識を新にするところがあつたんじゃないかと思はれます。かつて川越少年刑務所に講演に出かけた或る作家の話ですが、講演もいゝが、ウツカリ刑務所内に足を入れて、ぶら／＼そこら歩いてゐるやうなものなら、後からウンと羽搔締めにもされはしないか、又いゝ氣でノツソリ演壇にでも立ち上るものなら、頭から彌次り仕されてしま

いてるが、あそこにコスモスがあつたのかしら……

河邊 畫面には、いともきれいに映つてゐるが、實は頗る貧弱なものでね。

中尾 しかし、あれはなか／＼効果的だ。

吉田 刑務所は陰慘なことだといつた世間の人の一般の考へを打破するに役立つ。

河邊 實はあそこより、内部の方が却つて明るいですかね。あそこは震災でひつくり返つたまゝで、明治時代のものなどが残つてゐるんです。尤も今日の刑務所が昔の牢屋のやうなものだと思はれても困るが、さりとて、餘りに文化的で、世間の標準より却つて一歩進んでゐるなど思はれても、これ亦困る。

寺光 普通の人は、この映畫を見て案外に明るい、といつて吃驚するが、しかし私共行刑人からいふと、まだまだやはり暗い、と思ひますね。松竹の「みかへりの塔」などに較べると、「母代」の畫面など、明るいといつてもやはり暗い。

小川 赤塚君は女の刑務所は経験あり

ませんか。

赤塚 勤めたことはありませんが、京都で一才見たことはあります。私は豊多摩に、一年程ゐましたが、——實は只今の御話のコスモスといふのは、私が植ゑたのですが、當時は思ふやうにうまく育たなかつたのが、映畫で見ると、非常に美しくなつてゐますね。當時は私も寫眞氣狂ひでしたが、あの「八舎」あたりは、光線や角度の工合から、カメラの使ひ方一つで、畫としても、もつと美しく撮れたんじゃないやなかつたかしら、と思はれます。

中尾 行刑人以外の、素人の方の意見を聴きたいですね。以前、私が關西に出張したときに、或る人がいふには、メリヤス工場が幾場面も出て来るが、その間、時間は経過してゐるに拘らず、工程が一向に進捗してゐないのは可笑しいといふんです。セットだから、進捗しないわけです。又「母代」では祭日に、收容者が仕事をしてゐるのが、さういつた風に、細かい點で事實と違ふ場面はチョイ／＼あるわけですが、とにかく社會の人があれを見てどんな印象を受けるか聴き

たいですね、青木君どうですか。

寺光 看守長が監房に玩具を持つて行つてやるのはおかしいと、當局では話してましたね。

青木 「母代」を見た友人から、あの映畫は非常に面白い、と聞かされて、私も一度見たのですが、先刻來みなさんの御話にもあるやうに、世間で一般に考へてゐる刑務所の概念と、實際の刑務所生活乃至行刑精神といふものとの間には、何としても或るギャツプのあることを免れないのですが、その點では、「母代」など、或る程度そのギャツプを埋めるのに役立つてゐると思ひます。大概の觀衆はあの映畫を見て、大なり小なり、刑務所といふものに對する認識を新にするところがあつたんじゃないかと思はれます。かつて川越少年刑務所に講演に出かけた或る作家の話ですが、講演もいゝが、ウツカリ刑務所内に足を入れて、ぶら／＼そこら歩いてゐるやうなものなら、後からウンと羽搔締めにもされはしないか、又いゝ氣でノツソリ演壇にでも立ち上るものなら、頭から彌次り仕されてしま

やアしないかと、そんな考へで當初はビク／＼ものだつたのが、さていよいよ講演に取りかゝつて見ると、みんな熱心に傾聴してゐる、こんな眞面目な連中がどうして刑務所などに入つてゐるのかしらと思はれる位だつたし、それに所長さん始め、職員の人たちにも會つていろいろ話して見ると、何れも人道主義的な考へを有つた明朗な人だばかりなので、自分はその事の意外さに、むしろ吃驚した位であると語つてゐました。世間の考へと行刑の實際とのギャツプは、そんなこんなで、追々は埋められて行くことでせうが、その意味では「母代」もたしかに一役買つてゐると思ひます。但し、映畫として見て私の感じたことの一つは、監督も俳優も餘りに固くなりすぎたんじゃないかといふことです。黒田さんの看守長など、忌憚なくいへば一寸血の氣が通つてないといつた感じですね。外國映畫の「格子なき牢獄」に出て来る人物など何れも血もあれば涙もあるといつた感じで、そこに人間として親しみが味はゝれるんですが、

黒田さんの女看守長は、えらいと仰がれはするが、女房には持ちたくないといった感じですね。

河邊 たしかに黒田さんは、少し固くなりすぎたね。

吉田 固くなりすぎたといふのも、つまりは眞剣だからだらう。私はいかに、女看守長らしいと思ひましたね。唯難をいへば、女看守長としては餘りに美しすぎる。——又、女囚は女囚で、なか／＼女囚らしくやつてゐたと思ふ。

片野 ともかく、役者があゝいふ服装をして出て来ると、いかにも本物らしく見えますね。よく似合つてゐるといふのもヘンだが……

寺光 所長がタバコを吸ひながら看守に話をしてゐるのは氣になるといつてゐた人があります。

吉田 大井の「所長」は、適り役ですな。「鐵窓の應召者」でも、大井君が「所長」をやりましたが、そつくりでした。

片野 ともかく、一流のスタッフなんです。固くなりすぎたといふ御話で、悪人が出るではなし、しかも些のユーモアなしといふ種類の映畫ですね。舟橋さんの仰しやるやうに、ラヴ・シーンなしで、一體大衆が納得するもんですかね。

片野 戀愛のあまさと同じやうに、觀衆を陶醉させる一種のあまさが、あの映畫にはあるんじゃないですかね。

中尾 さうかなア。とにかく特別のものだね。

寺光 今もいふやうに綾部がどういふ動機から女看守長になつたのか、原作では判るが、映畫だけでは判らない。それに、女看守長の結婚の相手が巡査部長では少し可愛想じやないですか。看守長は、警察官でいへば警部ですからね。普通の服装ならまだいゝが、巡査部長の制服を着て畫面に出て来るので、困る。

中尾 さう、むしろつうが看守部長である方がいい。

舟橋 女囚が子を生んだ場合、「母代」では女看守長が引き取ることになつてゐますが、若し引き取り手のない場合は、どうなるのですか？

河邊 市町村役場へ送るんでせう。

すが、大體あの映畫は、少し固いとこがあつていゝんじゃないですか。その固さが却つて刑務所といふものに對する一般の概念と合致することになるんじゃないですか。現に一般のお客からは、さういふ批評をついぞ聞いたことがありません。その意味からいふと、大井の所長役は少し碎けすぎたやうにさへ思ひます。黒田の綾部も、あれより柔くなつては、くづれてしまふと思ふのです。悲劇をあつたの冷さで包んでゐるからこそ、人の胸を打つてのじやないでせうか。一つは美鳩との對照的な行き方としても、あそこは觀衆を泣かせたいところですからね。

中尾 その行き方は、作意的ですか。

片野 いや、さうじゃありません。一つは檢閲方面のことも考慮してのことです。

寺光 片野さんの仰しやるのも一理はあるでせうが、しかし、女としての惱みといったものを、少し出したかつたですね。あれではどうも人間といふ感じがしない。

吉田 前にもいふやうに、事實からいふと、あの點は無理です。元來は保護團體あたりで引き取るべきものでせうね。

小川 特に行刑映畫といふものの存在價值、といふか存在理由といふか、さうしたものか考へられるでせうか。若し考へられるとすれば、その狙ひどころはどういふ方面に定むべきものでせうか。勿論行刑は、——行刑そのものではなく——宣傳すべきものではありませんが、しかし、一面社會に訴へたいと思ふこととありますし、それと興行的價值といふことと、睨み合せて、その邊どんなものでせうか？

寺光 何れにしても從來の行刑映畫は、餘りに事實とかけ離れてゐますね。

吉田 といつて、餘りに事實と合致させる。映畫化に困難な事情が出来はしないか。

寺光 あの畫面は、世間の人から見ると案外に明るいといふわけですが、私共行刑人としては、やはり「牢屋は暗い」といふ感じですね。その意味で、今後

たいですね。

小川 母代りといつた氣持がどうして出るのかハッキリしない。子供に愛を感じるまでの経緯が、どうも私共にはよく呑み込めないですね。

寺光 少し唐突ですね。第一「母代」といふ表題からして一寸解りにくい。損ですね。「母代」と出されただけでは、どんな内容なのか、見當がつきかねます。第一讀み方にしても、「母しろ」といふのか「母よ」といふのか、それとも、「母代り」といふのか、首を捻りたいところです。

中尾 一體「母代」といふ言葉があるんですか。

舟橋 あります。チャンと辭書に出てゐます。「母代り」といふ意味なんです。

片野 會社では、一々ルビをつけましたよ。

舟橋 あの映畫は、全然ラヴ・シーン抜きですが、それで大衆受けがしますかね。

中尾 全く、戀愛の場面はなし、一人の行刑映畫は、少年受刑者を對象とするのがいゝと私は思つてゐるんですが、——「みかへりの塔」などはまことにむしろ善良な子供たちばかりで、明るすぎる位の感じですがね。

舟橋 行刑映畫の將來の方向といふ御話ですが、それと關聯して、作者の立場から一つ御諒解を得て置きたいと思ふことがありますので、それをこの機會に述べさせていただきます。これは文學論のやうなものになります。從來の映畫は、いはゆる大衆作家の原作に依つたものが多いのです。大衆小説といふものは、殆んど決つたやうに、作中に善人と悪人が出て来て、それが互に對立して鬭争を展開する、そして、最後に善人が悪人を退治して、目出度し／＼で終るものが、多くの場合のテーマとなつてゐるのです。大衆文學が純文學と區別される根本的相違點はそこにあるのでして、私共のやつてゐる純文學の作者は、悪人といふものを殆んど書かない代りに、善人も書かないのです。世の中には「善玉」「悪玉」といふやうな言葉で言ひ現はされる

程に徹底した悪人もゐなければ、又善人もゐないといふ立場から、時に善に向ひ、時に悪に引きづられる人間の弱さ、悩みは書きませんが、大體純文學には、「善玉」「悪玉」といつたやうなものを出て来ません。それだけ大衆文學の方は、自然筋がハッキリしてゐて、大衆受けがしますが、純文學の方は、必ずしもさうとは限らないのです。綾部にしたつて勿論、善人としてよりもむしろ非常に悩みの多い人間として書かれてゐるわけなんです。が、しかし一面、行刑局の方々などが御覧になれば、餘りに悪い場面ばかり出したのでは、行刑上、御迷惑を感ぜられる場合が多からうとも存じましたので、私としては、出来るだけその點に注意を拂つたつもりなんです。さりとて全然波風が立たないといふのではウソになりますので、時には綾部が女囚を叱る場面などが出て来ますが、あれなどがまあ、綾部らしくないといへばいへるのでせう。ですけど、多くの場合、作者の考へも、専門家から見ると、少くも部分的には、不満の點が多いらしいのです。例へ

ば「木石」には醫者の生活が描かれてゐますが、その最後の解剖のところで、いはゞ「人間の秘密」に觸れたやうな、醫者としては一寸どうかとも思へるやうな場面があるんですが、そこがいけないからその場面をカットしろといふ注文が醫者さんの方から出たんです。それも最初一應は専門家の人に指導して貰つて、それでいゝといふことになつてゐたのですが、やはり後から、侮辱だといふ抗議が出たんです。私共作家の立場からいふと、専門家も、その點も少し寛大であつてほしいと思ふのです。全體の趣旨、精神がよくないといふのなら別ですが、作家の制作意圖が健全で、全體的に見て差支ないものであるならば、若くは何等かの意味で多少なり効果的のものであるならば、部分的の一寸した位のこと、大目に見て貰つていゝのではないかと思ふのです。「母代」の場合にしろ、前にも申すやうに、私が最初榎木支所を見せて貰つて、刑務所といふところは案外に明るい、ヒューメンなところだと感じたことが、少くもこの作のモチーフになつてゐる

るのですから、従つて畫面にもその心持が自然現れてゐて、刑務所といふものに對する大衆の認識を新にする上にも、何程か効果的のものがあらうかと考へられるのですが、しかし専門家が御覧になると、少くも部分的にはどうも感心しないといふ點も自らあるのでございませう。しかし、出来ることならさういふ部分的の缺點はなるべく寛大に見ていただきたい、もつと大根のところ、評價の標準を置いて下さるのが、行刑映畫の將來の發展といふ意味からいつても、願はしいことではないかと思はれるのです。部分的の箇所をとらへて、業者を侮辱するものだなんて批評されるのでは、作者としてもやり切れないのです。作者も辛いが又専門家がいつまでもさうした態度でゐては、専門的映畫の發展は恐らく望み得ないだらうと思ふのです。アドヴァイスはいくらでもしていただきたいのですが、同時に右のことを御諒承願へれば幸甚と思つてゐます。

The Unified Criminal Law
of Swiss Confederation
Prof. W. Mittermaier

統一せられたるスイス聯邦刑法 (二)

(二)の續き

三 シュルド (罪責) の問題を規定するに當つ

ても、亦た、犯人の性格とあらゆる主觀的關係が深く考慮されてゐることが明かに認めらるゝのである。立法技術から云ふとスイス刑法は今までの多くの刑法と異つてはゐないのである。新しいシュルドの觀念を系統的に呑み込むのは全く困難な仕事で、此等の觀念——シュルドの有無を決する場合に性格を考慮すること——が猶ほ未だ十分に明かにされてゐない限り特に然うである。で、茲處に簡単に法律其まゝを示した方が間違がないと思ふ。

a) 第一篇は總則で、第一部は罪 (Verbrechen und Vergehen) その第二章に於て處罰條件 (Strafbarkeit) 即ち、責任能力 (Zurechnungsfähigkeit) (Art. 10—17) 及び罪咎 (Schuld) (18—20) が規定されてゐる。不十分なる責任能力の場合にいか程

ハイデルベルヒ大學教授

ウォルフガング・ミツテルマイヤー

まで犯人の性格が考慮せらるゝものなるかについては、既に述べた通りである。故意、過失の解釋は已に充分に足りてゐると思ふから、茲處には省略する。義務違背が犯罪を構成するものであることは過失の規定 (Art. 16) の中に明かに言はれてゐる (「pflichtwidrige Unvorsichtigkeit」)。法規の不知誤解に關する規定は重要なもので、面倒なものであることは熟く知られてゐる。法規違反の自覺は積極的には要求せられてゐない。法規の不知誤解に關する第二十條は、「充分の理由によりて犯人が自己の行爲の正當なることを信じて疑はなかつた場合には、裁判官は自己の裁量に従つて刑を輕減し又は免除することを得」とある。これによつて見れば法規違反の意識は積極的には要求されてゐないのである。何等の意識を有たないものと雖、また處罰せらるゝのである。この規定は及ぶ所極めて廣く不注意な法規の不知及び過失に於ける法規の不知をも包括するのである。この規定は、「充分なる理由」の決定、更らに「行

爲の正當なることを信ずる」といふ意味に於て、裁判官に極めて自由な裁量を許してゐるのである。此の場合、「正當なる」といふことは單に國家の法律に従つてさう考へられるといふだけで、道徳上からさう考へられてゐるのではないのである。

(b) 未遂罪に於て刑は輕減せられなければならないのではなく (Art. 21, 22) この場合にもまた有罪の責めは強調されるのであつて、具體的の行爲の方は蔭になつてゐることは已に(2)の下で述べてをいた。法律はまた無効に終つた未遂罪をも罰してゐるのである (Art. 23)。この場合には刑罰は當然輕減せられ得るのであるが、只だ得るのみなのである。それであるから、シユルドは客觀化されてゐる場合に限り、先づ第一に考慮せらるるのである。行爲其者の方は蔭になるのである。「理解力の缺乏」(Unverstand)の場合に刑罰が免除せられ得ることは、性格を考慮した上のことである。

(c) 共犯は、第二十四、二十五條に於て、教唆と幫助として原則的に正犯に従たるものとして理解されてゐるが、しかし教唆の未遂を罰してゐる所を見ると教唆其者の獨自のシユルドの存することを注意せしむるのである。正犯者が責任無能力のため刑を免除せらるゝ場合にも、共犯者が處罰せられ得るものであるといふ規定 (Art. 26) は、共犯者の本來のシユルドを處罰せらるべき正犯から全く切りはなしてゐるのである。

(d) 「刑の酌量減輕」の節 (第三章第二節) (Art. 61-69) に於ては、シユルドの問題の實體的方面が明かにせられてゐる。

此等の規定は一九三三年以前のわがドイツの草案に原則的には同じいのである。刑の減輕、再犯の場合の刑の加重、次に併合罪又刑罰法規の競合及び未決勾留期間の算入等が規定せられてゐる。

一般の酌量減輕 (刑の割當) に於て「有罪者の動機、履歴及び個人的關係を考慮すべきである」といふことは、この場合個々の犯罪の考量と共に性格の評價が望まれてゐることを示すものである。減輕すべき事情の存する場合に在つては本質的には只だ犯罪の動機のみが問題となるのであつて、一般の個人的關係は問題とはならないのである (Art. 64)。第六十七條に強制的なものとして規定されてゐる再犯加重は、しかし、性格の評價に重きが置かれるのである。已に述べた如く、犯人の危険性が刑の加重を強ゆる場合には、性格の評價のみが只だ基礎となるのである。

此等の規定を以て全く新しい罪咎と刑罰との觀念が實現されてゐるのである。

(e) 刑罰に於ては、スイス刑法に規定せられたる所はこれまでの如くに原則的には行爲としての犯罪に對する刑罰であることが發見さるゝのである。懲役、禁錮、勾留、罰金といふ刑の差別は犯罪の客觀的差別に相應して規定されてゐるのである。しかし、已に述べたように刑を加減するためには、法律は屢々主觀的要素をも利用してゐるのである。

スイス刑法は普通或る刑罰に代るべき並行刑罰を選擇するに

任かせてゐて、此場合にも亦た第六十三條に依りて犯人の個人的關係を考慮すべきものとしてゐるから、性格の差別が刑罰の差別に反映することはたしかに可能なのである。しかしながら、いかに深く性格が考慮せらるゝにしても、しかも猶ほ常に犯罪の特殊性は刑罰の中に存してゐるのである。例へば殺人罪に於ては、いかに多くの減輕事情の存するに拘らず、刑罰は必ず懲役と定まつてゐるのであつて (Art. 64, 65 III)、自由裁量に依る刑の減輕は許されてゐないのである。スイス刑法は謀殺犯人又は故殺犯人 (Mörder und Totschläger) の罪責を傷害犯人又は窃盜犯人のそれよりも常に重大に評價してゐるのである。只だ犯人の責任能力の不充充分なる場合に於て裁判官は常に自由裁量に従つて刑を輕減することを得るのである (Art. 11) 此場合には客觀的要素は全く考慮の外に置かれ得るのである。

記載されてゐるにすぎない。これはその組織が一切カントン政府の手に委ねられてゐるからである。

收容の施設の種類は、よしそれが一つの施設の中に集まつてゐる場合でも、嚴重に區別されてゐなければならぬのである。多くの施設が一ヶ處に集まつてゐるといふことは願はしい事ではないが、惜しむらくはこの事は第三十五條で許されてゐるのであつて、恐らくは屢々生ずる現象かと思はれる。種々の細目に互つた規則を設けて懲役と禁錮との二つの刑種を執行の上で區別しようとして試みてはゐるが、しかも多くの點で非常に似たものとなるだらうと思はれる。第三十八條に於て條件附釋放はこの兩種の刑に對して殆んど同様に規定されてゐる。規定の一樣なことは此の場合所爲よりも性格に多くの考慮が拂はれてゐることを示すものである。

勾留は第三十九條に従へば單に自由の剝奪と勞働の義務とより成るのである。被勾留者に及ぼす勾留の影響効果については拘禁の事實の外には何事も語られてゐない。

四 しかしながら、從來のやうな性質の刑法は、いづれも先づ原則として犯人の特質を考慮し而して第二次に犯罪の客觀的の性質に従つて裁判し且つ處遇すべきことを、裁判官並びに刑罰執行官吏に明文を以て指示してゐないことを注意しなければならぬ。スイス刑法に於ても亦た常に犯罪がその客觀的な姿態に於て最初に目につくのである。スイス刑法は、あらゆる他

今日刑罰の執行に於て常に受刑者の特質が考慮せらるゝことは勿論のこと、少くも自由刑に在つては然りである。

スイス刑法はこの點については言ふ所が少ないのである。これは刑罰の執行が全くカントンの權限に屬する問題だからである (Art. 37a)。是に於て、第三十七條には、懲役並びに禁錮に同様に共通するものとして、刑罰の執行は受刑者に教育的に作用し且つ彼れを公民生活に更生せしむべき準備たるべきものであるとの一般原則のみが規定せられてゐるだけである。階級處遇制が採用せられてゐるが、只だ僅かにその事が

今日刑罰の執行に於て常に受刑者の特質が考慮せらるゝことは勿論のこと、少くも自由刑に在つては然りである。

スイス刑法はこの點については言ふ所が少ないのである。これは刑罰の執行が全くカントンの權限に屬する問題だからである (Art. 37a)。是に於て、第三十七條には、懲役並びに禁錮に同様に共通するものとして、刑罰の執行は受刑者に教育的に作用し且つ彼れを公民生活に更生せしむべき準備たるべきものであるとの一般原則のみが規定せられてゐるだけである。階級處遇制が採用せられてゐるが、只だ僅かにその事が

の新たに制定された刑法の如く、犯人のタイプに従つて刑を科し、犯人の所爲は只だ種々異つた類別に屬する人々を取扱ふ方を見出すための手がかりとして之を利用するといふことについては、原則的には進歩の跡が極めて少ないのである。しかし、少年刑法に於てはかゝる觀念がたしかに窺ひ知られるのである。刑罰と並び存する處分はたしかに、或る定まつたタイプカ（類型的）な性格の部屬に則應して規定されてゐるが、しかし犯人のタイプの全體を網羅してはゐないのである。犯人の性格に深い考慮の拂はれてゐることは、只だ個々のすべての規定を結び合せた全體の上から見てはじめて分るのである。

(三)

今日に於ては、刑法々典が刑罰と共に保安並びに矯正の兩處分を規定してゐることは已に常識となつてゐることであつて、論議を須ひざる所である。爲めに殆んど到る處文化世界に於ては古い型のターゲットストラーフレヒト（犯罪本位の刑法）はその方向が向け換へられたのである。しかし、此等の處分はすべての刑法に於てその要綱を等しうしてはゐるものゝ、各國に於けるそれ等の形態は非常に異つてゐるのであつて、實施上全くその効果を異にするに至るであらうと思はるゝ所のものである。茲處には此等の處分の理論上の根據を説明する意圖はないのであつて、それについては、ストロースが始めてこの新しい立法を

提唱したスイスに於ては已に過ぐる十年來盛んに論議せられてゐたものである。これまでのスイスに於ける刑法草案の變遷發達の跡を尋ぬるのは非常に興味あることである。ストロース自身は草案の起草に當つては極めて慎重に且つ實際的で、原則の理論上の論争には更らに意を留めなかつたのである。彼はそれぞれの特質に従つて實際的に二つの處分を全く別種のものとして立案したのである。しかしながら、彼は已に立法事業にたづさはつてゐる間に、自身彼れの提案を變更したのである。これは一つは、彼が此等の處分について一層深く考慮した結果と、二つには亦た反對論の壓迫を受けたためもあるのである。彼はそれについて屢々スイス刑法雜誌（Schw. Z. Str.）上に意見を發表し、一九一八年の最後の草案に於ては反對論を酌量してゐるのである。彼は裁判官の決定すべき有責の所爲と結びついた刑罰と事情によりて施さるべき目的達成のための處分とを全く引き離してしまつたのである。各個の處分はその本來の目的に即應して特別に規定されなければならないのである。是に於て、處分が刑罰を餘計なものにするか又は兩者相並んで存立し得るもので且つ存立しなければならぬものか、いづれにせよ個々の處分に於ける刑罰との關係は全然異つたものとなるのである。どの場合に於てもストロースはターゲットストラーフレヒト（犯罪本位の刑法）を斷念してしまふことはなかつたのである。とはいふものゝ、しかし、彼は實際上の理由からして、處分が刑

罰よりもより以上の効用を期待せしめる場合には、ターゲットストラーフェの觀念に制限を加へたのであつた。今度のスイス刑法は一九一八年の聯邦議會上院に提出された草案よりも可なりこの觀念から離れてゐるのである。

しかしながら、根本觀念は古い犯罪本位の觀念に止まつてゐるのである。特に、或る事情の下には刑罰はもはや處分と相並んで執行せらるべきものではないといふ觀念は依然として残つてゐるのである。刑の宣告は常に必ずあるのであつて（責任無能力者の場合を除いて）、それで所爲は常に有責で處罰せらるべきもので、犯人については外部的の特性が表示されてゐるのである。しかし、國家は立派に刑罰を又はその執行を放棄することのできるものである。これはドイツでは屢々起ることと、特に少年に對しては日々我々は行つてゐることなのである。これは賢明な目的の考慮から起ることである。しかしながら、國家が犯人の所爲と罪責とを極めてつまらないものと看、且つは刑罰を加へないで他の方法による干渉が國家にとつて價値の多い結果をもたらすものと認めるために、刑罰が放棄せらるゝと同じく、亦た、國家によつて執行せられた處分が既に犯人に充分苦

味い丸薬を、それは固より藥が苦味いからといふために與へられたのではないが、犯人にも一般社會にも十分な苦痛と思はれる程な、苦味い丸薬を投薬してゐるので、そのためにも刑罰は放棄せらるゝことがあり得るのである。同時に、茲處にも亦た

第一の場合に於けるが如く、處分の結果が刑罰執行のそれよりも國家にとりて一層貴重なものとなつてゐるのである。固よりそれは個々の場合に於て比較考量せられなければならないのである。而して、かくして、スイス刑法は常則としては處分と共に刑罰を執行しないのであるが、しかし、必ずしも常に全く刑罰が無くなるといふことはないのである。

(一)

刑法の外にも亦た危険性ある又危険にさらされてゐる人々に對する保安矯正の兩處分が存してゐるのである。刑法は只だ處罰さるべき所爲のあつた後適用され得る處分のみを規定してゐるのである。これ等の處分は多くの點で普通の處分に似てゐるのであるが、本來處罰され得る所爲の存在を前提とするのである。行爲が違法でなく又は處罰の條件を缺く場合には、處分に關する刑法の規定は刑に關する規定と同じく適用はなくなるのである。スイス刑法はこれについて我がドイツ刑法の如く明示してゐないのである。しかしながら、處分のすべての場合に於て裁判官は刑を確定しなければならぬのであるから（責任無能力の場合を除く）、當然すべての處罰條件が存在してゐなければ

ばならないことになるのである。若し行爲者の所爲が正當防衛に出でた場合には、處分適用の他の條件の具備するにも拘らず、裁判官は處分を命令することはできないのであつて、裁判官はこれを行政官吏の手に委ねなければならぬのである。

(二) 一切の處分は裁判官が命令するのである。刑事裁判官は犯罪豫防のすべての手段を手中に握るべきものであるから、この規定は簡明であるばかりでなく、また簡明であるがための故に正當でもあるのである。他方では、處分の終了し、勾留者の釋放せらるゝは矢張命令によるのである。この場合スイス刑法に依れば總てのケースに於て決定を與へるものは「管轄權ある官廳」(zuständige Behörde)となつてゐる (Art. 17, 42, 43, 44)。で、茲處にも亦た再び處分は刑罰とは異つた目的を追求するものであるといふ思想が眼目となつてゐるのである。この場合もはや、裁判官は管轄權を有つてゐないのである。一九一八年の聯邦議會の上院に提出せられたる草案では、責任能力の不足してゐる者の場合に於ては裁判官にも其者の釋放について發言權を有たせてゐるのである。これは、草案理由書に言はれてあるやうに、かくしてのみ初めて社會の防衛が充分に確保されるのであるといふ根據に基いてゐるのである。この理由によりて、ストースは處分の終了に關しても亦た裁判官をして決定を下さしめんと欲したのである。

(三) スイス刑法はすべての保安矯正兩處分の場合に於てタート

ストラーフエ(犯罪本位の刑罰)を宣告せしむるのである(責任無能力者の勾留については之を除く)。而して、この刑罰は處分の繼續期間を左右するのである。

(a) 勾留して世話手當をしてやらなければならない責任能力薄弱者に在つては裁判官は刑の執行を停止するのである(Art. 14, 15)。しかしながら第二十七條に従へば、責任能力薄弱者が施設から釋放せられた場合には、刑罰は執行せられ得るのである。その理由とする所は、犯人の所爲及び罪咎の嚴重なる監視を要するにも拘らず、勾留期間が餘りにも短かきにすぎたと考へられるからである。かういふ場合は屢々生ずるものでもなく、引きつゞき精神の不健全なる人間に對して後になつての刑罰執行が果して利益のあるものであらうか、頗る疑はしいのである。處分は法律に於て期間の制限はないのである。

(b) 裁判官が保安勾留に處する累犯者に在つては、勾留は宣告されたる自由刑の代りに執行さるゝのである(Art. 42)。然しながら被勾留者は少くも刑期の滿了までは施設に留まるのである。然る後はじめて條件附で釋放さるゝのである。保安勾留は別に時の制限はない。

(c) 勞働訓練所(Arbeitszeugsanstalt)に收容さるゝものには刑は常にその執行を猶豫せらるゝのである(Art. 43)。施設に在つて收容者が勞働訓練に適しないことが分明かつた場合には、裁判官は宣告せられたる刑の全部又は一部の執行を命ずるのであつて、裁判官は殺人罪の場合に最低限度に於て禁錮、更らに勾留又は罰金をさへ宣告し得るのである。病院又は保護監視所への收容といふ處分の補充なしに(強制的でないまでも)、かかる廣汎な刑の緩和が正しいもので且つ賢明であるか否やは今はしばらく之を問はないことにする。

責任無能力者及び能力不足者の施設收容の保安處分(第十四條)は、刑罰の執行との關係は別として、わがドイツのそれと全く同じである。然しながら、第十五條に依りて、裁判官は、犯人の狀態がそれを要求する場合には、責任能力なき又は能力の不足せる犯人を病院又は保護監視所へ收容せしむるのである。これは明かに刑法の目的以上に出づるものである。ストース自身も、「この處分は刑事政策といふよりもむしろ社會事業の命令する所である」と言つてゐるのである。一九〇八年までの草案は、この同じ場合に裁判官は適當の手當を施すために病者を行政官廳に引致すといふことだけを規定してゐたのである。一九一八年の聯邦議會上院提出の草案に至つて是めて今日の規定を見ることになつたのである。これについては、草案理由書は、裁判官に收容指定權を交付するのは簡捷であるばかりでなく、社會的に必要な處分の遂行を容易ならしむるものである、と言つてゐる。

(五) 犯數の多い累犯者(vielfach Zurückfalliger)の保安勾留に關するドイツ及びスイスの立法に於ける規定の差異を検討する

のである。訓練不可能者に在つては「訓練所」は刑に代ることはできないのである。訓練可能者は、條件附で釋放せられ得るためには、少くも刑期の三分の二且つ少くも一年間施設に在らねばならないのである。施設より釋放せられたるものにして、試験期間中行狀佳良なれば、「刑はもはや執行せらるべきでない」しかしながら、施設に三年間在つた後なほ、假釋放の條件の具備しなかつた場合には、裁判官は宣告せられたる刑の全部又は一部の執行を命ずるのである。しかし、これは只だ三年以上の刑期を有つものに限るのであつて、一般にそれは刑罰登記簿(Strafregister)には記載されないものである。この場合にも亦た處分は刑罰に代るものと言はれ得るのである。

(d) 第四十四條によりて飲酒癮矯正院(Trinkerheilanstalt)への收容を宣告されたる常習的飲酒癮あるものは普通刑の執行後施設へ收容さるゝのである。しかし、犯人の狀態がそれを有利と思はせる場合には、裁判官は亦た刑の執行を猶豫し犯人の飲酒矯正院への收容を命ずるを得るのである。而して、後に至りて猶ほ刑の執行すべきや、はた又た、刑の全部又は一部の免除せらるべきや否を決定するのである。

(四) 責任能力の不充分なるものゝ場合に於ては、スイス刑法はそれが疑もなく不充分なる罪咎に相應して刑を輕減するといふその範圍では嚴重に刑罰と處分とを引き離してゐるのである。しかのみならず、この刑の緩和は自由裁量に委ねられてゐるの

のは、非常に有益である。これについての根本観念は極めて單純に見えるけれども、その観念を実現するのは極めて困難なのである。スイス刑法の之に關する規定はドイツのそれから甚しく異つてゐるのである。

(a) スイス刑法の第四十二條は、犯人が以前「重罪又は輕罪による夥多の自由刑」(Zahlreiche Freiheitsstrafen wegen Verbrechen und Vergehen)に服したることを要求してゐる。それはドイツの規定よりも著しく狭いのであつて、ドイツの規定では二回の前科、又は、三回ですらも、これを「夥多」とは言はれ得ないのである。尙又聯邦議會上院に提出された一九一八年の草案は「多くの」(viele)自由刑と言つたのである。而して、現在スイス刑法は更らに一回の服刑を要求してゐるのである。他方に於て第四十二條に依つて以前の犯罪は故意に行はれたものであることを要しないのである。とはいへ、實際には故意にあらざる犯罪では満足できないこととならうと思ふのである。ドイツの法律ではそうなつてゐるのである。しかし、スイス刑法に於ける實際上の重要な條件の擴張は、前科が極めて輕微なものであつて差支ないことである。是を以てスイス刑法のこの規定は微小な犯罪をも包括することとなるので、ドイツ刑法とは全く異つた種類の人間に適用されることになるのである。

(b) スイス刑法の特異の點は第二の條件に於て強く現はれてゐるといふものゝ評價を正しくもあり健全でもあると思ふのである。

(d) ストースは彼の第一草案に於て、第四十條で「裁判所が刑の宣告ありたるものを累犯者の保安勾留を決定すべき聯邦官廳に移付することを提案したのである。彼はこの人間についての多くの智識經驗を要する困難な決定を個々のカントンの裁判所に委ねることをしないで、保安勾留の適用の統一を統一ある聯邦官廳に期待したことは、全く妥當を得たものと思ふのである。しかし、カントンでは自己の司法權の尊嚴を甚しく損せらるゝことを欲しなかつたのである。

(e) 保安勾留の目的については何も言はれてゐないのであつて、勾留の事たる被勾留者を出來得る限り社會的に更生せしむべきであるのだが、それについては何とも明文がないのである。只だ、勾留がこの目的のみ充てられた施設又は施設のアブタイリング(一區)に於て執行せられなければならない、といふ重要な規定が存してゐる。この施設については、カントンが協同して共通の施設の建設に當ることが希望されてゐる(第三八二條)。この建設には聯邦政府から經費の七〇パーセントまでは補助せらるゝことになつてゐる(第三八六條)。

(六) 勾留の外に勞働訓練所(Arbeitszuchtanstalt)への收容が規定されてゐる、收容の條件は次の四ヶ條である。即ちイ、犯人が初めて重罪又は輕罪のために禁錮(三年まで)に

るのである。第二の條件は、犯人が「重罪又は輕罪、不品行又は勞働嫌忌の傾向」(seinen Hang zu Verbrechen oder Versehen, zur Liederlichkeit oder Arbeitsscheu)を示さなければならぬことである。重罪又は輕罪への傾向といふことはドイツ刑法に謂ふ所の常習犯人(Gewohnheitsverbrecher)と同じものになるのである。しかしながら、この傾向が、ドイツ刑法の要求してゐるやうに、常に「危険性を帯びるもの」(Gefährlichkeit)として特色づけられるものでなければならぬかどうかといふことは、疑を挾む餘地があるのである。特に、不品行又は勞働嫌忌への傾向といふことはドイツ刑法の反社會的常習犯人とは全く異つた他の犯人の種類にあてはまるのである。この傾向を有するものとして、非社會的な乞丐、浮浪者及び勞働嫌忌者が擧げられてゐる。即ち、社會の寄生蟲である。

(c) 第三の條件は、自由刑を科せらるべき重罪又は輕罪の一回の犯行である。保安勾留に於ては違警罪は除かれる(第百〇三條)。新しい犯罪が故意に行はれたものでなければならぬといふことについては、何の言明もない。慢性的な輕躁な過失が保安勾留に處せられるといふことは容易に考へ得られることである。これは彼に對するたしかに簡單な保安方法なのである。スイス刑法の過失犯に對するこの正當な峻嚴さは、第六十七條の累犯に關する故意に出づる犯罪に限られてゐないといふ規定が明かにこれを示してゐるのであつて、自分は斯くの如き犯人

處せられたること、

ロ、彼が不品行なるか又は勞働を嫌忌し且つ犯罪が右の事情と關係あること、

ハ、彼が勞働に訓練され得る見込みあること
ニ、彼が以前に懲役に處せられ又は保安勾留施設に收容せられたることなきこと、
是れである。

この處分は全く本質的に從來行はれてゐた勞役場(Arbeitszucht)への收容とは異つてゐるのであつて、勞役場への收容は普通勞働嫌忌のため既に屢々處罰せられ且つもはや訓練の不可能なることの明白なる場合に、はじめて行はれたのである。今度のスイス刑法はドイツの刑法よりも遙かに眞面目なる生活への訓練の可能性を信ずること深く、斷乎として訓練の不可能なる分子を排斥してゐるのである。スイス刑法は勞働への訓練を強調してゐるのであるから、施設も之に應じて從來の勞役場とは本質的に異つたものが建設されなければならない筈である。しかし、例へばハプター(刑法論)の如きはこの施設の性質を明確に論じてゐないのである。自分は、新しい施設が從來の勞役場とは本質的に異り且つ之によりて特別の勞働訓練の目的が正當に誤らず達成せらるゝものとは期待できないのである。新しい施設に收容せらるゝものは從來の勞働場入りのものとは全く異つた見地から撰擇せられなければならないのである。

この新しい考案がその創意者にはつきり分明かつてゐたかどうかといふことは、自分には明言できないのである。元來自由刑其者が教化的に作用すべきもので、何はさておき眞面目な労働への訓練を興へる筈のものなのである。それにも拘らず、何故に今更別に大して珍らしくもないタイプの犯人のために已に教化的に組立てられてゐる筈の自由刑に代へて又は之と共に更にまた特別の訓練施設が建設せられなければならないのか、自分は怪訝に堪へないのである。行刑施設の教化力を充分信用してゐないのであらうか。自由を剝奪された犯人の間に更らに一層細かい差別を立てるつもりならば、特別の保安處分は要らないのであつて、自由刑の範圍内でそれは立派にできるのである。我々は此點については將來の發展を待つて是非の判断を下す外はあるまいと思ふのである。

スイス刑法が労働訓練所への收容の條件として、常習犯人の場合と異り、犯罪が不品行と労働嫌忌と關聯するものであることを要求してゐるのは、注意すべき點である。この條件は固より正當であつて、また事實上常習犯人の場合にも全く同じく通用することゝなるのである。常習犯人は、實際として、彼等の新しい犯罪が直ちに犯罪への傾向を啓示する場合にのみ保安拘留を宣告さるゝものだからである。——労働訓練所への收容の場合には、スイス刑法は例外なく常に特別の施設を要求してゐるのである。

(七) 最後に、第四十四條に常習的醉漢及び第四十五條に麻醉劑中毒者の處遇について規定してゐる。

これは根本に於てドイツの規定と同じである。拘留の最長期間を二ケ年とするのも同じである。しかし法律上の規定はドイツよりも簡單である。別にこの處遇の目的についての説明もなく、「常習的醉漢」についての詳しい記載もない。己れの責めに歸すべき責任無能力状態に於ける犯罪については第二百六十三條の規定がある。即ち、「自己の責めに歸すべき泥酔又は麻酔の結果責任無能力となり而してこの状態に於て重罪又は輕罪として處罰されるべき罪を犯したものは六ヶ月までの禁錮又は罰金に處す。犯人が自己の責に歸すべき状態に於て懲役を唯一の刑罰とする罪を犯したる場合には、禁錮を以て罰せらるゝものとす」。

(八) 飲食店出入禁止(第五十六條)及び保證引受については特に説明する必要はない。この二つは、制限された範圍ではあるが、有用で効果の多いものと自分は信ずる。この二つの處分は處分さるゝものゝ人物に對する深い理解を必要とするのである。スイス刑法は飲食店出入禁止を「附加刑」と名づけてゐるが、自分はそれを將來に於て豫防の効ある眞正の處分だと思ふのである。

Monatschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, November 1910.

(つゞく)

Correction Law
of the state of New York

北米合衆國 ニュー・ヨーク州 矯正法 (九)

第二十章 地方監獄 (Jails)

第五百條 民事受刑者 (Civil prisoners)

一 郡長官 (Sheriff) 又は其の他の官吏は宿舎等 (Cany Public house) に於て官吏又は受

刑者に供與せらるる飲食物其の他の物に對して民事受刑者に金錢を請求し或は同人に對して金錢其他の有價物件を要求し或は受領すべからず (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

二 郡長官又は其の他の官吏は其の理由、目的の如何に拘らず民事受刑者に對し其の居所 (His custody) に於て贈與物又は謝禮金を要求し或は之を受領すべからず (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

三 民事事件の被告人が郡監獄以外の場所に監置されたるるとき、同人を檢擧したる官吏又は同人を收容せる者は、同人の居住、飲食物其他の物件に關して同郡の地方刑事裁判所 (The court of sessions) 又は郡裁判所が規定せる以上の金額を同人に要求し或は受領すべからず。地方刑事裁判所又は郡裁判所が該決定をなし居らざるときは、受刑者の居住並に其

他の物件は本人の請求に依り現實に提供されたる旨の證明に依り同市治安判事の認定せる金額以下を本人に要求し或は受領すべし (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

四 郡監獄以外の場所に監置されたる民事受刑者は本人の適當と認めたる飲料、必要なる食物、寢具、下着、其他日用品の差入を認可せらる。日用品の全部或は其の一部は購入に依つて取得し而して同人を檢擧したる官吏又は同人を收容したる者は差入物の全部又は一部を抑留することなかるべし (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

五 郡長官、看守 (Warden) 其の他の官吏は監獄内の居室賃貸料として金錢又は有價物を請求し或は民事受刑者の收容、假釋放、釋放に關して手数料、報酬、謝禮金を受領すべからず。手當は總て法律の明記するところに據る (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

六 民事受刑者は刑事被告人或は受刑者の收容されたる場所に收容されざるべし (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

七 男女民事受刑者は其の夫婦たる場合を除き他に受刑者無

き一室に雑居されることなし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

八 地方監獄一個以上の所在する郡の郡長官は其の何れにも民事・刑事受刑者を收容することを得。郡長官が受刑者の安全又は裁判所出廷のため之を必要と認めたるときは同郡内に於て受刑者を移送せしめることを得（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百一條 監獄醫師 (Jail Physician)

ニュー・ヨーク州を除く各郡管理委員會 (The Board of Supervisors of each county) は相當に臨床的經驗を有する名譽ある醫師を郡監獄醫に任命すべし。同一郡に一個以上の監獄所在するとき同委員會は各監獄に之を任命すべし。同委員會はキング郡 (The county of Kings) を除く各郡監獄醫の任期を決定すべし。キング郡に於ける監獄醫の任期は三年とす（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百二條 地方監獄内に於ける酒類の使用

酒精、醱酵性又は其の他の酒類は收容者飲料として監獄内に持込まれざるべし。但し聯邦法律之を認可し醫師が監獄に對し文書を以て其の許可を證明したる場合を除く。該許可證明書は同監獄管理者 (The keeper) に交附され同人之を保管すべし。該證明書には酒類の量、品種、酒類を使用する民事受刑者の姓名、酒類の使用期間を明記すべし。（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百三條 地方監獄内に酒類持込の許可

許可せらるべき酒類は當該民事受刑者の健康上必要なりと認めたる (is satisfied) 場合に限つて監獄醫は之を許可し、其の旨を同許可證明書に記載すべし。（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百四條 地方假監獄の指定 (Designation of substitute jail)

一郡に地方監獄所在せざるか又は同監獄が刑事・民事受刑者の全部又は其の一部の收容に不適當なるか又は不安全なるか又は同監獄が火災其他の原由に依り破壊されたるか又は同監獄内或は其の附近に傳染病發生し監獄醫が收容受刑者の全部又は其の一部の健康に關して該傳染病を危険なりと證明せるとき、郡判事又はニュー・ヨーク市或は同郡に於ては第一部高等法院控訴部主席判事 (The presiding justice of the appellate division of the supreme court in the first department) は郡書記の當該事項證明書を俟つて必要に應じて同郡内の適當なる場所又は近接郡の監獄に受刑者の全部又は其の一部收容を指定すべし。斯の如く指定されたる箇所は本章に他の規定なき限り同郡の地方監獄と見做さるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百五條 指定の取消

前項の指定をなせる判事は郡書記の證明書に依り其の指定を修正し或は取消すことを得べし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百六條 地方假監獄の郡長官の任務

郡書記は適當に證明して封印せる該指定書の謄本を指定されたる近接郡監獄の郡長官又は管理者 (keeper) に提出すべし。同郡の郡長官は指定されたる郡長官より受刑者を受取りたる後之を本章に依つて適法に收容すべし。同官は指定されたる郡の郡長官として受刑者の收容に責任を有すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百七條 火災時に於ける受刑者の移送

地方監獄又は地方監獄附近の建物に火災を生じ同監獄に收容中の受刑者の全部又は其の一部が傷害され或は逃走する處れあるとき同監獄の郡長官又は管理者 (keeper) は任意に受刑者を最寄りの安全なる場所に移送して同所に收容することを得。但し該收容期間は受刑者を安全に同監獄に還送し得る迄、又は同監獄破壊され或は受刑者負傷して受刑者の收容不適當又は安全ならざる場合は、本章第五百四條の規定に依る指定の行はるる迄たるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百八條 罹病受刑者の移送

地方監獄醫師又は其の職を缺く時は同様の職務を執る醫師並に郡長官又は看守 (wailer) が文書を以て同監獄收容中の民事或は刑事受刑者が健康を害し直に病院に移送して内科的又は外科的療法を必要とする旨を證明したるとき、郡判事又はニュー・ヨーク市或はニュー・ヨーク郡に於ては高等法院所屬判事は申請を俟つて同郡内に於て判事の指定せる病院に同受刑者の移送命令を發す。或は同郡内に斯の如き病院所在せ

ざるとき判事は最短距離の病院を指定し同人が全癒して安全に地方監獄に還送さるるに到る迄同人の收容を該病院主任に委託す。還送の際には同主任は典獄又は看守に對して當該受刑者の再收容を告知す（一九二九年四月二日法律第二四三號及び一九二五年法律第四五六號に依り修正）。

第五百九條 地方假監獄を指定し得る其他の官吏

郡判事又は第一部高等法院控訴部主席判事が不在或は執務不能或は空席なるとき本章の規定せるが如き地方監獄の指定、廢止、模様替はニュー・ヨークを除きて各郡の特別郡判事 (The special county judge) 又は地方檢事 (District attorney) 之を命ずべし。但しニュー・ヨーク市又はニュー・ヨーク郡に於ては控訴部の判事之を命ずべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百十條 或る郡に於ける地方監獄外受刑者居住地 (Jail liberties)

下記各郡の地方監獄外受刑者居住地次の如し。ニュー・ヨーク郡は同郡の全部、ブロンクス郡は同郡の全部、アナンダガ郡はシラキエーズ市の全部、モンロー郡はロチエスター市の全部、エリー郡はバッファロー市の全部、ウエストチエスタ郡はホワイト・ブレイン市の全部、ダッチス郡はパウキープジー市の全部、キングス郡は同郡の全部、アルバニー郡はアルバニー市の全部、スケネステーデー郡はスケネステーデー市の全部、ジェファソン郡はウオタータウン市の全部、ハーカイマー郡はハーカイマー村の全部、レンセレーアー郡

はトロイ市の全部、ナイアガラ郡はロックポート市の全部、スチューベン郡はバス村の全部、ナソー郡はヘムステット町の全部、ブルーム郡はビンガムトンの全部、ジェネゼー郡はバタヴィア市の全部これなり（一九二九年四月二日法律第一二四三號、一九二一年法律第二九六號、一九一七年法律第一二二號、一九一五年法律六二號及び一九一一年法律第一七四號に依り修正）。

第五百十一條 其他の郡に於ける地方監獄外受刑者居住地 本州内の其他の郡に於ける地方監獄外受刑者居住地は法律に依つて變更され或は新たなる居住地を設定する迄従前の如くなるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百十二條 地方監獄外居住地の設置 管理委員會の決議に依り法律を以て地方監獄外居住地 (the liberties of a jail) が變更され或は設定されるとき同監獄に近接し五百エーカーを超えざる面積に於て可能なる限り正方形又は矩形を以て同地方監獄外居住地を設定すべし。而して水流 (a stream of water canal) 街路 (street or highway) を以て外廓線をなすべく、該線は一直線或は外部と直角たるを要せず。地方監獄外居住地の設定・變更決議中には特に其の限界を記載されべし。其の決議後直に標識、圍ひ或は其他可見的恒久性ある標示を以て該區域の限界を示すべし。其の費用は當該郡の負擔たるべし（一九二九年四月二日法律第一二四三號に依り修正）。

取消 (a surrender in exoneration of his bail) に依つて郡長官の監督下にある者は本章の第五百十七條所定の保證書を郡長官に提出したる後地方監獄外居住を命ぜらるべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百十六條 地方監獄外居住地より他の地方監獄への移送 本章第五百四條に依つて地方監獄居住を命ぜられたる者は同區域内に居住せしめらるべし。されど同人を監督する郡長官は同人を地方監獄或は其他の場所に移送して同所に拘禁することあるべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百十七條 保證 (undertaking) 逮捕命令に依つて收容中の者、判決言渡し前に保釋を取消されたる者、刑の執行に依つて收容を命ぜられたる者、現に刑の執行に依り收容中の者、或は判決言渡し後收容を命ぜられたる者或は判決言渡し後保釋を取消されたる者は收容中は受刑者にして適法に釋放される迄は監獄外居住地外に逃走せざる旨の保證書を、本人、同郡内の居住者、戸主、自由所有權保持者 (freeholder) 等一人以上の確實なる保證人連署を以て届出づべし。罰金は少くとも郡長官の負擔する被告人保釋金の二倍たるべし。裁判所、判事又は郡判事が前項の保證を認めたる時は受刑者は郡長官の監督を免除され、同官は其の責任を解除さるべし。後述規定の如き保證書の認可後書記

第五百十三條 地方監獄外居住地設置の告知 (Posting resolution of jail liberties)

管理委員會の地方監獄外居住地設定、變更決議が郡役所に届出られたる後一週間以内に於て郡役所書記は同監獄管理者に當該公正謄本を交付すべし。該管理者は同決議を實施するための契約締結當日同所内の公開場所に右謄本を掲載して同監獄外居住地に住居を許可されし者に閲覽せしむべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百十四條 民事受刑者の收容 官吏侮辱罪 (for contempt) 又は法律上の不良行爲 (for misconduct) を以て地方監獄に拘禁中の民事受刑者は適法に釋放される迄或は法律に依つて其他の地方監獄等に移送せらるる迄當該地方監獄に拘禁さるべし。人身保護令 (a writ of habeas corpus) 若くは受刑者の拘禁を言渡したる裁判所の特別命令若くは特に法律に依つて規定されたる以外の方法を以て受刑者を監獄外に出したる郡長官又は地方監獄管理者は當人が損害を蒙りたる場合其の責任を負ひ且つ輕罪を以て處罰せらるべし。一定金額の不拂ひにより拘禁せらるる場合と雖も利子を含む當該金額は其の損害額に該當すべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百十五條 地方監獄外居住に該當すべき者 (Persons entitled to jail liberties) 逮捕命令狀 (an order of arrest) 或は民法令の執行或は保釋

は身柄引受人の要請に依り本人を引受人に引渡すべし。裁判所、判事又は郡判事の認可後二日以内に於て郡長官は保證書を書記に引渡し、同謄本を受刑者の身柄引受人或は本人の辯護士に交付すべし。尚ほ郡長官は謄本交付後三日後保釋人或は辯護士に對して本人を保釋監督せざるの通知をなすべし。以上の手續を採らざれば郡長官は同人を引續き收容せるものと見做さるべし。同通知書の受領後三日以内に於て保證人或は辯護士は受刑者の身柄引受人或は同代理辯護士に對して特定の場所・日時に於て裁判所、判事若くは郡判事の判決決定或は保釋決定の告知書を交付すべし。日時は決定後五日以上十日以内たるべく場所は一保釋保證人の居住地或は被告人の逮捕地たるべし。但し登記裁判所民法逮捕令 (an order of arrest in a civil action in a court of record) に關して法規に依り判決決定後新保證人、新保證書、新保證人の考査・資格、保證書の納付が決定さるる場合を除く。保釋不許可の場合に於ては裁判所、判事或は郡判事は郡長官をして受刑者の監督をなさしむべし。本條は民事受刑者に限つて適用さるべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號を以て修正）。

第五百十八條 保釋保證解除の件 (Substitution of undertaking for bail) 民法令に規定されたる地方監獄に關する保證手續終了後は従前の保釋保證は總て解除されたるものと見做さるべく當該保證人は一切の責任を免除さるべし。其の保證行爲が金錢供託

なる場合に於ては同金額の供託を受けたる官吏は同金額を供託せる者の要請に基き直に同金額を受領資格ある者に引渡すべし（一九二七年四月四日法律第六三〇號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百十九條 保證條件の不備

監獄外居住民事受刑者の保證は本人の身柄引受人の賠償を伴ふべし。受刑者の保證を願出でたる者其の保證條件を不充分なりと認めたる場合に於ては宣誓書其他の方法に依り右の事實を證明したる後裁判又は命令に依つて同人を收容せしめたる裁判所又は判事若しくは同人の監置さるる郡の郡判事にその旨申請すべし。而して裁判所、判事、若しくは郡判事は本人が充分なる保證人を以て保證手續を行ふ迄本人を地方監獄に拘禁すべき旨命令を發すべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百二十條 本人の引渡

受刑者の監獄外居住を保證せる一人若しくは數人の保證人は保證に關する法律上の判決決定を受けざる以前に於ては何時たりとも本人を引渡し得べし。但し保證人は引渡し以前に發生せる責任を解除されざるべし。引渡し手續は次の如し。即ち引渡し手續をなす保證人は本人を地方監獄管理者の下に連行し管理者は保證人の文書申請に依り本人を引取り且つ當該保證書類に引渡し承認の裏書をなし且つ申請に依り引渡し承認證明書を保證人に交付すべし（一九二〇年法律第九三三號に依り修正）。

依り一九二一年四月一五日附加、一九二九年法律第二四三號に依り修正。

第五百二十四條 取消の方法と効果

郡書記は公印を捺し適法に證明せる取消證本一通を同郡長官に交付すべし。郡長官は同郡内又は同郡外に收容する民事、刑事受刑者と同郡内の適當なる地方監獄に移送すべし。他郡に於て獄外居住を認可せられたる受刑者は同郡内に於て初めて獄外居住を許可せられたる者の如く新たに宣誓書を出すことなくして同郡内に於て獄外居住を許可さるべし。従つて其の宣誓書は當該獄外居住に適應するものとす（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月一五日附加、一九二九年法律第二四三號に依り修正）。

第五百二十五條 逃走

保證手續を終了せる民事受刑者或は保證手續に依り監獄外居住を許可せられたる受刑者の同居住地内自由外出は逃走に非ず。身柄引受人の許可無くして右區域外の自由外出は逃走なり。本人を監督せる郡長官並に保證人は共に本人の地方監獄より逃走せる場合に於ては本人を追跡して逮捕する權利を有す。逃走は本法第二十一條の規定に依り獄外居住保證を喪失す（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月一五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百二十六條 逃走に對する郡長官の責任

郡長官の監督せる民事受刑者が身柄引受人の承認を得ずして獄外居住地外に出でたるとき、本法第五百十七條の規定に依

依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百二十一條 他の地方監獄拘禁を命ぜられたる者の監獄外居住

郡長官が被逮捕者を他の地方監獄等に移送を命じたる以前又は以後に於て、發令後と雖も其の移送前に於ては同令の發令なかりし如く獄外居住を許可さるべし。但し郡長官の命令に依り同人を指定されたる同郡内の地方監獄等に收容することあるべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百二十二條 受刑者を監獄外居住地より其他の地方監獄に移送する件

本法の規定に依り受刑者を隣接郡の地方監獄に收容又は移送する場合に於て同郡長官は命令に依り本人を始めて逮捕する如く本人に獄外居住地を許可すべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百二十三條 地方監獄指定の取消

郡内に一地方監獄を設立し其の使用方法が既に本法第五百四條に依り指定されるとき若しくは當該地方監獄が受刑者の收容に適し且つ安全なるとき若しくは同所の地方監獄指定原由消滅し他に代位さるときは本章の規定に依り本法第五百五條を以て該指定を取消すべし（一九二〇年法律第九三三號に依り修正）。

る保證手續未済の場合に於ては郡長官は左の責任を負ふ。

- 一 逮捕命令若しくは判決決定前の保釋取消 (a surrender in execution of his part) に依つて受刑者を收容する場合に於て郡長官は原告の蒙れる損害の範圍に於て責任を負ふ。
- 二 其の他の命令若しくは判決決定前の保釋取消に依つて受刑者を收容する場合に於て郡長官は本人の告訴事件に關する債務、損害、其の他の金額に對して責任を負ふ。
- 三 本章に掲げられたる保證手續終了後は逃走に關し郡長官に對する訴訟は提起されざるべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月一五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百二十七條 逃走に關する訴訟呼出狀

本法第五百二十六條に掲げられたる原由に依り郡長官に對する裁判呼出狀は法律に依つて開披を規定されたる時間内に於て同證本を本州内に於て被告人或は次席 (underheriff) 或は郡長官代理或は書記其の他の責任者に送達さるべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月一五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百二十八條 逃走に關する裁判に於ける郡長官の辯護

受刑者の逃走に關し郡長官其他の官吏に對する裁判に於て左の事項に關して辯護を行ふべし。逃走は被告人の承認を得ずして遂行されたり、裁判開廷當初に於て本人の自發的歸還若しくは逮捕に依り本人を管轄地域内に收容したり或は本法第五百十五條並に第五百十七條に規定されたる保證は認可され

たりといふ事項之なり（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月一五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百二十九條乃至第五百四十九條欠

第二十一章 地方監獄外居住保證に關する訴訟

第五百五十條 郡長官の提起せる獄外居住保證に關する訴訟 事件の辯護

地方監獄外居住に關して提起されたる訴訟に於て、訴訟開始前に逃走受刑者が當該居住地に自ら歸還したるか或は郡長官が本人を逮捕し又は本人が同官に引渡されたるかに關して辯論すべし。被告人は郡長官の提起したる逃走に關する訴訟に於て上述の事項或は其の他の事件に關して辯護することを得（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月一五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百五十一條 郡長官並に保證人に對する判決の効果 逃走に關して提起されたる訴訟に於て郡長官に對する判決が言渡され且つ適法なる訴訟未決告知書を受刑者並に其の保證人に交付して同事件の辯護を行はしむる場合と雖も、郡長官に對する判決言渡しは訴訟事件に關して郡長官に對して辯論をなすべき告知書を交付されたる受刑者並に保證人に對する郡長官の權利恢復の確定證據なりとす（一九二〇年法律第九

三三號に依り一九二一年四月一五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百五十二條 郡長官に對する略式判決言渡し

獄外居住保證に關して郡長官の提起したる訴訟に於て受刑者の逃走に關する郡長官の申立に對して判決決定し且つ受刑者並に其の保證人に訴訟未決告知書を交付して同事件の辯護を行はしむる場合と雖も、裁判所は原告に略式判決言渡しをなすべし。且つ該判決に對し適當なる理由ある場合異議の申立をなすべし。但し其の裁判費用を負擔すべし。

郡長官同上の申立をなすに於ては、裁判の二十日前迄に同官は異議申請書の謄本を提出すべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月一五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百五十三條 判決の中止 (Stay or vacation of judgment)

郡長官の證言が裁判に於て反證されず且つ法律に依つて斯の如き反證をなし得ざりしも被告人は正當なる辯護理由を有することを申請書に依りて審理したるときは裁判所は適當なる期間・條件を以て判決を中止することを得。而れども判決決定は郡長官の保證として有効たるべし。

辯論成立したる場合に於ては裁判所は休廷し然る後被告人の判決決定をなす（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百五十四條 證據判決 (Judgment as evidence)

九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百五十七條 辯護 (Dilance to action)

前二條に規定されたるが如き訴訟に於ては被告人は從前の如き辯護をなすことを得べし。但し一九〇四年四月二十六日以前に郡長官が同訴訟を提起せる場合に限り（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百五十八條 郡長官に對する裁判の中止 (Stay of proceedings against sheriff)

斯の如き選挙を行はずして地方監獄外居住保證に關して訴訟を提起し得べき資格を有する者が逃走に關し郡長官に對して訴訟を提起せるときは、逃走が郡長官の許可を得て行はれたる場合を除き裁判所は保證手續を調査し、損害賠償判決言渡しをなすに適當と認めると同時に期間を以て、郡長官の損害賠償裁判を中止す（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百五十九條 本章の適用

本章に謂ふ「受刑者」なる術語は單に民事受刑者を意味するものなり（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百六十條乃至第五百九十九條欠

第五百五十六條 訴訟の開始の効果 (Effect of Commencement of action as a bar)

前條の訴訟は選挙を以て開始さるべし、保證手續を完成せる受刑者の逃走に關して郡長官或は斯の如き保證を受理せる其他の官吏に對し保證の範圍に於て本人の行爲を辯護するものなり但し郡長官或は其の他の官吏の承認を得て逃走したる場合は此の限りにあらず（一九二〇年法律第九三三號に依り一

地方監獄外居住の保證に關して郡長官の提起せる訴訟に於て被告人の蒙れる損害の證據明かとなりたるるとき同人は其の損害額の一部として正當なる辯護士、訴訟代理人並に其の他の辯護費用を還付さるることを得（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第五百五十五條 保證喪失の場合に於ける保證人代理者

適法に認可せられたる期間前に於て地方監獄外居住の保證權喪失したるときは受刑者の身柄引受人、或は本人死亡したるときは其の指定遺言執行人 (Executor) 又は財産管理人は保證に關する訴訟を提起するため選挙をなすべし。

かく選挙されたる者は、郡長官が一九〇四年四月二十六日以前に保證に關する訴訟を繼續せる場合に於ては、同訴訟を繼續し、逃走に關する訴訟に於て認可さるべき損害額の範圍に於て前條の損害額を還付さるべし（一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。



臨水亭春宵歡會

岩村 一木

臨水亭白雨庵主二神駿吉氏は二月廿四日の夕刻牛込矢來の自邸に新たに大審院長に親任せられた長島毅氏を主賓に樞密顧問官林頼三郎氏前の東京控訴院檢察長吉益俊次氏岩村通世檢察總長等司法關係の數氏と庵主五十餘年來別懇の間柄である山下龜三郎氏田中文藏氏といった經濟人それに石川欽一郎畫伯を加へて清宵の雅筵を展べらるゝに當り私も亦た寵招に預つた。

貴族院では恰も當日は米穀應急措置法改正の委員會が開會されてをり三月の休會を前に控へ審議を急ぐ必要もあり又副委員長の職責上早退も出来ず遅刻の點が心に懸つたが、薄暮委員會の散會を待つて臨水亭に車を馳せつけてみると、主客既に揃ひ京風の茶室に膝を交へて歡談中であつた。

山下氏が昨秋軍關係方面に一千萬圓を獻金せられた翌日であつたと思ふ、氏の叔母君に當る中村織衛刀自の米壽の賀宴に氏と同席した機會に私の書畫帖に御揮毫を依頼した處快諾されて間もなくそれを届けて下さつたが、帖の一面には朝鮮人の飴賣がラツパを吹いて居る姿を描き「飴賣りは笛吹きながら大晦」と云ふ讚をされてゐたのであるが誠に垢抜けのした友人裸足の洒脱の筆觸で、今一つの面の方には「千金商人者苦千金一錢商人者樂一日」と認められてあつた。此の對句は山下氏平素の信念と心境とを卒直に述べられたものと思ふが讀み味へば如何にも深みのある言葉で商人と云はず一般士人の處世訓ともなる可きものであると思つた。

新居へ歩を移すとその楯間に伊藤博文公の額額が掲げてある。さうかと思ふと庵主が今日の社會的地位を贏ち得るに至つた恩人である益田孝翁と澁澤榮一子との一は晩年の書一は絶筆の書幅を掛けてあり庵主は口を極はめてこの兩先輩の徳を語り生前の愛顧に對して謝恩の誠を表して居られたがその謙讓な態度と共にかにも奥床しく感ぜられて心ひそかに敬服し一代に名を爲すほどの心掛けの非凡さが沁々と思はれた事である。二神氏は學窓を出ると直ぐ實業界に入り或は紡績會社に或は三井物産會社に或は日本化學肥料會社に前後五十餘年の長い間常に第一線に立つて働かれ行くとして好成績ならざるは無く數年前からは日産系の日本石油會社の社長に擧げられ今日に至つたが後進に途を譲るといふ豫ての意嚮に基いて今度同社第一線から退身することとなつた旨席上で挨拶をされたが現下の經濟事情はおそらくは此の儘氏の樂隠居を許さず必ずや更に轉じて何れかの方面でその圓熟せる手腕の發揚を求むるも

のあるを確信し其の日の一日も速かならむことを希うて已まぬ次第である。折から朝來の風もやみ電燈か灯つてから席を代へて晩餐の卓を圍んだが主客支那を語り文墨を談じ庵主の秘藏する益田孝翁、澁澤榮一子、徳川家達公、清浦奎吾伯、金子堅太郎伯、阪谷芳郎男、山本悌二郎氏、勝田主計氏等日本近代名士の筆蹟を集收した舞鶴翻録と題する一巻を繰り擴げながら夫々の執筆の動機などに就て庵主の興味深い話があり、延ひて話柄は再轉して政界財界の事に及ぶ。此の間山下氏より寄贈の「天下の白鹿」と銘打つた灘の芳醇一本を酌みつゝ清興盡くるところを知らなかつたが、時に庵主は突如として起つて吾が亡父貫堂通俊が明治丁丑の年西南戰役の時鹿兒島縣令を拜命して船行鹿兒島灣に入る時の決死の作「穩波千里一孤舟好是今年入薩洲何處青山埋醉骨人間爲吏亦風流」の書幅を床にかけそれと並べて同じ詩を通世兄の揮毫した一幅をかけつらね父子二代の筆

蹟を目の前に披露されたのは私には嬉しかつたが筆者である通世兄は苦笑をして居つた。最近の新聞ゴシップに司法官は由來世間が化石視してゐるやうだが現在の上司には夫々一藝に秀でた者が多く長島氏の如きは長唄の名人であると素破抜いてあつたといふやうな話も出てその方面でもまた話に花が咲いた。忘れもしない五、六年前のこと、庵主の古稀賀筵が某料亭に催された時である、周圍から強いらるゝがまゝに長島氏が長唄五郎を唄はれた事を記憶して居る。其の時偶然長唄師匠吉住某が弟子達と二階座敷に來合せてこれを聴き素人衆でさへあれ程の上手にもなれるものであるからこれを家の藝とする者は一層油斷なく勵まねばならぬと鞭撻し且そのことを紙片に書いて庵主に傳へに來たものであつた。一流の師匠にしてなほ耳を傾けたといふこの折紙によつて更に長島氏の長唄に箔がついたものでありゴシップ種ともなつたものであらう。纏て庵主の好みのまゝに

香を燻じ紙墨を整へ主客夫々に一筆を揮ふことゝなつた庵主の強制に依つて岩村通世素竹山人が梅を畫けば林梅堂氏は「是非松又非竹」と讚をされたが雅號と相俟ちてこれが松竹梅となり瑞氣室に滿つるの概があつた。吉松志軒氏は團扇の圖を描きその中に「揚之明月動之清風明月起清風清風拂明月」と認めたが、書と畫と渾然一體玲瓏珠の如き趣であつた。又田中雲外氏は「極小同大忘絶境界、極大同小不見邊表」といふ信心銘の一句を録しまさに隻手の聲の悟境を教うるごとくであつた。かくて十人の主客時のたつのを忘れたが石川畫伯より贈られた色紙を夫々に頌ち白雨雅集に記名して今宵清會の記念となしまたの日の會同を誓ひつゝ辭去したのは十時を少し廻つた頃であつた。いさゝか當夜の風韻を傳へむとして臨水亭歡會の筆を執ることにした。

(三月三日荻窪草堂にて)

全國刑務所課長名一覽

昭和十六年一月一日現在

刑務所別	庶務課長		戒護課長		作業課長		醫務課長		教務課長	
	官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
東京(拘留)	典獄補	緒方政徳	看守長	木村元吉	看守長	山本八百藏	保健技師	大谷静夫	教誨師	田中秀實
名古屋(夕)	看守長(兼)	山田直次郎	看守長	落合重太郎	看守長	山田直次郎	看守長	栗林三郎	教誨師	山内順徳
小宮	看守長	三並丹治	典獄補	仲里達雄	作業技師	三角節藏	看守長	平川浩一	看守長	岡田教准
豊多摩	看守長	高木銀重	看守長	篠田利太郎	看守長	石澤信次	看守長	曾川良貞	看守長	加藤專精
府中	看守長	瀧川捨三郎	看守長	森山新之助	看守長	三輪良保	看守長	三井文夫	看守長	藤井智鎧
横濱	看守長	朝岡晴光	看守長	村田義格	看守長	船津敏	看守長	渡邊賢	看守長	小室華雲
千葉	看守長	青木宣吉	看守長	村岡喜久	看守長	稻垣正一	看守長	正木時雄	看守長	安達本識
水戸	看守長	長橋新三郎	看守長	高岡郷藏	看守長(課長心得)	小沼修	看守長	西周	看守長	小玉賢道
宇都宮	看守長	久保國作	看守長	齋藤茂三郎	看守長	小室利市	看守長	高島實	看守長	河野義通
前橋	看守長	鈴木長次郎	看守長	小鮎房吉	看守長	宮田誠	看守長	高田小兵衛	看守長	二場寶俊
静岡	看守長	梶間織次郎	看守長	辻多七	看守長	立川達文	看守長	志村實五	看守長	淺見好持
甲府	看守長	渡邊清次	看守長	瀧澤五郎	看守長	白石文章	看守長	坂本賢三	看守長	海谷一音
長野	看守長	佐藤秀次	看守長	小島耕一	看守長	古林豊四郎	看守長	入澤都三郎	看守長	箕浦良縁
新潟	看守長	北野竹太郎	看守長(兼)	北野竹太郎	看守長	西村孝平	看守長	飛田昭正	看守長	川島静吾
京都	看守長	古宅房之助	看守長	佐藤久次郎	看守長	岡本幸次	看守長	杉下學人	看守長	乙坂佳性
大阪	典獄補	幸田初太郎	看守長	公文勇	看守長	牧野料	看守長	渡邊正武	看守長	吉富義憲
神戶	看守長	嶋田幸治	看守長	田中清一	看守長	外山龜助	看守長	成田徳太郎	看守長	大橋大秀
奈良	看守長	渡外三郎	看守長	山本茂	看守長	吉村晉四郎	看守長	順藤元	看守長	本多龍馬
滋賀	看守長	猿渡重雄	看守長	神谷勇治	看守長	山内永七	看守長	大倉功	看守長	竹ヶ鼻尚友
徳島	看守長	大森忠雄	看守長	高橋龜太郎	看守長	青木榮吉	看守長	賀川福夫	看守長	東山憲雄
高松	看守長	岡井定男	看守長	野並勝治	看守長	在木武喜	看守長	津島衛	看守長	藤川慈學
高知	看守長	柳池卯平	看守長	森田卯行	看守長	石川榮市	看守長	三木文六	看守長	高田義實
名古屋	看守長	神崎八郎	看守長	伊藤光治郎	作業技師	山根信松	看守長	吉川桂太郎	看守長	近藤隆雄
三河	看守長	河本熊雄	看守長	吉田太郎	看守長	山路庄五郎	看守長	島田徳男	看守長	近藤隆雄
岐阜	看守長	福島三治	看守長	下井英之助	看守長	高木初二	看守長	半田義成	看守長	吉田教靈
金澤	看守長	寺崎與太郎	看守長	大浦武儀	看守長	北村久則	看守長	丸山郁雄	看守長	堀川實然
廣島	看守長	富永久一	看守長	鈴木與一	作業技師	渡邊治三郎	看守長	金坂直矢	看守長	籠野常圓
山口	看守長	柳澤利喜平	看守長	田中明雄	看守長	重富一郎	看守長	吹田有規也	看守長	千輪英性
岡山	看守長	大島市三郎	看守長	妹尾孝太郎	看守長	市原福馬	看守長	廣田四熊	看守長	藤井義海
松江	看守長	大木清市	看守長	前田寛一	看守長	山根金一郎	看守長	岩本武夫	看守長	前川孝始
松江	看守長	久米爲市	看守長	伊藤駒市	看守長	成瀬正太郎	看守長	三上顯	看守長	山口龍乘
松江	看守長	德永方作	看守長	山下直次郎	看守長	清永徳太郎	看守長	近藤梁二	看守長	黒瀬知圓
松江	看守長	高木幸雄	看守長	大塚勝馬	看守長	北岡重民	看守長	河野司馬太	看守長	寺馬均
松江	看守長	羽田野直	看守長	夏目善太郎	看守長	北岡重民	看守長	松村務	看守長	佐藤深海
松江	看守長	永野弘兄	看守長	松本篤	看守長	岩花辰次	看守長	影山壽郎	看守長	浦水玄痴
松江	看守長	上島善助	看守長(兼)	上島善助	看守長	野崎茂七	看守長	仲本將佐	看守長	柏原惠秀
松江	看守長	齋藤彦壽郎	看守長(兼)	村松榮造	看守長	岡部清四郎	看守長	安達政信	看守長	浦原亮照
松江	看守長	柏原平助	看守長	後藤兵之助	看守長	石垣周作	看守長	町田宗俊	看守長	淺野實乘
松江	看守長	山根義幸	看守長	佐藤末治	看守長	高谷健雄	看守長	橋本三太郎	看守長	光弘靈雄
松江	看守長	佐藤平兵衛	看守長	蝦名末太郎	看守長	高谷健雄	看守長	小俣省一郎	看守長	松原顯然
松江	看守長	後藤孝治	看守長	武田正平	作業技師	榮田彌三	看守長	伊藤孫二	看守長	園井義雄
松江	看守長	今井芳藏	看守長	船山市太郎	看守長	三浦秀文	看守長	山中麟次郎	看守長	法性瑛壽
松江	看守長	宮本秀夫	看守長	鶴羽菊藏	作業技師	長谷川兼好	看守長	細谷博	看守長	無盡瑛壽
松江	看守長	小泉正一	看守長	中村鶴松	看守長	巖崎寅太郎	看守長	山東光裕	看守長	岩住長雄
松江	看守長	山本義明	看守長	鈴木隆夫	看守長	笠井一也	看守長	行定形治	看守長	楠顯逸
松江	看守長	是松卓太	看守長	佐々木憲夫	看守長	須田壽雄	看守長	小倉廣志	看守長	宇野海
松江	看守長	富田兼松	看守長	春藤勝三郎	看守長	糸井輝一	看守長	青柳辰夫	看守長	小笠正義
松江	看守長	櫻井政寛	看守長	上野清一	看守長	齋藤宇作	看守長	工藤節郎	看守長	上野慧空
松江	看守長	枕愛治	看守長	中村果	看守長	吉井直城	看守長	佐藤重則	看守長	龍山峻
松江	看守長	古賀文七郎	看守長	岩橋鶴吉	看守長	佐藤定一	看守長	有田功	看守長	日隈英了
松江	看守長	齋藤良介	看守長	青木柳吾	看守長	森川照雄	看守長	有田功	看守長	日隈英了
松江	看守長	泉久造	看守長	菊浪春夫	看守長	柏榮壽	看守長	有田功	看守長	日隈英了
松江	看守長	鈴木環	看守長	前坂源三郎	看守長	瀧澤齊	看守長	有田功	看守長	日隈英了



海外異聞録

◇米國青年に戦争よりも監獄志願急増

最近米國では軍備擴張に伴ふ戦争景氣と好戦熱に浮かされてゐる一方に、深刻なる徴兵忌避の傾向が現れて特に宗教心の強い神學校の宗信者や教會關係の青年は正式に徴兵忌避を申立て、これに對して政府も調査の上で宗教的精神の純正なる者は特別に「コンセンシアス・オブジエクター」(良心的反對者)と稱して徴兵免除の特典を與へてゐる。ところが最近この特典に正當なる宗教的經歷のない者が盛んに自ら「コンセンシアス・オブジエクター」を名乗つて政府に徴兵免除を申請する

者續出するに至り、當局では國民精神作興に有害と認めて、徴兵忌避を目的とする虚偽の反對者に對して嚴罰をもつて取締ることに決定し、すでに各地で相當多數の忌避者が檢舉され、監獄に收容された。ところが最近また新手の忌避者が續出し政府當局を當惑させてゐる。それは現在の徴兵法によれば犯罪の經歷ある者は陸、海軍とも採用しないことになつてゐるので、徴兵忌避の目的からわざと竊盜罪、傷害罪その他の犯罪を犯す青年が増加した事だ。ニューヨーク州立監獄ジョン・ウエルシュ典獄の發表によれば、最近數ヶ月の間に徴兵をたゞ單に免れんとするから犯罪を犯して收容された青年が十數名もあるといはれる。恐らく全米各州の監獄には同様の忌避者が數百人も捕はれてゐるものと見られる。ウエルシュ典獄の報告によれば選擇徴兵制度が施行されて以來、最も軽い犯罪で徴兵忌避の實を擧げるために自動車泥棒が甚だ増加して當局を悩ましてゐるさうである。つい最近もワシントンのホワイトハウスの前に多數の母親

たちが列を作つてデモを行ひ、いづれも「戦争絶對反對、われらの愛兒を戰場に送るな」とわめき立て大騒ぎを演じた。對英援助とか太平洋の危機とか戦争熱は日増に熾んになる一方に、かくの如き反戰的傾向が増大して來たことは注目される。ルーズヴェルト大統領夫人は或女學校の演說會で「わたしは二人の息子をもつてゐる。わたしは外國の如何なる母親よりもわが息子を戰場に送ることを好まぬものである。しかしこの世の中にはたゞなすことなく生きるよりは潔く戰つて死んだ方がよい場合のあることを忘れてはならない」と徴兵忌避の傾向に警告を與へた。世界一の軍備擴張の夢に躍る米國の暗き横顔である。

◇イギリスの新流行歌

英國ではこの頃「ルーズヴェルトよ、有難う」といふ新しい歌が流行つてゐるといふ。この歌は米國の女優ビブ・ダニエルズが一月末にNBC放送局のマイクから紹介したので始まり、米國の對英援助に對する英國國民の

感謝を表して唄ひ、且つ踊るにはもつて來いなので、今シーズン一番の人氣を獨つてゐる。曲は作曲家トミー・ジョンナーの作で調子のいゝトロッツだが、その歌詞はかうだ。

「ジョン・ブルがメッセーヂを書き、今日クリツバーでそれを送つた、お、なんと素敵なたメッセーヂだ、何んと言つてるか教へて上げよう、ルーズヴェルトよ有難う、あんたは誠に素敵な人、英國の喜んでゐるのが解るでせう、暗い嵐の日が過ぎた時フランクリン、序の時に傳へて下さい、我等が祝辭を米國にね、ルーズヴェルトよ有難う、我等はあなたを誇りにしてゐる」

ところで歌の出版者はこの歌詞を大統領に贈つたといふが、受取つた御本人はどんな顔をしてゐるだらう。

◇米國において謎の死續出

帝政時代のロシア陸軍大佐で米國亡命後各種の新兵器の發明研究をつゞけてゐたニューヨーク市居住ミカエル・

ボリスラウスキー氏は、過般市内コヴエント・アヴェニュー百三十三丁目の路上で夜八時半ごろ右の眼をピストルで打ちぬかれて殺されてゐるのを發見された。同大佐はその日の夕方四時半

散歩に出かけ友人の家を訪ねて、八時頃歸宅の途中この災厄に出會つたものである。取調べの結果警察側では同大佐がホルルド・アツプに脅迫され拒絶したので射殺されたものと見てゐるが、同大佐の妻ヴァイオラその他白系ロシア人の友人たちの證言によれば、同大佐の發明した新兵器は六十萬ドル以上の價值あり、最近飛行機用爆彈の發明はワシントンで米國陸軍省に採用され、同大佐は喜んでゐたから、これを妨害せんとするゲー・ペー・ウーの魔手に殺されたものと稱し、最近謎のロシア文字の脅迫状が舞ひこんだ事實を發表した。丁度その二週間前には米國亡命中であつたゲー・ペー・ウーの歐洲情報局長のウォルター・クリグヴィツキー將軍がワシントンのホテルで謎の脅迫状を受けとつて奇怪な死を遂げた事件があるので、今度のボリスラウ

スキー大佐の殺害事件もクリグヴィツキー事件となにか關聯あるゲー・ペー・ウーの魔手によるものではないかと、獵奇的な話題を投げかけてゐる。

◇英首相の首に「懸賞金」

今を時めく大英帝國の宰相チャーチル氏に懸賞金付きの逮捕狀が出たといふと、氣の早い人はドイツが出したのかと思ふかも知れぬが、實は左に非ず、話は三十八年前チャーチル氏が青年記者として英國の侵略根性を露骨に現したボア戦争に従軍した時のことだ。この時チャーチル氏はボア人の捕虜となつたが、悪運強く逃走した。その時トランスヴァールのボア人の政府から出された逮捕狀がザツと左の通り生死に拘らずウインストン・チャーチルを逮捕せるものに賞金を呈す、人相書、英國人、二十五歳、身長五呎八吋、中肉、前屈みに歩く癖あり、顔色悪く頭髮赤味を帯びた褐色、有るか無きかの鼻下髯、發音鼻にかゝりSの字を正確に發音せず

第三十三回刑務官練習所開所式

第三十三回刑務官練習所開所式は三月五日午前十一時から、刑務協會第一講堂において舉行されたが、當日は從來の例を破り擧式前早朝、一同打揃つて明治神宮に參拜歸來、芥川衛生官、安達、中尾兩書記官、小川事務官、吉田、河邊、谷内、伊江、東の各刑務所長、大原、齋藤兩刑務協會主事等參列の上開式、大原主事の開會の辭に次ぎ、宮城遙拜、默禱、國歌齊唱があつて、金澤練習所長、芥川衛生官代讀より左の訓示があつて、正午閉式した。

春陽漸く訪れむとするの好期に際しまして第三十回普通練習所を開所致し茲に全國數多の刑務職員中から特に簡拔せられた諸君を迎へますことは私の衷心欣快に堪えないところであります。近時内外の緊迫せる諸狀勢と併せて吾

が行刑を通觀致しまするに今日程行刑の任務が其の重要な度を加へて來たことはあるまいと存するのであります。茲數日の新聞紙上に目を通して見ましても或は東歐に或は東亞に世局の急を傳へて居るのであります。この非常時局に當り行刑の職責に身を奉ずる吾々刑務職員は犯罪者群の社會隔離を保全することにより銃後の治安を維持し、彼等を矯正し有爲の國民として復歸せしむることによつて犯罪を防止すると共に人的資源を確保し又一方刑務作業を振興して以て生産擴充に參訓するといふ今日緊喫の要務たる高度國防國家體制建設に向つて協力邁進しなればならないのであります。諸君は此の重大責務を荷ふ刑務職員中

にあつて特に前途有爲の人材として選拔せられた方々でありまして將來行刑の第一線に於て中堅幹部として立たれむとする新進氣鋭の人々なのであります。依て諸君の今後の動向に付ては全行刑界が刮目して期待するところ誠に大なるものがあるのであります。須らく本練習所に於ては一意専心勵精研學の功を積まれると共に見聞を廣め人格の練磨に之黽められ以て克くこの時局の急に對處し一身衆に先じて他を率ゐるの實力の練成に鞠躬盡瘁せられんことを希求して已まないものであります。

以上を以て簡單ながら開所式に際しての練習所長の訓示と致します。閉式後一同午餐を共にし午後更に一同打ち揃つて靖國神社に參拜散會した。因に今回の入所生は都合五十九名である。

實務質疑應答

◎賞遇の停止及廢止

問 賞遇は懲罰によるに非ざれば之を停止若は廢止することを得ざるや。

答 賞遇は必ずしも懲罰處分によることなし刑務所長の自由裁量により之を停止若は廢止することを得るものと解す。

理由 賞遇は監獄法第五十八條第一項により改悛の狀ありと認むるとき刑務所長の自由裁量により之を爲すことを得るものである（尙明治四十一年八月監甲第五五六號賞表附與に關する審査期間の件及大正十年十月司法省訓令行祕甲第一八一號刑務所の事務分掌及刑務官會議に關する規程參照）而して一度賞遇せられたる受刑者と雖其の賞遇を受ける資格なしと認むるときは必ずしも紀律に違ひ監獄法第六十條の懲罰處分によることなくして刑務所長は其の自由裁量により之を停止若は廢止することを得るものと思ふ。尙以上の關係は現行の行刑累進遇令と併せ考へるとき一層明瞭となる。即ち爾來賞遇制度は受刑者にして改悛の狀ありと認むるとき之を與ふる優遇方法にして其の本質は一種の累進的處遇に外ならないものであつて、改悛促進の拍車的役割をなす點に於て現行累進制度と軌を一にするものである。唯前者は部分的、個人的優

遇であつて刑務所長の自由裁量によつてのみ定まるものなるに反し、後者は受刑者日常生活の全體に亘る優遇方法にして累進處遇令所定の一定の進級法則によつて定まるものである。従て全體的優遇方法たる累進制度の停止若は除外等は處遇令（第八十條以下）により一定の準繩が定められてゐるが（必ずしも懲罰處分によることは必要としない）、賞遇の停止若は廢止に付ては特に明文のない限りは其の附與の場合と同様所長の自由な判定にすることが出来るものと考へる。即ち監獄法第六十條所定の懲罰方法による賞遇の停止若は廢止は例示的のものであつて其の賞遇に價しないことが明白な場合は累進處遇の場合と同様必ずしも同條の懲罰處分によらずとも之を停止若は廢止することを得るものと考へる方が條理上至當なりと云ふべきである。

以下事例を以て説明すれば賞遇者が精神に異狀を來し入病したる場合の如き其の賞遇を累進的處遇の一と認め教育可能な者に對する教化の手段と考へる限り斯くの如き心神異狀の狀態にあつて此の處遇に適せざるに至りたる者に對してまでも尙引續き賞遇すべきでないことは今更疑を入れないところであらう。即ち其の賞遇の本質を既述の如く改悛促進の手段と認むる限り最早其の意義を喪失したものと認め斯かる受刑者より其の賞遇を停止（快癒の見込乏しき場合は廢止）し得るものと考へざるを得ないのである。

最後に多少の異論はあるかも知れないが共同生活乃至團體處遇を前提とせる累進處遇令に於ては共同動作と云ふことに其

の重點が置かれるから同令第二條には不具癡疾等の場合にも除外規定を設けてゐるが單に改悛の狀の有無と云ふ心理的準繩のみに其の判定標準を置く賞遇制度の場合には之を停止若は廢止する基準に於て多少其の間に相異が生ずるであらうことを附記しておく。

赤塚 孝

◎刑事被告人の請願作業に関する件

(問) 刑事被告人の請願作業に對し作業賞與金の計算に當り監獄法施行規則第七十條第一項の規定の適用ありや。
(答) 適用すべし。

本條は作業賞與金不計算の場合に關する規定である。刑事被告人の請願作業については二三の特別な規定が設けられてゐるが、かゝる特則なき限り一般に作業に關する規定は刑事被告人の請願作業に對しても適用される。本條亦然り。恐らく質問者は被告人の請願作業の特質或は該作業獎勵の要請等に顧みて本條適用の結果に付疑問を持たれたからではあるまいか。例へば第一號の入所後二ヶ月間不計算の規定を刑事被告人の請願作業にも適用するのは果して妥當であらうか。若し又適用ありとするも受刑者の如く入所と同時に定役に服すると異なり就業の任意な被告人の請願作業に形式的に被告人としての入所の時を標準として二ヶ月の期間を定めては不當然結果を生ずるのではないか等。
元來本條が受刑者を主眼として規定せられたものであることは明かだ。従つて其のまま被告人の請願作業に適用する時は

聊か無理の生ずるのはこの際已むを得ぬ所である。將來被告人の請願作業に關しては更に適切なる法規の制定を希望する次第である。

(小穴 鍾藏)

アザラシはかならず單胎で、双生兒、三ツ兒など決して生むことはない。

流星は大半空中で消失するものだが、粉末その他の形で地上に到達するものを加へれば、隕石は一ヶ年間に地球の重量を約十萬トンづつ増加させつゝある。

ホンペイの廢墟から石綿製の衣服があらはれた。火山灰の中で石綿がかくも長期にわたつて保存されたとは驚異とするに足る。



高橋白鳥

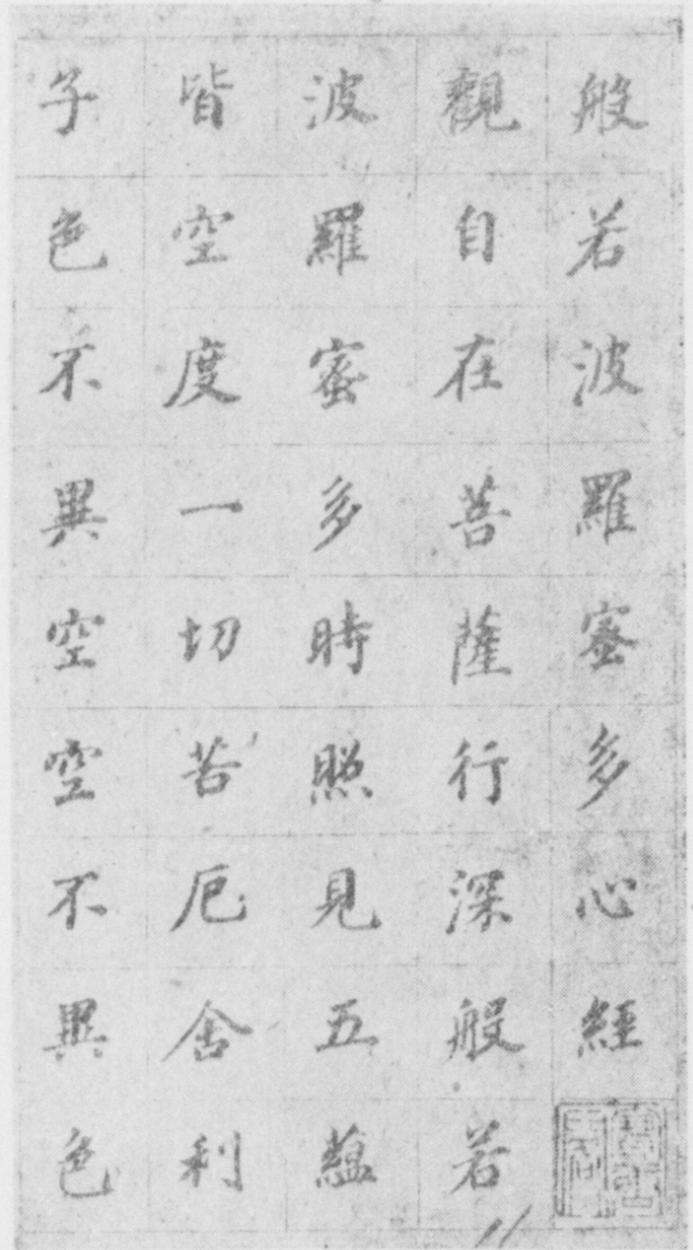
書道の變遷(三十三)

明代の書道(二)

の歲月を送つた。この二十餘年の間が彼の藝術完成が見られ、名聲が發揚せられたのである。後天啓元年董其昌六十七歳

三歳の高壽にて歿し、太子大傅を贈られ、後、福王の時に文敏と追諡せらる。董其昌の書界に於ける地位は、その生存時代に、早くも王維、蘇東坡に比せられ、特に清代に入つてより、康熙帝の宸賞を邀へてよりは、名聲一層と大きくなり、當時流行の中心となつた程である。

董其昌、董其昌、字は玄宰、思白と號し明の素靖三十四年を以て、松江府華亭に生れた。少にして同郷なる莫如忠の家塾に學び、十七歳にして書學に志し、二十二歳して畫を學んだ。三十歳前後より禪學に凝り、萬曆十七年進



然し乍ら、彼の書に對して何となく物足らなく批評する向も多くあつたが、何と云つても、斯界の大立物であつたことは動かぬ。
又董其昌は官僚としても到達すべきところまで到達し、又人物も誠に宜しくしてすべて

干に擧げられ時に三十五歳であつた。萬曆廿七年四十五歳にして官を退き同郷の好友陳眉公等と清遊を擅にして二十餘年

の時老臣とし諸管錄成の功著しく同五年七十一歳にして禮部尙書となる。其後崇禎七年太子太保に進められ同九年、八十

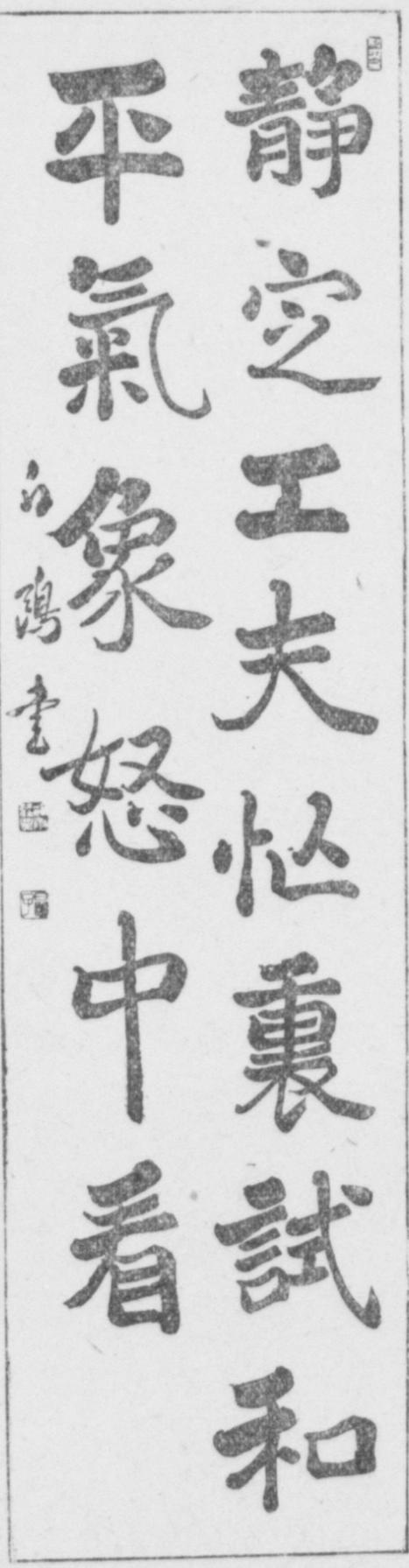
圓滿具足の人であつたことが彼の名聲を大きくした所以でもあらう。しかし彼の藝術に對しては今一應研究をして見るも

のがあると思ふ。

張瑞圖、張瑞圖、字は長公、號は二水
又は白毫菴とも號した。泉州晉紅の人萬
曆年間進士に擧げらる。建極殿大學士と
なり、召されて内閣に入つた人である。
書は王右軍を宗として學ぶこと三十

胸を打つて大悟して曰くに、あゝ我は王
右軍にあらずして張瑞圖であつた、と迷
夢より覺めたる如く、それより書風一變
して、古今獨特の草體を現し、名聲を
得た人である。その草書を見るに、奇姿
横生、急湍の危石に咽ぶが如き二王を學

其昌と名を齊しくし當時、南董北米の譽
があつた。名を擅にすること四十年、書
蹟は天下に遍しといはれてゐる。
課 題
多從三散落一歷代。



年、或る時は傍の妻に歎じて曰く予右軍
の書を臨して以來三十年、未だ右軍の書
風に迫ることを得ず、これにて筆を棄て
るべきやといはれた。その時、傍の妻はこ
れを聞いて靜かに云つて曰くに、あなた
は一體王羲之ですか、張瑞圖ですかとい
はれた。その時、張瑞圖は我が手で我が

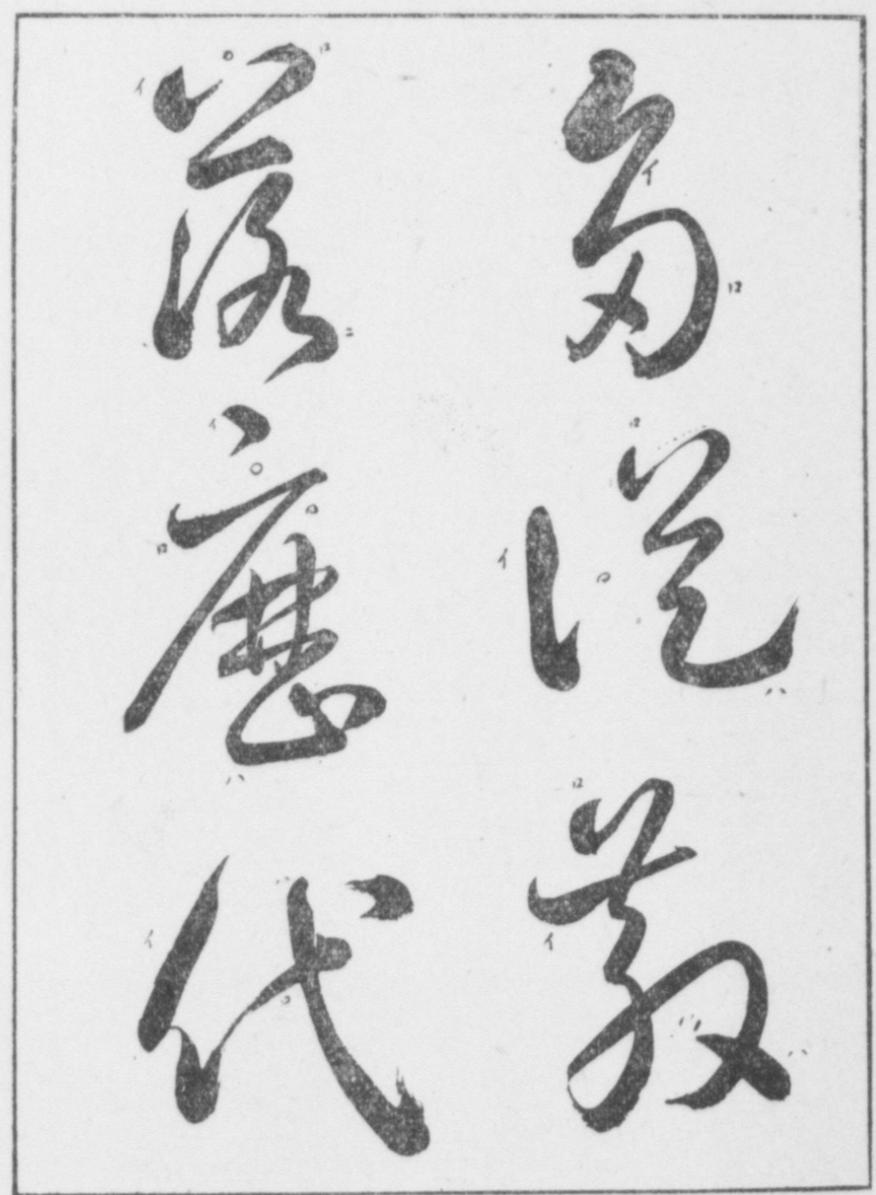
びたりとはいへ、又一種別様の妙味のあ
るものである。瑞圖の書としては數ある
中でも行草後赤壁賦は最も有名なもの
である。
米萬鐘、米萬鐘、字は仲詔、萬曆二十
三年進士に擧げらる、仕へて太僕少卿
となつた。行草は米芾の書法を得て、董

多、イの筆をかなり長めに引く。口が右
にうんと寄らぬとこの字はすはらない。
從、イの筆をかなり左方より書く。口は
最も上からそして點綿の間を左右に開く
ハの終筆はあまり下らぬ様。○の間をは
なす。
敬、イの筆を充分左下より持つてゆく、

口も充分上から書かぬと首が短かくな
る。ハの終筆があまり長くなるとこの字
は散漫になる。
落 イと口を左右
に充分にはなす。
ハの筆を左下の方
にギユツト突込み
この筆を心持右下
の方にて引返すこ
との字はすはる。
歷、イと口をかな
りはなさぬと○の
ところがせまくな
る。ハのところを
グツと左下に引き
下げてから筆を轉
じてゆくと形がと
れる。

せまくなる。
第十三回競書募集
一、課題 本號掲載の手下揮毫のこと一

一、條幅 小畫仙半截大、書體隨意一人
一枚。
一、送先 東京市品川區西品川三ノ八
三一高橋白陽先生
宛送付のこと。
一、締切 五月五
日。
一、發表六月號本
欄。



代、イは歷の終筆から續けて引いて仕
舞ふと面白い。口をうんと右上に持つて
ゆへ、ハの筆は口の最も右端に引かぬと

一、注意 級位ある
ものは級位、所屬
氏名、雅號等を明
記せる小紙片を貼
付すること。新に
應募するものは級
位は新とするこ
と。
條 幅
靜定、工夫忙裏試、和平、氣象怒中、
看。

舞ふと面白い。口をうんと右上に持つて
ゆへ、ハの筆は口の最も右端に引かぬと

一人一枚。
一、隨意 臨書、自運何れにてもよろし
一人一枚。

掲載の筆蹟は董其昌の般若心經の一部。

選歌しつづ (四二)

歌の話 (三)

大翼

歌(うた)といふ言葉がどうして出

來たかといふ説はすなはち語源説で、從來比較的閑却された問題であるが、さういふ説もあるにはあつたのだ。但しそのいづれもが、歌(うた)といふ一語を「う」「た」の一音づゝに分解して説明してゐるので、その説明がいかにも持廻はつたものになり、納得し兼ねるのである。たとへば「うた」の「う」は「うむ(産)の「う」で下略したものであり、「た」は「たま(玉、靈)の義で、「ま」を略したも

毎月募集

刑政歌壇

當季雜誌 締切 毎月五日限 用紙ハガキ一葉三首

白井大翼選

一 風もなき眞晝となりて炊事の煙癖しめきのほり陽を濁しけり
ゆとりあらくらしならねど統制になれて安けきを喜び合へり
二 うづ高く積み上げられし材木の乾く音のみ闇に響けり
臨終の父の聲に似し山鳩に豆播く手をばしばしとよめぬ
三 此の友と今宵一夜に別ると夜半の寢ざめに寢顔をのぞく
窓越えて射す陽あまねし休憩所に冬生くる蠅あまた遊べり
ぬば玉の夜更け行きて何處へか出船のドラの音のみきこゆる
ゆる／＼と流れ來れる浮氷驚乗せしまゝ海に入りけり
春淺き小野の山路は袖も居す馬酔木の花のたわわに咲ける
京 都 白 柏 大 虚

ので、この二字を寄せて「うた」と云つたものだとする類である。本居宣長が「うたげ」を解して、酒を飲み楽しんで手を拍ち上げる事だといひ、「うちあげ」が約まつて「うたげ」となつたものとなしたのを、更に一步進めて、「うた」は歌ひつつ手を「ウチアフ」こと、即ち、手拍子と共に歌ふことから出たとする一説がある。これは新村出博士の所説で、語源説としては最近のものである。
以上は極めて概略の紹介に過ぎないが、こゝでは語源の穿鑿が目的でないからこの程度に止めておくのである。

遺兒抱きて櫛ささげし人のことおもひやりてもうらやみてあり
小 倉 耶 枝 子
きさらぎの頃ともなればふるさとの藏王の山のスキー戀しき
樺 太 佐 竹 緑 披
朝な夕な通ふ鈴谷路泡立ちて雪解けしるき春は來にけり
沼 津 常 春
ボン／＼と音打ち立てて進み行く小蒸汽船に海のどかなり
神 戸 田 中 甲 陽
釣垂るる小舟いくつか見えてゐて長閑に霞む琵琶の湖
青 森 一
フアツシヨの時代にあひて醜のさがむきだしにして人はばからず
いつ見てもしぐさみえはるヒットラーをたたふるこゝろ我におこらず
横 濱 柳 田 北 斗 星
父はいまひとやにありと知らずして便りをよする子らをかなしむ
横 濱 柳 澤 喜 美 男
病室に飛び入りにけり寒すゞめ囚徒等飼ひて春陽かこめり
宮 城 志 賀 宮 童
支那の子等が遊ぶ巷の夕暮に灯がともりたり春まだ浅く
錦 州 池 田 ふ さ 糸
朝あけに桜花みだれて咲くごとし冬ざれの枯木霧氷かざりて
練 早 比 呂 志
五歳を征野に送り飯り來て聞く新體制の警鐘高し
名 古 屋 鞍 田 陽 明
雨毎に青く色づき獄園のしだれ柳も春を待つらし

訓令通牒

刑務共済組合共済金給與明細簿及脱退共済金明細簿記載方ノ件

(司法省 行甲第三一九號) 行刑局 昭和十六年三月三日

刑務共済組合事務取扱規程附屬第十號様式共済金給與明細簿及脱退共済金明細簿ハ左記ニ依リ記載相成度候...

記載方法注意

- 一、交付金額欄ニハ月末毎ニ其ノ金額ノ月計及會計年度中ノ累計ヲ記載スルコト...

〇 〇

- 一、共済事由發生年月日欄ニハ組合員ガ職務ニ起因セザル事故ニ因リ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル場合醫師ニ就キ診察、治療、手術處置等ヲ受ケ又ハ醫師ノ處方ニ依リ服藥シ或ハ治療上ノ必要ニ基キ醫師ニ於テ療法ヲ指示シタル鍼術其ノ他ノ療術的行爲ヲ受ケタル初回ノ年月日ヲ記載スルコト...

〇 〇

- 二、共済事由欄ニハ規則第十四條ノ該當スル各號ノ一ヲ記載スルコト...

(司法省 行甲第四三九號) 行刑局 昭和十六年三月十八日

昭和十五年十二月司法次官依命通牒行甲第一五八六號ニ基キ不定期刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ短期ノ執行ヲ終リタル者ニ付刑ノ執行ヲ受ケ終リタル者トシテ釋放スベキ場合ニ於ケル釋放上申書ノ様式ハ假釋放上申書様式ニ準ズルモ其ノ第一頁ヲ別紙ノ如ク改訂セラレ候條御了知相成度候...

成度候 長期ノ執行ヲ終ルベキ日 昭和 年 月 日 許可指定日 昭和 年 月 日 祕發 番號

副看守長補考績調書提出方ノ件 (司法省 行秘甲第五〇款) 行刑局 昭和十六年三月十八日

副看守長候補者推薦相成ルトキハ大正十二年行秘甲第一六五號通牒ニ依リ考績調書提出相成度候...

昭和十六年三月十八日 司法省 行刑局 行甲第四二一號訓令ニ於ケル宿直又ハ徹夜勤務者ノ賄料支給額ハ當分ノ内左記ニ依リ支給相成度依命此段及通牒候

